

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年12月25日

【計算期間】 第6期（自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日）

【ファンド名】 UBS オーストラリア・ボンド・インカム
(UBS Australian Bond Income)

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役会長 松本 晃一

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 一木 剛太郎

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 一木 剛太郎

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (5223) 7777

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません

（注1）豪ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、平成21年10月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝83.70円）によります。以下、豪ドルの円金額表示はすべてこれによります。

（注2）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されますが、ファンド証券は、豪ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り豪ドルをもって行います。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドの投資目的は、中長期的に安定したインカムゲイン（利子収入等）およびキャピタルゲイン（売買益等）の獲得をめざすことにあります。当ファンドは、投資目的を達成するため、主として高格付けの豪ドル建て公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、ＭＢＳ（モーゲージ債）およびＡＢＳ（アセット・バック証券）など）に分散投資を行います。

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができます。

ファンドはルクセンブルグの法律に基づいて設定された契約型の外国投資信託です。

ファンドは追加型で、ファンドの受益証券（「ファンド証券」）は記名式無額面、豪ドル建てです。

ファンドは信託期間中でも原則として換金（ファンド証券の買戻し）ができるタイプ（オープン・エンド型）です。

ファンド証券の格付けは取得していません。

なお、ファンドは日本国内では税法上「公社債投資信託」に分類されます。

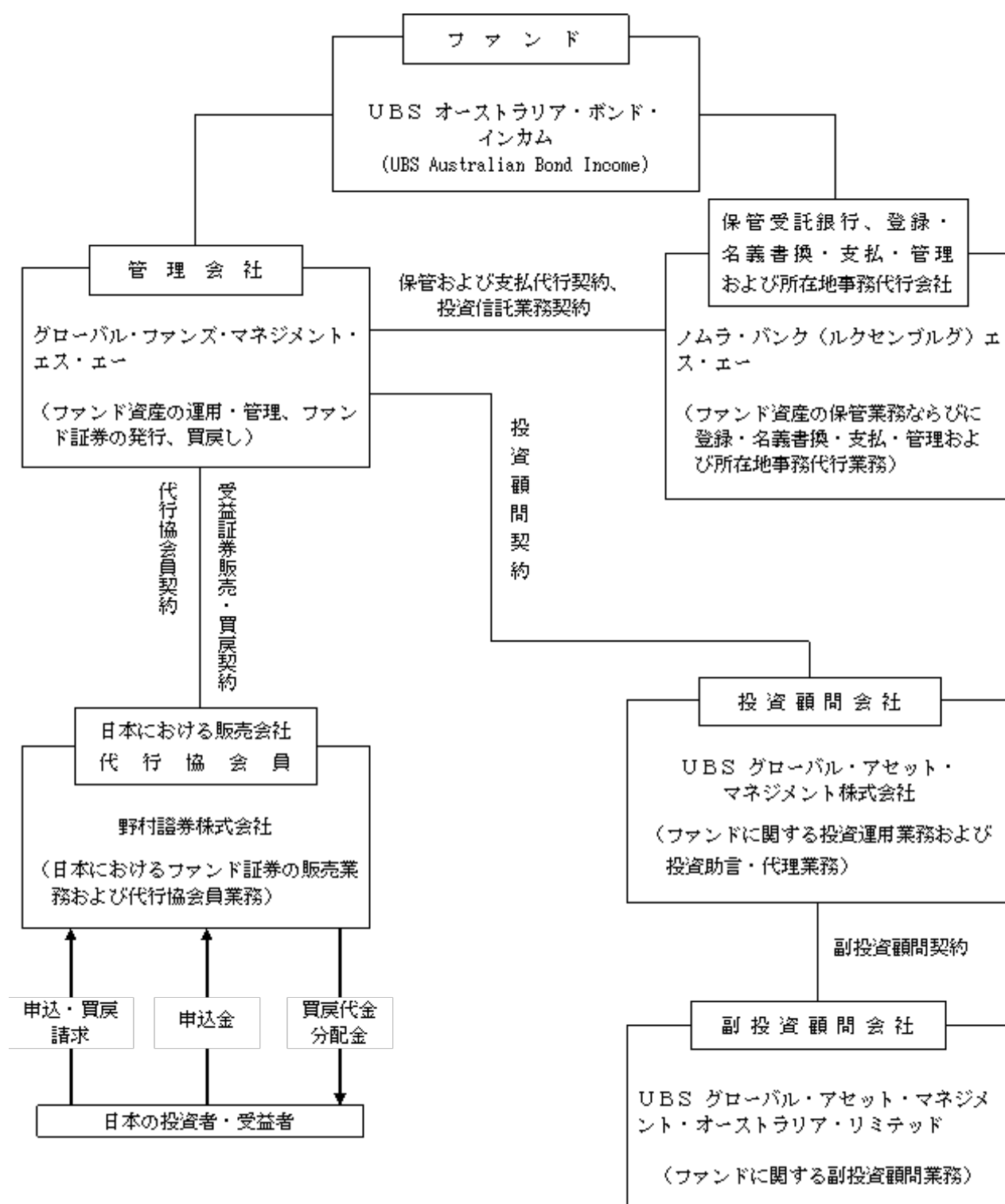
受益証券は、日本国内において、販売会社により個人および法人に対して販売されます。

ファンドは、一定のリスクを負担しつつ、高い投資総収益と若干の資産の成長を期待する投資家のために設定されています。

ファンドは、包括的な投資プログラムとして予定されたものではなく、またその投資目的が達成されるという保証はありません。投資家の方々は、以下の「投資リスク」に記載されるリスクを十分ご検討下さい。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み ～管理・運用関係～



管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	2003年5月28日付で締結された約款（2006年12月8日付変更約款により改訂済）。
保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	2003年5月28日付で管理会社との間で締結された保管および支払代行契約（注1）に基づく、ファンド資産の保管業務。 2003年5月28日付で管理会社との間で締結された投資信託業務契約（注2）に基づく、ファンド証券の発行・買戻し、登録、名義書換および純資産価格の計算業務ならびに記帳等の管理業務。
投資顧問会社	UBS グローバル・アセット・マネジメント株式会社	2003年5月28日付で管理会社との間で締結された投資顧問契約（注3）に基づく、ファンドに関する投資運用業務および投資助言・代理業務。
副投資顧問会社	UBS グローバル・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド (UBS Global Asset Management (Australia) Ltd.)	2003年5月28日付で投資顧問会社との間で締結された副投資顧問契約（2009年7月16日付変更契約により変更済）に基づく、ファンドに関する副投資顧問業務。
代行協会員、日本における販売会社	野村證券株式会社	2003年5月28日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約（注4）に基づく、日本における代行協会員業務。 2003年5月28日付で管理会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約（注5）（2006年12月8日付変更契約により変更済）に基づく、日本におけるファンド証券の販売業務。

（注1）保管および支払代行契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行がファンド資産の保管業務および支払業務を行うことを約する契約です。

（注2）投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された事務代行会社がファンドに関する所在地事務業務ならびに登録および名義書換業務等を行うことを約する契約です。

（注3）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドに関する投資運用業務および投資助言・代理業務等を行うことを約する契約です。

（注4）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券一口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約です。

（注5）受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概要

管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
代表者の役職 氏名	取締役会長 松本 晃一
本店の所在の 場所	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)
設立準拠法	ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。管理会社は、2002年12月20日の投資信託に関する法律（改正済）（以下「ルクセンブルグ投信法」といいます。）のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有しています。
事業の内容	管理会社の目的は、（ルクセンブルグ投信法第91条に規定する）投資信託の運用です。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、ルクセンブルグ投信法の第14章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。
資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ（約5,085万円）で、2009年10月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約339万円）で記名式株式15株を発行済です。 （注1）ユーロの円貨換算は平成21年10月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝135.60円）によります。
沿革	1991年7月8日設立
大株主の状況	大株主は、エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟のノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）で、15株すべてを所有しています。
本邦における 代理人	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 上記代理人は、管理会社から日本国内において (1) 管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および (2) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限 を委任されています。 また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、 弁護士 一木 剛太郎 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 です。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

当ファンドの投資目的は、中長期的に安定したインカムゲイン（利子収入等）およびキャピタルゲイン（売買益等）の獲得をめざすことにあります。当ファンドは、投資目的を達成するため、主として高格付けの豪ドル建て公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、ＭＢＳ（モーゲージ債）およびＡＢＳ（アセット・バック証券）など）に分散投資を行います。

ファンドはファンドの組入れ証券の価格変動のリスクをヘッジする目的およびファンドの戦略を実行する目的で、金融デリバティブ（先物、オプション、金利スワップ、アセット・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップを含みますがこれに限りません）の投資を行います。戦略の実行には、イールド・カーブ調整、デュレーション調整、セクター配分、銘柄選択、通貨配分を含み、実際の取引および（もしくは）デリバティブを使用して実行されます。ただし、管理会社はデリバティブの取引を行うにあたっては、レバレッジ（ファンド純資産総額以上の投資ポジションを取ること）を行ってはなりません。

（２）【投資対象】

ファンドはオーストラリア以外の発行体の豪ドル建て債券にも投資することがあります。（ただし、投資対象はこれらに限定されるものではありません。）

国債、政府機関債および準政府債（州政府債）

オーストラリア国債、オーストラリア政府関連機関が発行する政府保証債、準政府債（注）（州政府が発行または保証するもの）です。

（注）準政府債：オーストラリアには６つの州と１つの準州があり、それぞれの州政府が財務公社を通じて発行する債券が準政府債（州政府債）です。

国際機関債

国際機関が発行する債券です。

社債

オーストラリア内外の企業が発行する債券です。企業による金融市場を通じた資金調達（直接金融）のニーズが拡大し、社債の発行が増加しています。また、オーストラリア国外の、主として先進国の企業が、オーストラリアでの事業展開にあわせ、また資金調達の為替リスク分散のため、豪ドル建てで債券を発行することもあります。

ＡＢＳおよびＭＢＳ

貸出債権や売上債権を担保に発行される証券です。資産から生じるキャッシュフローを原資として発行される資産担保証券のことをアセットバックトセキュリティーズ（Asset Backed Securities）、略してＡＢＳと呼びます。ＭＢＳは、モーゲージ担保証券（Mortgage Backed Securities）の略です。ＭＢＳは、住宅ローン債権を集めて、これを裏付けに証券を発行したものです。

ストラクチャード証券

単一ないし複数の資産を裏付けとし、通常の債券と同様な形態で組成される仕組み債券です。ストラクチャード証券は、通常の債券同様、定期的な利払い、固定された償還日に元本を償還する、など一般的な債券と同様の形態を取ります。かかる証券は、他の仕組み債と同様に、スタンダード＆プアーズ社またはムーディーズ社により格付けが付与され、時価で取引されます。

デリバティブ

ファンドはファンドの組入れ証券の価格変動のリスクをヘッジする目的およびファンドの戦略を実行する目的で、金融デリバティブ（先物、オプション、金利スワップ、アセット・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップを含みますがこれに限りません）の投資を行います。

* 発行体の所在地

投資対象債券の発行体の所在地はオーストラリアに限りません。オーストラリア以外の政府、政府機関、国際機関、企業などの発行体が発行する豪ドル建て債券に投資することがあります。

* 基準通貨および制限

ファンドの基準通貨は豪ドルであり、豪ドル建て公社債を主な投資対象としますが、豪ドル以外の通貨（ニュージーランド・ドルやその他先進国の通貨等）建て公社債にもファンドの純資産総額の20%を上限として投資することができます。豪ドル以外の通貨建て公社債を組入れる場合には、原則として、可能な限り豪ドルに対して為替ヘッジを行います。

信用格付け

目標平均格付け

ポートフォリオの平均格付けは、スタンダード＆プアーズ社によるA - またはムーディーズ社によるA 3 以上を目標とします。

最低格付け

投資対象は、原則として、取得時において、スタンダード＆プアーズ社によるB B B - 以上またはムーディーズ社によるB a a 3 以上の格付けを持つ公社債、または（これらの格付けがない場合）投資顧問会社が上記格付けと同等と判断した公社債とします。

投資適格未満債

ファンドは、取得時にスタンダード＆プアーズ社またはムーディーズ社による格付けがB B B - / B a a 3 以上、または投資顧問会社が上記格付けと同等と判断する投資適格債を投資対象としています。ただし、取得後に保有債券の格付けが低下して投資適格未満の債券となった場合には、速やかに売却することを原則としますが、市場の流動性等に鑑み、ファンドの純資産総額の5 %を上限として、保有を一時的に継続することがあります。

	スタンダード＆プアーズ社 (S&P, Standard & Poor's)	ムーディーズ社 (Moody's)	
投資適格債 (BBB- 以上)	A A A A A A B B B	A a a A a A B a a	↑ 信用力が高い
投資適格債未満の 公社債 (BBB- 未満)	B B B C C C C C C D	B a B C a a C a C C	↓ 信用力が低い

* 格付け会社の格付けは、A A / A a から C C C / C a a までのものについて、3段階の格付けが付されます。

スタンダード＆プアーズ社の場合の例：

A A + ダブルエー・プラス
 A A ダブルエー（フラット）
 A A - ダブルエー・マイナス
 A + シングルエー・プラス
 A シングルエー（フラット）
 A - シングルエー・マイナス

ムーディーズ社の場合の例：

A a 1 ダブルエーワン
 A a 2 ダブルエーツー
 A a 3 ダブルエースリー
 A 1 シングルエーワン
 A 2 シングルエーツー
 A 3 シングルエースリー

ベンチマーク

当ファンドは、U B S オーストラリア債券インデックスをベンチマークとします。同インデックスは豪ドル建てで、オーストラリアの債券から、U B S 証券の客観的基準で選んだ投資適格債により構成されています。同インデックスは、オーストラリアの債券市場を全般的に反映する債券総合指数として、広く機関投資家の間で使用されています。直近の指数特性は以下の通りとなっています。

U B S オーストラリア債券インデックス

(UBS Australian Composite Bond Index 0+YR)

	銘柄数	時価総額 (10億豪ドル)	構成比率 (%)	平均クーポン (%)	最終利回り (%)	修正デュ レーション (年)	平均格付け
国債	10	89.05	26.06%	5.85	5.18	4.10	A A A
準政府債 (州政府 債)	43	112.60	32.95%	6.06	5.53	3.81	A A A
社債	198	68.86	20.15%	6.53	6.65	2.16	A A -
国際機関 債 / 政府機 関債	86	71.16	20.83%	5.76	5.78	3.14	A A A
合計 / 平均	337	341.68	100.00%	6.04	5.72	3.41	A A +

2009年10月末現在

デュレーション

ファンドが目標とする修正デュレーションは、ベンチマークの修正デュレーションの ± 1.25 年に維持されるものとします。

(参考) デュレーション・修正デュレーション

デュレーションは、公社債の平均残存期間を指します。また、デュレーションは、金利の変化に対する公社債の価格の感応度を表すためにも使われます。この金利の変化に対する公社債の価格の感応度を表す指標として、デュレーションを $(1 + \text{利回り})$ で割った修正デュレーションという指標も用いられます。このデュレーション・修正デュレーションの値が大きいくほど、金利の変化に対する公社債価格の変動率は大きくなります。一般的に、満期までの期間の長い公社債（長期債）のデュレーション・修正デュレーションの値は大きく、満期までの期間の短い公社債（短期債）のデュレーション・修正デュレーションの値は小さくなります。

いかなる種類の株式または出資に対する投資も行いません。

オーストラリアの源泉徴収税が課されない準政府債・社債への投資

非居住者によるオーストラリアの債券投資にあたっては、通常、1936年オーストラリア所得税法（以下本項目内において「所得税法」といいます）128 F 項（特に「公募証券発行基準」）に基づき免除されない限り、債券の利金に対し10%の現地源泉徴収課税が行われています。

2008年12月に、所得税法の改正に伴い、「公募証券発行基準」の下で128 F 項の利金源泉徴収税の免除対象が、準政府債を含む形で広げられました。そのため、ファンドのポートフォリオの投資可能範囲は拡大しました。さらに、2009年12月の所得税法の再度の改正により、128 F 項の利金源泉徴収税の免除対象は、オーストラリア国債にまで広げられる予定です（2009年12月9日現在）。

ファンドは、所得税法128 F 項に基づいて発行される準政府債や社債などの、同国の利金源泉徴収税が非課税となっている債券に、可能な限り投資する形で、引き続き構築されます。

ファンドの組み入れ債券構成（ポートフォリオ）は、オーストラリア債券チームのアクティブ運用戦略により、ベンチマークの構成比率と異なるものとなります。同戦略では、（特に、国債が利金源泉徴収課税の対象となっている期間においては）国債の組み入れ比率を低くおさえる可能性があります。

投資適格未満の債券への投資

当ファンドは、取得時にスタンダード＆プアーズ社またはムーディーズ社による格付けがB B B - / B a a 3 以上、または、かかる格付け機関による格付けが存在しない場合には、投資顧問会社が同等と判断する投資適格債を投資対象としています。取得後に保有債券の格付けが低下して投資適格未満の債券となった場合には速やかに売却することを原則としますが、市場の情勢および流動性に鑑み、純資産総額の5 %を上限として保有を一時的に継続することがあります。

(参考)

オーストラリアについて

- オーストラリアの国土面積は世界第6位〜ロシア、カナダ、中国、米国、ブラジルに次ぐ広さ
- オーストラリアのGDPはアジア太平洋地域第4位*〜日本、中国、インドに次ぐ経済規模*
- オーストラリアの国民一人当たりGDPは日本を上回る〜世界第15位(日本は16位)*
- 日本とは1976年に友好条約を締結。日本とオーストラリアは互いに主要な貿易相手国で、アジア太平洋域内では数少ない先進国同士として、経済面・政治面ともにパートナー関係にある

*2009年の名目GDP予測値(出所:IMF)

	オーストラリア	日本	中国	米国	ユーロ圏
人口(※1) 単位: 億人	0.2	1.3	13.3	3.1	3.3
面積(※2) 単位: 1000Km ²	7,741	378	9,598	9,632	2,585
国内総生産(※1) 単位: 兆米ドル	0.9	5.0	4.8	14.3	12.3
一人当たりGDP(※3) 単位: 万米ドル	3.8	3.4	0.7	4.7	3.3
貿易総額(※4) (対GDP)	38.2%	31.5%	59.2%	23.9%	66.4%

(※1) 2009年の予測値(出所: IMF)

(※2) 2008年時点(出所: 世界銀行)

(※3) 購買力平価による2009年の予測値(出所: IMF)

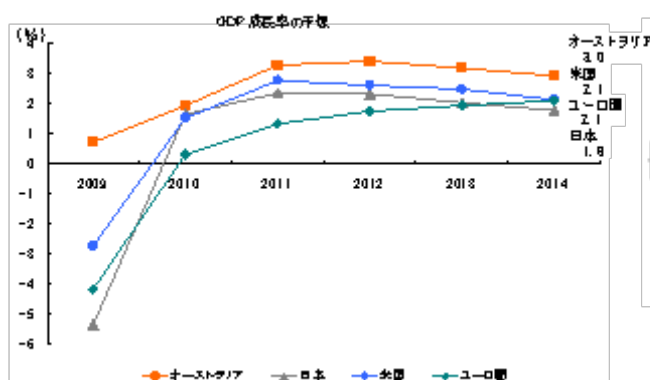
(※4) 2008年時点(出所: WTO, IMF) ただしユーロ圏については一部国のデータを除く

上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

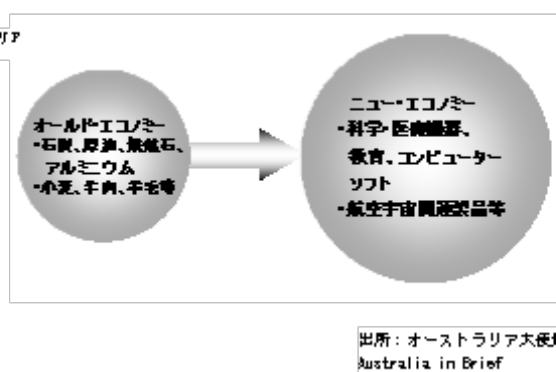
2009年10月末現在

出所: Australian Bureau of Statistics、ジェトロ(日本貿易振興機構)、IMF(国際通貨基金)、世界銀行、WTO(世界貿易機関)

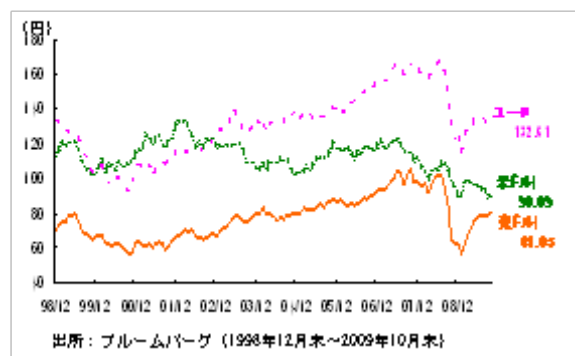
安定して高い経済成長が予想されるオーストラリア



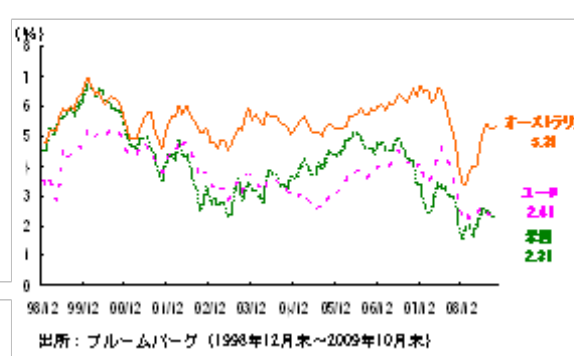
貿易主力商品の変遷



米ドル、ユーロ、豪ドルの対円レート



相対的に高水準なオーストラリア債券利回り(5年国債、複利)



（３）【運用体制】

ＵＢＳグローバル・アセット・マネジメント株式会社（投資顧問会社）

管理会社は、ＵＢＳグローバル・アセット・マネジメント株式会社を投資顧問会社として任命しています。投資顧問会社は、管理会社の取締役会の監督および最終的責任の下でファンド資産の投資について投資運用を行います。

投資顧問会社は、すべての責任を負い、統制および監督を行うことを条件として、自らの費用においてファンドのポートフォリオ取引に関して副投資顧問会社としてＵＢＳグローバル・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドを任命しております。

投資顧問会社は（〒100-0004）東京都千代田区大手町一丁目５番地１号 大手町ファーストスクエアに事務所を有します。

投資顧問会社は、1996年の設立以来ＵＢＳグローバル・アセット・マネジメントグループのグローバルネットワークにおける日本拠点として、世界規模で統合される投資プロセスと組織の両面を通じて、投資運用サービスを提供しています。2009年３月末日現在のＵＢＳグローバル・アセット・マネジメント株式会社の投資運用業および投資助言・代理業における年金を中心とした運用資産額は、１兆8,946億円となっています。

ＵＢＳグローバル・アセット・マネジメント・グループは、ＵＢＳグループ（ＵＢＳ A.G.）を構成する４部門のうち資産運用（機関投資家向けおよび投資信託）を統括する部門として、25カ国に約3,500名のスタッフを擁し、約51兆3,893億円（約5,620億米ドル、うち機関投資家 約3,330億米ドル、うち投資信託 約2,290億米ドル、１米ドル＝91.44円にて円換算）（2009年９月末日現在）の運用資産を有するグローバルな資産運用機関です。

ＵＢＳグローバル・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド（副投資顧問会社）

投資顧問会社は、ＵＢＳグローバル・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドを副投資顧問会社として任命しています。

副投資顧問会社は、ファンドのために投資決定を行い、オーストラリア市場内外でファンドのポートフォリオ取引のため売買注文を行います。これらの注文は、法令の範囲内で投資顧問会社の関連会社を含むブローカーに対して出すことができます。副投資顧問会社は、ポートフォリオに関し、投資決定および運用のため、ＵＢＳグループ内の調査や専門性を活用します。

副投資顧問会社は、オーストラリア、シドニー NSW2000、2 チフリースクエア、チフリータワー 7階に事務所を有します。

副投資顧問会社は、1985年に旧スイス銀行グループとしてオーストラリアにおける資産運用業務を開始しました。副投資顧問会社はオーストラリア国内においてその運用実績に定評のある資産運用会社であり、年金基金、保険会社、公的セクター、その他大企業、投資信託を中心に、あらゆる資産クラスで商品を提供しています。運用資産は2009年６月末日現在、約１兆7,744億円（212億豪ドル、１豪ドル＝83.70円にて円換算）を有しており、シドニー、メルボルンの２拠点で業務を運営しております。

オーストラリアでの運用実績

2009年10月に、スタンダード＆プアーズ社よりオーストラリア債券ファンド部門で「ファンド・マネージャー・オブ・ザ・イヤー」を受賞しました。

当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

UBSグループ

親会社であるUBS銀行はスイスを本拠地とするグローバルな総合金融サービス機関です。

組織的には、強固な財務力と定評のある技術革新によって絶えず変化し続ける世界との融合を実現しています。また、UBSグループは世界で総合的な投資サービスを展開する企業です。

中枢ビジネスは、資産運用部門であるUBSグローバル・アセット・マネジメント、プライベート・バンク及びスイス銀行業務部門であるウェルス・マネジメント&スイス・バンク、米国プライベート・バンクであるウェルス・マネジメント・アメリカス及び投資銀行部門であるインベストメント・バンクの4部門です。

（後記UBSグループの組織図 参照）

日本では1966年よりスイス・ユニオン銀行、スイス銀行コーポレイションとして進出し、法人向けの金融サービスを中心に業務を拡大してまいりました。1998年の両行の合併後、UBSグローバル・アセット・マネジメントの他、UBS銀行東京支店、UBS証券などのグループ各社を通じて法人向け総合金融サービスを提供しております。

UBS銀行は、良質なキャッシュフローと厳しいリスク対応から、グローバルに優れた投資サービスを提供する金融機関として評価され、高い格付けを取得しています。

- スタンダード&プアーズ社 AA-
- ムーディーズ社 Aa2
- フィッチ社 A+

上記の格付けは2009年10月末現在のものであり、将来変更される場合があります。

■ UBS グローバル・アセット・マネジメント・グループのグローバル・ネットワーク



<主な拠点>

アメリカ
シカゴ
ハートフォード
ニューヨーク

オーストラリア
シドニー

イギリス
ロンドン

フランス
パリ

カナダ
トロント

ドイツ
フランクフルト

スイス
チューリッヒ

香港
香港

日本
東京

■ UBS グループの組織図

UBS グローバル・アセット・マネジメントの運用哲学

UBS グローバル・アセット・マネジメントの運用哲学は、いかなる資産クラスでも、投資ファンダメンタルズがその投資価値を決定する、という考え方に基づいています。市場価格と均衡水準の価値（投資価値）との間には、時としてそれによって付加価値を得られる程の乖離が生じます。このような市場価格と投資価値の格差をポートフォリオ構築における基本的要素とします。運用の意思決定は、ファンダメンタル・リサーチ、自社開発の評価システム、専門的スペシャリストの判断を踏まえて行われます。

豪ドル債券の運用プロセスにおいては、長期均衡価値に対し適正に評価されていない債券に着目（市場価格と投資価値の乖離に着目）し、アクティブに個別債券等への投資比率を決定します。これらの個別債券への投資により、均衡水準から乖離した市場、セクター（債券種別）および個別銘柄が、均衡水準（フェア・バリュー）へ収斂していく過程において、超過収益の獲得をめざします。

明確な運用哲学と運用プロセス

投資ファンダメンタルズがその投資価値を決定するという運用哲学は、ファンダメンタルズとキャッシュ・フローの厳密且つ的確な分析に基づいています。このような運用哲学を遂行するために、このプロセスをグローバルに一貫して適用しています。

グローバルな運用基盤

UBS グローバル・アセット・マネジメントの運用部門は、世界各国に在籍する投資スペシャリストの高度な専門性をグローバル規模で統合した体制となっており、顧客に優れたパフォーマンスを提供するとともに、リスク管理を徹底しています。このような基盤により、全ての資産が運用されています。

リスク管理を重視

アクティブ戦略のリスク特性（個々のトラッキング・エラー）と戦略変更に伴うリスク特性の変化（限界トラッキング・エラー）を、自社開発のリスク分析モデル等を用い、継続的に監視しています。

トラッキング・エラーとはポートフォリオのリターンが、ベンチマークのリターンと比べてどの程度乖離したかを、ベンチマークのリターンに対するファンドのリターンの"ぶれ"の大きさとして数量化したもので、ベンチマークどおり（すなわち市場と同じ値動きを狙う）の運用を行うパッシブファンドの場合はトラッキング・エラーが小さくなります。逆にトラッキング・エラーが大きいほどアクティブな運用を指向しているということになります。

システム技術の有効活用

UBS グローバル・アセット・マネジメントは、システム技術に多大な資源（人材・費用）を投入し、独自の分析モデルを数多く維持・管理・開発しています。またグローバルな社内情報システム（ウェブ・サイト）により、運用部門全体の調査・運用情報の共有化を図っています。

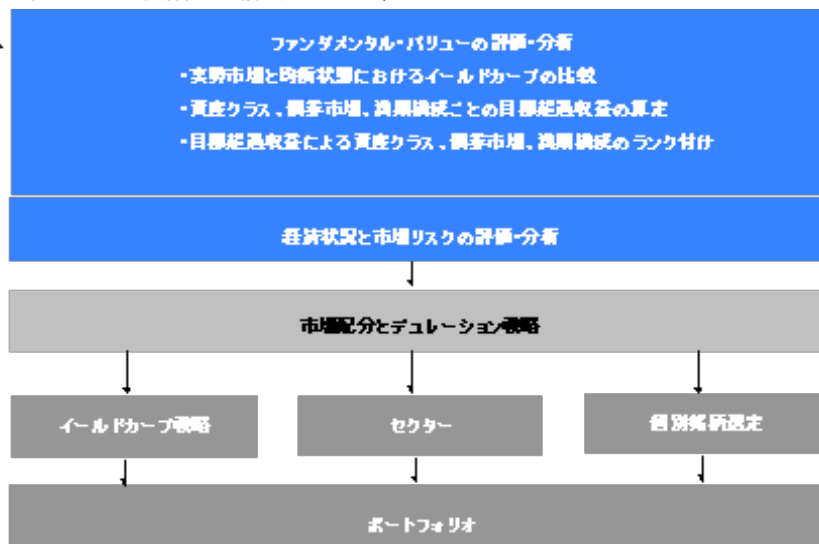
運用プロセス

当ファンドは、債券の市場価格と投資価値の乖離に着目し、グローバルに確立されたＵＢＳグローバル・アセット・マネジメント・グループの一貫した運用プロセスのもとにアクティブ運用を行います。当ファンドは、ＵＢＳオーストラリア債券インデックスをベンチマークとします。当ファンドの運用にあたっては、以下を重視して運用を行います。

- ・ ベンチマーク対比のデュレーション調整
- ・ ベンチマーク対比のパフォーマンス

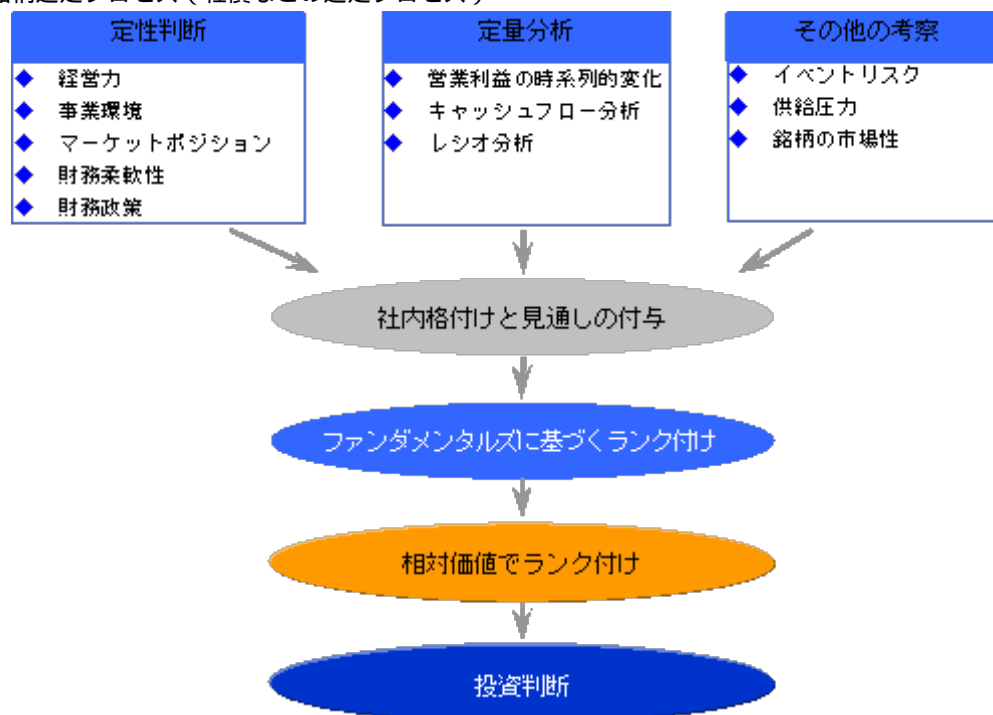
当ファンドは、ＵＢＳグローバル・アセット・マネジメントにおけるグローバルな運用プロセスと一貫性を保ちつつ運用されます。運用プロセスは以下の通り６段階から構成されます。

1. ファンダメンタル・バリュエーションの評価
2. デュレーション戦略
3. イールドカーブ戦略
4. セクター戦略
5. セクター／個別銘柄選定
6. ポートフォリオ構築



2009年10月1日現在

銘柄選定プロセス（社債などの選定プロセス）



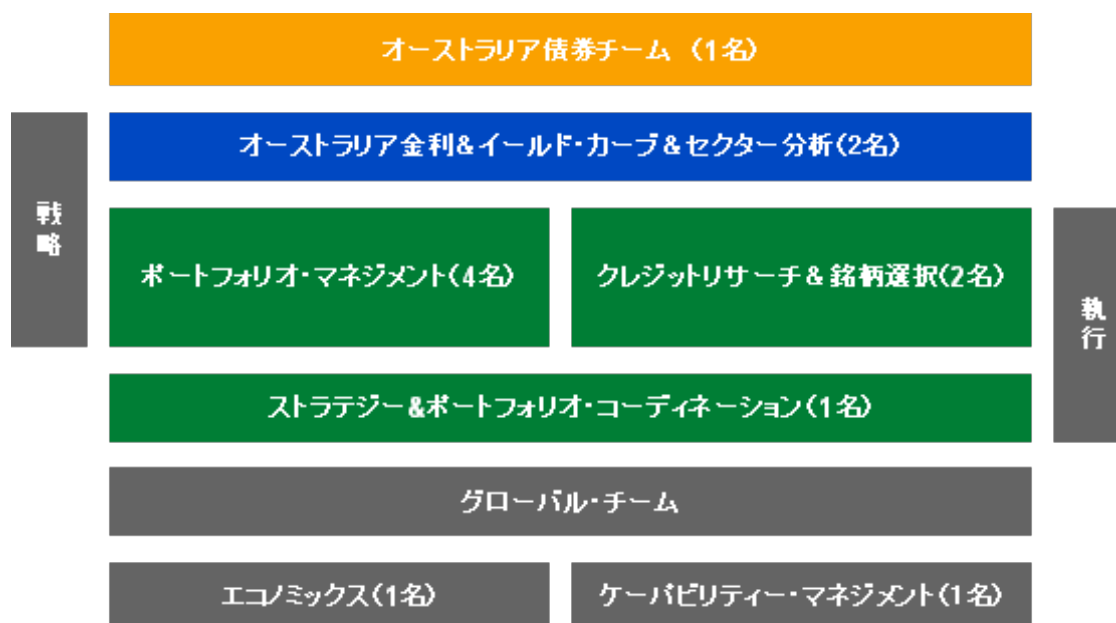
リスク管理

UBSグローバル・アセット・マネジメントでは、自社開発のリスク分析モデルを活用し、ポートフォリオに関わるリスクをあらゆる側面から管理・モニターしています。また、ファンドのリスク許容度に応じて、適切なリスク範囲、上限値等を決定します。許容リスクの範囲を設定することにより、ポートフォリオ全体のリスク管理をより徹底して行うことが可能となります。

運用体制について

オーストラリア債券チームは、ヘッドが債券戦略に亘る全責任を負っています。オーストラリア債券チームの役割はストラテジー（戦略）策定と執行に分かれています。戦略策定は、オーストラリア金利&イールド・カーブ&セクター分析、ポートフォリオ・マネジメント、クレジットリサーチ&銘柄選択の各担当チームが行います。一方、執行は、ポートフォリオ・マネジメント、クレジットリサーチ&銘柄選択の各チームが戦略策定と兼務するほか、ストラテジー&ポートフォリオ・コーディネーション・チームが戦略に沿ったモデル・ポートフォリオの構築や見直し等を行い、債券チーム全体で戦略が正確に実行されていることを確認します。また、グローバルに展開する（エコノミックスとケーパビリティ・マネジメントを含む）グローバル・チームのグローバル・リサーチや戦略、グローバル・ハイ・イールドや新興国債券、社債および証券化商品などの動向などもオーストラリア債券の戦略策定の参考とします。以下は、オーストラリア債券の戦略策定および執行にあたっての体制を示したものです。

ファンドはオーストラリア債券チームにてチーム運用を行います。オーストラリア債券チームは8人（アジア太平洋地域債券ヘッド含む）で構成されます。



*上記の人数は、他チームとの兼務者を含みます。

（2009年10月1日現在）

投資顧問契約は、他方当事者に契約終了の効力発生日の90日以上前に書面による通知をすることにより、投資顧問会社または管理会社によって終了することができます。

また、ファンドの管理および保管に関するその他の委任事務は、関係する契約書に定められた条項に基づき、管理会社の取締役会が管理権限を有し、最終的な責任を負います。

リサーチ体制について

クレジット・リサーチは社内の専任クレジット・アナリストが行い、ポートフォリオに組入れられる全ての銘柄について事前に独自の社内格付けを行っています。

クレジット・リサーチ・チームが、オーストラリア国内で発行された証券に関するクレジット・リサーチを担当しています。また、オーストラリア国外で発行された豪ドル建て債券については、シカゴ・ロンドン・チューリッヒに配置されたUBSグローバル・アセット・マネジメント・グループのクレジット・リサーチ・チームが各々の調査を担当し、その調査結果をオーストラリア債券の運用に活用します。社債のクレジット・アナリストにあたっては、上述のクレジット・リサーチに加え、UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループが擁する株式リサーチ・チームの調査結果も活用します。

クレジット・リサーチのプロセスは、トップダウンの定量分析と、セクターと個別銘柄に関するボトムアップの定性分析により行われます。

クレジット・アナリストは、独自の調査結果を加味し、セクター戦略の推奨を行います。また、企業のファンダメンタル分析と企業間の相対評価を行うことで、個別銘柄の推奨を行います。

上記運用体制およびリサーチ体制は2009年10月1日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

（４）【分配方針】

原則として毎月10日（10日がファンド評価日でない場合はその直前の評価日）現在の受益者に対して主として純投資収益から分配を行う意向です。

分配はファンドの投資収益および実現キャピタル・ゲイン（売買収益）から毎月分配または他の中間分配が行われますが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能な他のファンド資産からも分配を行うことができます。

ルクセンブルグの法律により、分配後のファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の最低額（1,250,000ユーロ）の豪ドル相当額を下回るような分配は行うことができません。

分配の行われる日から5年が経過しても請求がなされない場合、受益者は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組込まれます。

（５）【投資制限】

- １．管理会社は、同一発行体の証券へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の10%を超える場合、当該発行体の発行する証券にファンド資産を投資することはできません。ただし、本制限は、経済協力開発機構（「OECD」）加盟国もしくはその地方機関、（地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が援助する機関もしくは下部機構が発行または保証する証券には適用されません。
- ２．管理会社は、ファンドのために、同一の発行体の発行済債務証券の10%を超えて取得することはできません。ただし、かかる制限は関連する債務証券の発行時に適用されるものとし、ファンドによる債務証券の追加的取得の結果以外を理由とするかかる10%制限を超える事後の比率の増加は最大25%まで是正する必要がありません。かかる25%の上限を超える場合、管理会社はファンドの受益者の利益を考慮しつつ、かかる証券の売却、すなわちかかる状況の是正を優先しなければなりません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関、（地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が援助する機関もしくは下部機構が発行または保証する証券には適用されません。
- ３．管理会社は、ファンドのためにいかなる種類の株式または出資に対する投資も行いません。
- ４．管理会社は、不動産を購入しません。
- ５．管理会社は、商品、商品取引、または商品もしくは商品についての権利を表章する証券に関する取引を行なってはならず、本制限上、かかる商品には、貴金属およびこれらを表章する証書も含まれます。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資しまたは商品を取引する会社の証券を売買することができます。ただし、本制限は、適用法令および約款の定める範囲内で管理会社が金融商品、株価指数ならびに外国為替の金融先物取引および先物予約（ならびにこれらに関するオプション）の売買を行うことを妨げるものではありません。
- ６．管理会社は、証券を信用で購入しません（ただし、管理会社は組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができます。）。また、証券の空売りを行いません。ただし、管理会社は、先物取引および先物予約（ならびにこれに関するオプション）に関し、当初および継続証拠金を預託することができます。
- ７．管理会社が借入れを行う場合、その総額は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。借入れは、一時的措置としてなされる場合に限るものとします。
- ８．管理会社は、上記７．記載の借入れに関連して必要な場合を除いては、ファンドのために所有または保有される証券に担保権、質権または抵当権を設定し、またいかなる方法であれ、当該証券を債務の担保として譲渡しないものとします。ただし、将来発行時もしくは後日引渡約定による証券の売買、およびオプションの売り、または先物予約もしくは先物取引の売買に関する担保設定は、資産への担保権設定とはみなされません。
- ９．公認の証券取引所または定期的に取引が行われ、一般に認められかつ開かれている他の規制市場（「規制ある市場」）で取引されていない証券にファンドの純資産総額の15%を超えて投資することはできません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関、（地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が援助する機関もしくは下部機構が発行または保証する証券には適用されません。
- 10．管理会社は、ファンドの資産をもって証券を引受けまたは下引受けを行うことはできません。ただし、組入証券の処分に関し、管理会社が適用される証券法に基づき引受人であるとみなされる場合についてはこの限りではありません。
- 11．管理会社は、法律、規則または行政上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができます。ただし、この技法と手段は、効率的な組入証券の運用の目的で使用される場合に限りです。
 - a) オプションに関し、管理会社は、以下の場合を除いて、証券のオプションを購入することはできません。
 - ）当該オプションが証券取引所に上場されているか、または規制のある市場で取引されている場合で、かつ
 - ）当該オプションの取得価格（プレミアム）が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
 - b) 管理会社は、ファンドのために、当該証券がすでに保有されているか、ファンドが同等のコール・オプションまたはかかる契約から生じる責任を十分にカバーすることを確保できる他の手段を有している場合、証券のコール・オプションを売却することができます。
- 12．管理会社は、ファンドのために、為替の予約、クロス通貨スワップ、国際先物取引を行い、コール・オプションを売り、またはプット・オプションを買うことができます。ただし、一通貨に関する取引は、ヘッジされる通貨建のファンドの証券およびその他の資産の総評価額を超えてはならず、また当該資産が保有される期間を超えてはなりません。これらの取引または為替は、証券取引所に上場されているか、または規制ある市場で取引されているもののみを対象として行うものとします。ただし、管理会社は、格付けの高い金融機関と為替予約またはスワップ契約を行うことができます。

13. 管理会社は、ファンドのために、ファンドの組入れ証券の価格変動のリスクをヘッジする目的およびファンドの戦略を実行する目的で、金融デリバティブ（先物、オプション、金利スワップ、アセット・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップを含みますがこれに限りません）の取引を行います。戦略の実行には、イールド・カーブ調整、デュレーション調整、セクター配分、銘柄選択、通貨配分を含み、実際の取引および（もしくは）デリバティブを使用して実行されます。ただし、管理会社はデリバティブの取引を行うにあたっては、レバレッジ（ファンド純資産総額以上の投資ポジションを取ること）を行ってはならず、また、デリバティブへの投資（買い持ちと売り持ちのネット合計）はファンドの純資産額の最大40%までに制限されるものとします。

14. 管理会社は、専門的な銀行、貸付機関および格付けの高いその他の金融機関に対して、またはクリアストリームもしくはユーロクリア等の公認の決済機関を通してファンドの組入証券の貸付を行うことができます。証券の貸付期間は30日間を超えることはできません。かかる貸付は、現金、現金同等物またはOECD加盟国またはその地方機関により発行または保証された証券により構成される担保により継続的に保証されます。ただし当該担保は、貸付契約締結時に、少なくとも貸し付けられた証券の総評価額と同額でなければなりません。担保は、ファンドのために、貸付契約が終了するまで凍結されなければなりません。貸付けは、組入証券の市場価格総額の50%を超えないものとします。ただし、この制限は、ファンドがいつでも貸付契約を解除し、貸付けた証券の返還を受ける権利を有する場合は、適用されません。当該貸付取引に関する費用のすべてはファンドが負担します。

また、管理会社はファンドのために高い格付けを有し当該取引に専門化している金融機関とレボ契約および逆レボ契約を締結することができます。管理会社は、レボ契約の期間中ファンドのために取引の相手方が証券の買戻しを実行する前か買戻期間が終了する前に当該契約の対象である証券を売却することができません。さらに、ファンドは当該証券をその所有者の請求により購入または買戻す義務を履行できるよう常に確保しなければなりません。

上記11.、12. および13. にいうオプションに関しては、管理会社は、ファンドのために、当該取引がファンドにとってより有利である場合または必要とされる性質のオプションが取引されていない場合、この種の取引に参加している信用力のある金融機関とOTCオプション取引を行なうことができます。

管理会社は、ファンド資産の一部である証券に付随する新株等引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要があります。

管理会社の不可抗力により、または新株等引受権の行使の結果、上記の比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、ファンドの受益者の利益に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させます。

約款上、上記の投資制限はアセット・バック証券に対しては、プールごとではなくスポンサーごとに適用され、その結果、ある主体がアセット・バック証券の複数のプールのスポンサーである場合、投資制限は、これらのプールがすべてスポンサーの一つのクラスの証券に統合されたように適用されます。アセット・バック証券は、保有制限を適用する場合にはすべて債務証券として取扱われます。

保有制限の適合性判断においては、レボ契約は、担保として機能する裏付証券への投資対象とのみみなされます。

管理会社は、ファンドのために、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) それらの主要株主（自己もしくは他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、（ ）公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または（ ）競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

上記9.、11.、12. および13. に従った債務証券または証書の取得による場合を除き、管理会社は、金銭の貸付けを行ないまたは第三者の保証人となることはできません。

管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となり、または利益に反しない投資制限を随時課することができます。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

ファンドは、公社債などの値動きのある証券に投資します。これらの投資対象証券には、ファンドの資産価値に影響を及ぼす、主として以下のリスクがあります。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた損益は全て受益者に帰属します。

主なリスク

■金利変動リスク

投資対象国の金利変動により、投資対象の債券等の価格が変動します。通常、債券の価格は、金利が上昇すれば下落傾向となり、金利が低下すれば上昇傾向となります。金利変動の影響度合いを「デュレーション＝金利感応度（年で表示）」という指標で表します。デュレーションが大きいと金利変動による影響を大きく受け、デュレーションが小さいと金利変動による影響が小さいということになります。

■クレジット・リスク（信用リスク）

通常、債券の価格は、発行体の信用力の変化により変動します。投資銘柄の発行体の財務状況の悪化、経営不振や倒産等により、元利金の支払が期日までに行われない場合（デフォルト、債務不履行）があります。デフォルトが予想される局面となった場合には、債券価格は大きく下落します。投資適格債の場合には、デフォルト（債務不履行）に陥る可能性は低くなります。

円換算した純資産価格の変動リスク

ファンド証券の純資産価格は豪ドルで表示されます。また、ファンドは原則として豪ドル建て資産に投資し、豪ドル建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、円から投資した場合には、円換算した純資産価格は外国為替相場（特に豪ドル／円間の相場）の変動の影響を大きく受けます。

その他のリスク

■グローバル投資のリスク

ファンドは、主としてオーストラリア内外の発行体の発行する豪ドル建て公募債券に投資し、場合によっては一部豪ドル以外の通貨建ての公社債（原則として可能な限り豪ドルに対して為替ヘッジを行います。）に投資することがあります。オーストラリア以外の国に本拠地を置く発行体の公社債への投資は、オーストラリアに本拠地を置く発行体への投資だけでは得られない潜在的利益を提供します。同様の利益は豪ドル建て以外の公社債への投資からも享受し得ます。また、かかる投資に適用される法律または規制の変更やオーストラリアの発行体には通常適用されない為替制限等の為替監督規制等により、債券価格は変動します。

■期限前償還のリスク

A B SおよびM B Sの大部分は、元本が期限前に返済されることがあり、金利が低下している局面ではこれが加速することが予想されます。かかる期限前返済は、その時点での市場の実勢利回りよりも低い利回りでの再投資しかできないのが通常です。

■大量の買戻し・申込みによる資金流入に伴うリスク

一度に大量の買戻し請求があった場合に、買戻し資金の手当てをするために保有有価証券を大量に売却することがあります。その際に、市況動向や取引量等の状況によっては保有証券を直前の市場実勢から乖離した価格で売却を強いられることがあり、その結果ファンドの純資産価格が大きく変動する可能性があります。また、一度に大量の申込みがあった場合には、原則として、投資資産を用いて迅速に債券組入れを行います。が、市場の流動性が低い場合には買付けが完了するまでに時間がかかることがあります。

■ベンチマークに関するリスク

ファンドは、U B Sオーストラリア債券インデックスをベンチマークとしますが、ベンチマークはオーストラリア債券市場の構成の変化や指数の改廃等によっては将来見直される場合があります。また、ファンドの投資成果は、ベンチマークを上回る場合も下回る場合もあり、ベンチマークに対する一定の投資成果を達成することを保証するものではありません。

■その他の留意点

- ・市場の急変時等には、前述の運用方針および運用プロセスに従った運用が一時的にできない場合があります。
- ・コンピューターシステム関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。
- ・分配額は変動し、分配金は必ずしも支払われないことがあります。

(2) リスクに対する管理体制

リスク管理体制

UBSグローバル・アセット・マネジメントでは、法規制度遵守(コンプライアンス)に対する認識は組織全体に浸透しており、全てのビジネス活動の根幹となっています。全ての従業員がコンプライアンスに対して責任を負い、経営陣によるコンプライアンス体制に関する強いサポートとコミットメントにより、一層、その有効性が高まっています。コンプライアンスは、全ての業務から独立した体制を敷いています。

ポートフォリオのリスク管理

ポートフォリオはトラッキング・エラー、分散、市場配分を測定する明確なリスク・フレームワークの中で構築されます。

- リスク分析モデルは事前のトラッキング・エラーに基づき、UBSグローバル・アセット・マネジメント内ですべて開発されています。UBSグローバル・アセット・マネジメントは通貨配分、市場配分、デュレーション、イールドカーブ戦略、セクター配分、および信用状況から生じるリスクを把握します。UBSグローバル・アセット・マネジメントはグループの世界中の運用スペシャリストによるインプットをもとに最適な配分を決定します。
- 非国債、非政府債セクター内のリスク管理は重要です。これは、業種、信用の質および発行体の分散となって現れます。ポートフォリオの市場リスク感応度は、デュレーションにより管理されます。それぞれのセクター、業種毎のデュレーションの合計をもって全体のリスク管理を行ないます。セクター、業種毎の配分およびポートフォリオ全体のデュレーションは、ベンチマーク対比で管理します。金利や信用リスクにかかわる投資判断を行う際は、加重平均デュレーションをもとに判断いたします。

上記投資リスクに関する管理体制は2009年10月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

純資産価格の３％以下です。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
500口以上 15,000口未満	申込金額の2.10％（税込）
15,000口以上 150,000口未満	申込金額の1.05％（税込）
150,000口以上	申込金額の0.525％（税込）

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外において買戻し手数料は、徴収されません。

日本国内における買戻し手数料

日本国内において買戻し手数料は、徴収されません。

（３）【管理報酬等】

管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.02％の管理報酬をファンドから各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

投資顧問会社は、四半期中の日々の純資産総額の平均額の以下の年率の投資顧問報酬を各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

10億豪ドルまでの部分 0.250％

10億豪ドル超の部分 0.200％

投資顧問会社は副投資顧問会社に対し、投資顧問報酬から、随時合意する報酬を支払います。

2009年6月30日終了の事業年度にファンドが支払った管理報酬は、200,536豪ドル、投資顧問報酬は、2,501,622豪ドルでした。

保管報酬

保管受託銀行および管理事務代行会社は、ルクセンブルグの通常の銀行実務の慣行に従い、純資産総額の平均額に基づき、ファンド資産から、保管報酬を受領する権利を有します。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されません。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドが負担します。

2009年6月30日終了の事業年度にファンドが支払った保管報酬は、219,646豪ドルでした。

代行協会員報酬

日本における代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々の純資産総額の年率0.30％の代行協会員報酬を各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

2009年6月30日終了の事業年度にファンドが支払った代行協会員報酬は、3,006,901豪ドルでした。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは、次の費用を負担します。

(a) ファンド資産および収益に課せられる一切の税金。

(b) ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。

(c) 登録・名義書換・所在地事務代行会社および支払事務代行会社に対する報酬および合理的な額の実費。

(d) 代行協会員が負担した合理的な額の実費。

(e) 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った法律関係費用。

(f) その他、次の費用を含む管理費用。

・ 券面または確認書の準備・印刷費

・ ファンドまたはファンド証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局（各地の証券業協会を含みます。）に対し約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含むファンドに関するその他一切の書類を作成、提出および印刷する費用。

・ 上記監督当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質的

な受益者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用。

- ・日本のブローカーおよび販売取扱会社に対し販売会社が販売用として有価証券届出書および目論見書を印刷・配布するための費用。
- ・会計、記帳および毎日の純資産価格計算に要する費用。
- ・受益者への通知・公告を作成しかつ配布する費用。
- ・弁護士および監査人の報酬。
- ・日本の適用法上求められる書類および各国の証券業協会の諸規則上、管理会社で作成すべき書類の作成費用。
- ・以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、ファンド証券の募集または販売に関して直接生じた一切の広告宣伝費およびその他の費用は除きます。

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除されます。その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができます。ファンドの設定および当初募集の費用は、ファンドが負担し、5年を超えない期間にわたって償却されます。

2009年6月30日終了の事業年度にファンドが支払ったその他の費用は、1,353,754豪ドルでした。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ扱いとなります。

日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含みます。）については、分離課税となり、20％（所得税15％、地方税５％）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、この場合支払調書は提出されません。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含みます。）については、20％（所得税15％、地方税５％）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。

法人の益金不算入の適用は認められません。

ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者については課税されません。

償還金については、表示通貨ベースの償還価額が元本相当額（管理会社が算出します）を上回る額は利子所得とされ、分配金と同じ扱いとなります。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(資産別および地域別の投資状況)

(2009年10月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（豪ドル）	投資比率（％）
固定利付債	オーストラリア	684,873,000	84.20
	フランス	51,086,364	6.28
	アメリカ合衆国	11,005,539	1.35
	小計	746,964,903	91.83
変動利付債	オーストラリア	16,862,770	2.07
アセット・バック証券	オーストラリア	12,619,084	1.55
モーゲージ担保債務証券	オーストラリア	16,090,691	1.98
現金・その他の資産 （負債控除後）		20,850,780	2.56
合計 （純資産総額）		813,388,227 (68,081百万円)	100.00

(注) 投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。以下同じです。

ポートフォリオ特性値（2009年10月末現在）

平均格付け	A A
修正デュレーション	3.47年
組入れ銘柄数	75銘柄
最終利回り	6.27%
直利	5.89%

格付け構成比（ ）（2009年10月末現在）

A A A	57.6%
A A	17.0%
A	14.8%
B B B	8.0%
キャッシュ他	2.6%

セクター別構成比（2009年10月末現在）

州政府債	30.6%
社債	47.2%
A B S	8.7%
国際機関債 / 政府機関債	10.9%
その他	2.6%

格付けはスタンダード＆プアーズ社の分類によります。かかる格付けが無い場合はムーディーズ社の分類によります。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2009年10月末日現在)

順位	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	取得価格 (豪ドル)	時価 (豪ドル)	投資 比率 (%)
1 .	NEW ST WALES TREAS	固定利付債	5.500	2017年 3 月 1 日	60,217,104.00	58,862,004.00	7.24
2 .	QUEENSLAND TREASURY	固定利付債	6.000	2013年 8 月14日	56,775,016.44	54,079,248.00	6.65
3 .	CADES	固定利付債	5.640	2015年 6 月30日	25,000,000.00	23,785,850.00	2.92
4 .	WEST AUST TREAS AUS	固定利付債	8.000	2013年 6 月15日	24,596,932.10	23,671,340.00	2.91
5 .	TREAS VICTORIA	固定利付債	5.500	2018年11月15日	23,383,885.00	23,561,736.00	2.90
6 .	QUEENSLAND TREASURY AUS	固定利付債	6.250	2019年 6 月14日	23,096,174.74	23,473,585.00	2.89
7 .	NATIONAL WEALTH MANAG	固定利付債	6.500	2011年12月21日	20,722,768.00	20,037,039.00	2.46
8 .	NSW TREASURY CORP	固定利付債	5.250	2013年 5 月 1 日	19,458,633.00	19,501,660.40	2.40
9 .	QUEENSLAND TREASURY	固定利付債	6.000	2017年 9 月14日	18,549,528.36	18,042,442.00	2.22
10 .	CITIGROUP INC	固定利付債	5.750	2010年 6 月 9 日	17,938,883.08	18,036,540.00	2.22
11 .	WESTPAC BANKING	固定利付債	7.250	2012年 9 月24日	18,475,842.00	17,862,840.00	2.20
12 .	ROYAL BANK OF SCOTLAND	固定利付債	6.000	2014年10月27日	20,012,800.00	17,543,000.00	2.16
13 .	BANK OF AMERICA	固定利付債	6.250	2011年 6 月15日	16,917,380.00	16,911,940.00	2.08
14 .	KFW	固定利付債	5.750	2015年 5 月13日	17,100,422.87	16,899,851.00	2.08
15 .	MORGAN STANLEY	固定利付債	6.500	2011年 2 月22日	14,714,160.00	14,794,524.00	1.82
16 .	DEXIA MUNI AGY DEXIA	固定利付債	5.750	2015年 8 月24日	14,518,401.06	14,090,850.00	1.73
17 .	EIB	固定利付債	5.375	2014年 5 月20日	14,309,856.00	14,031,216.00	1.73
18 .	CITIGROUP PTY LTD	固定利付債	5.500	2012年 8 月20日	13,824,384.00	13,769,201.00	1.69
19 .	NAB	固定利付債	5.750	2011年 6 月15日	12,575,921.43	13,043,030.00	1.60
20 .	MOF 2 A2	モーゲージ 担保債務証 書	6.485	2013年 3 月15日	13,400,000.00	13,018,636.00	1.60
21 .	DB RREEF FINANCE	固定利付債	6.750	2010年 2 月 4 日	12,962,170.00	13,016,250.00	1.60
22 .	MULTIPLEX 05-2 CLASS A	アセット・ バック証券	3.530	2011年11月21日	11,453,982.85	11,365,910.00	1.40
23 .	COMMONWEALTH BANK AUS	固定利付債	4.500	2014年 2 月20日	11,902,080.00	11,313,840.00	1.39
24 .	AUST & NEW ZEALAND	固定利付債	5.250	2014年 1 月16日	11,785,085.00	11,182,025.00	1.37
25 .	INTER AMER DEV BK	固定利付債	5.375	2014年 5 月27日	11,385,180.00	11,100,180.00	1.36
26 .	INTL FINANCE CORP	固定利付債	5.750	2014年 6 月24日	10,986,336.00	11,005,539.00	1.35
27 .	QUEENSLAND TREASURY	固定利付債	6.000	2015年10月14日	11,025,241.00	10,961,803.00	1.35
28 .	NRW. BANK	固定利付債	6.250	2011年 9 月12日	10,492,440.00	10,531,920.00	1.29
29 .	BNP PARIBAS AUS	固定利付債	6.000	2012年 6 月25日	10,439,730.00	10,438,260.00	1.28
30 .	ANZ GROUP LTD	固定利付債	6.500	2011年11月 8 日	10,002,100.00	10,128,800.00	1.25

【投資不動産物件】

該当ありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当ありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2009年10月末日および最近 1 年以内における各月末ならびに運用開始以来の各会計年度末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		一口当りの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪ドル	円
第 1 会計年度末 (2004年 6 月末日)	2,043,782	171,065	9.73	814
第 2 会計年度末 (2005年 6 月末日)	2,329,907	195,013	9.91	829
第 3 会計年度末 (2006年 6 月末日)	1,999,755	167,379	9.71	813
第 4 会計年度末 (2007年 6 月末日)	1,440,074	120,534	9.50	795
第 5 会計年度末 (2008年 6 月末日)	1,039,208	86,982	9.31	779
第 6 会計年度末 (2009年 6 月末日)	939,738	78,656	9.81	821
2008年11月末日	1,010,065	84,542	10.10	845
12月末日	1,015,594	85,005	10.18	852
2009年 1 月末日	1,033,240	86,482	10.28	860
2 月末日	1,014,129	84,883	10.11	846
3 月末日	1,010,513	84,580	10.06	842
4 月末日	992,230	83,050	9.99	836
5 月末日	967,186	80,953	9.90	829
6 月末日	939,738	78,656	9.81	821
7 月末日	912,950	76,414	9.81	821
8 月末日	887,762	74,306	9.84	824
9 月末日	877,421	73,440	9.87	826
10月末日	813,388	68,081	9.84	824

【分配の推移】

	豪ドル	円		豪ドル	円
2003年 8 月	0.042	3.52	10月	0.042	3.52
9 月	0.042	3.52	11月	0.042	3.52
10月	0.042	3.52	12月	0.042	3.52
11月	0.042	3.52	2007年 1 月	0.042	3.52
12月	0.042	3.52	2 月	0.042	3.52
2004年 1 月	0.042	3.52	3 月	0.042	3.52
2 月	0.042	3.52	4 月	0.042	3.52
3 月	0.042	3.52	5 月	0.042	3.52
4 月	0.042	3.52	6 月	0.042	3.52
5 月	0.042	3.52	7 月	0.042	3.52
6 月	0.042	3.52	8 月	0.042	3.52
7 月	0.042	3.52	9 月	0.042	3.52
8 月	0.042	3.52	10月	0.042	3.52
9 月	0.042	3.52	11月	0.042	3.52
10月	0.042	3.52	12月	0.042	3.52
11月	0.042	3.52	2008年 1 月	0.042	3.52
12月	0.042	3.52	2 月	0.042	3.52
2005年 1 月	0.042	3.52	3 月	0.042	3.52
2 月	0.042	3.52	4 月	0.042	3.52
3 月	0.042	3.52	5 月	0.042	3.52
4 月	0.042	3.52	6 月	0.042	3.52
5 月	0.042	3.52	7 月	0.042	3.52
6 月	0.042	3.52	8 月	0.042	3.52
7 月	0.042	3.52	9 月	0.042	3.52
8 月	0.042	3.52	10月	0.042	3.52
9 月	0.042	3.52	11月	0.042	3.52
10月	0.042	3.52	12月	0.042	3.52
11月	0.042	3.52	2009年 1 月	0.042	3.52
12月	0.042	3.52	2 月	0.042	3.52
2006年 1 月	0.042	3.52	3 月	0.042	3.52
2 月	0.042	3.52	4 月	0.042	3.52
3 月	0.042	3.52	5 月	0.042	3.52
4 月	0.042	3.52	6 月	0.042	3.52
5 月	0.042	3.52	7 月	0.042	3.52
6 月	0.042	3.52	8 月	0.042	3.52
7 月	0.042	3.52	9 月	0.042	3.52
8 月	0.042	3.52	10月	0.042	3.52
9 月	0.042	3.52			

【収益率の推移】

	収益率（注）
第1会計年度 （2003年6月30日～2004年6月30日）	1.92%
第2会計年度 （2004年7月1日～2005年6月30日）	7.03%
第3会計年度 （2005年7月1日～2006年6月30日）	3.07%
第4会計年度 （2006年7月1日～2007年6月30日）	3.03%
第5会計年度 （2007年7月1日～2008年6月30日）	3.31%
第6会計年度 （2008年7月1日～2009年6月30日）	10.78%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当りの純資産価格（上記期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当りの純資産価格（第1会計年度の場合、当初発行価格（10豪ドル））

第2【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は徴収されません。

（ロ）受益者集会

受益者集会は開催されません。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

なお、米国人に対するファンド証券の販売および移転は制限されており、管理会社がアメリカ合衆国1933年証券法およびアメリカ合衆国1940年投資会社法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社は米国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、また米国人への移転の登録を拒絶することができます。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの追加情報】

1【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社の設立
2003年5月28日	ファンド約款締結
2003年6月30日	運用開始
2003年11月28日	改訂ファンド約款締結
2003年12月17日	改訂ファンド約款効力発生
2005年12月7日	改訂ファンド約款締結
2005年12月22日	改訂ファンド約款効力発生
2006年12月8日	改訂ファンド約款締結
2007年2月1日	改訂ファンド約款効力発生

2【ファンドに係る法制度の概要】

(1) ファンドの名称

UBSオーストラリア・ボンド・インカム (UBS Australian Bond Income)

(2) ファンドの形態

ファンドは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」といいます。）の民法およびルクセンブルグ投信法の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびファンド証券所持人（以下「受益者」といいます。）との間の契約関係を定めた約款によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンド証券は需要に応じて、その時の1口当りの純資産価格（以下「純資産価格」といいます。）で販売され、また、毎評価日に、受益者の要求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっています。

(3) 準拠法

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法です。

また、ファンドはルクセンブルグ投信法、勅令およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「金融監督委員会」といいます。）の通達等の規則に従っています。

3【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、金融監督委員会の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

(1) 登録の届出の受理

(a) ルクセンブルグに所在するすべての公募投資信託（即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合）は、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければなりません。

(b) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）で、欧州連合（以下「EU」といいます。）加盟国で設立され、かつ欧州経済共同体関係理事会の1985年12月20日付通達（85/611EEC）（改正済）の要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としません。UCITSは、金融監督委員会に事前通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつ金融監督委員会が、かかる通知および書類の提出から2か月以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において、その投資信託証券を販売することができます。

ファンドは、ルクセンブルグ投信法上のパート投資信託として設定されており、EU加盟国では公衆に対する販売活動は行われません。

(c) 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、金融監督委員会への事前登録を要します。当該投資信託が設立・設定された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能です。

(2) 登録の拒絶または取消し

投資信託が適用ある法令・通達を遵守しない場合、外部監査人を有しない場合またはその監査人が受益者に対する報告義務もしくは金融監督委員会に対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されることがあります。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が金融監督委員会により要求される専門的能力および

信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されることがあります。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されることがあります。

登録が拒絶または取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されることがあります。また、ルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されることがあります。

(3) 目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、事前に金融監督委員会に提出されなければなりません。金融監督委員会は、書類が適用ある法律、勅令および通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査定を付してそれを証明します。

(4) 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者および金融監督委員会に提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、外部監査人の監査を受けなければなりません。監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨を金融監督委員会に報告する義務を負います。監査人は、金融監督委員会が要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含みます。）を金融監督委員会に提出しなければなりません。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(a) 海外における申込手続等

ファンド証券1口当りの販売価格は、管理会社がルクセンブルグ時間正午までに申込みを受領した場合、当該申込みを受領した評価日の1口当りの純資産価格に当該証券を販売した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の3.0%以下の販売手数料を加えた額です。販売手数料は、ファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはなりません。

買付代金の支払は、保管受託銀行の指図人に対する電信送金により、申込みが受諾された日から起算し5評価日以内に豪ドルで行うものとし、支払が受領されるべき5評価日目が、メルボルンでの銀行営業日ではない場合、支払いは、メルボルンでの銀行営業日である翌評価日に受領されます。

ファンド証券の最低申込金額は、500口以上1口単位です。

管理会社は、記名式でのみファンド証券を発行します。

券面の発行請求がない場合は、投資者は、ファンド証券に関し券面の発行を請求しなかったものとみなされ、代わりに受益者である旨の確認書が発行されます。各券面（発行された場合）には管理会社および保管受託銀行の署名が必要ですが、当該両署名は複写によることができます。

券面または確認書は、買付代金の支払いがなされてからルクセンブルグの銀行の7営業日以内に、投資者のリスクにおいて、管理会社から投資者または投資者の銀行に対して交付されます。

管理会社はその裁量により、特定の国または地域に居住または設立された、個人または法人に対するファンド証券の発行を一時的に中断、完全に中止、または制限することができます。管理会社はまた、全投資者およびファンドのためにかかる措置を取ることが必要であるときは、特定の者または法人がファンド証券を取得することを禁止することができます。

管理会社は、(a) ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、(b) ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者からいつでもファンド証券を買戻すことができます。

ファンド証券はアメリカ合衆国1933年証券法（以下「証券法」といいます。）に基づく登録はされておらず、またファンドはアメリカ合衆国1940年投資会社法（以下「投資会社法」といいます。）に基づく登録もされていません。ファンド証券は、直接または間接に、アメリカ合衆国、その領土もしくは属領において、または証券法および投資会社法上の登録義務の一定の免除規定に依拠し、管理会社の同意を得た資格あるアメリカ合衆国の機関を除くアメリカ合衆国人（証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して募集、販売、移転または交付することはできません。ファンド証券またはファンド証券上の権利は他のアメリカ合衆国人により実質的に所有されることはできません。アメリカ合衆国人に対するファンド証券の販売および移転は制限されており、管理会社が証券法および投資会社法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社はアメリカ合衆国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、またアメリカ合衆国人への移転の登録を拒絶することができます。

(b) 日本における申込手続等

日本においては、有価証券届出書第一部証券情報、(7) 申込期間に記載される期間中、評価日でかつ日本における販売会社の営業日に第一部証券情報に従ってファンド証券の申込みの取扱いが行われます。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。販売の単位は500口以上1口単位です。

ファンド証券1口当りの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した日の1口当りの純資産価格です。日本における約定日は販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日（通常申込日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとし、当該払込期日までに、下記手数料を支払わなくてはなりません。

日本国内における申込手数料は以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
500口以上 15,000口未満	申込金額の2.10%（税込）
15,000口以上 150,000口未満	申込金額の1.05%（税込）
150,000口以上	申込金額の0.525%（税込）

買付代金の支払は、原則として円貨によるものとし、豪ドルの換算は、原則として、約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとし、また、販売取扱会社が応じ得る範囲で豪ドルで支払うこともできます。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券の取引に関する規則中に規定される「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

さらに、管理会社または販売会社はファンド証券の買付け・売却（買戻し）の注文が不公平なものであるとの疑義が生

じた場合は、当該注文を受け付けない場合があります。

2【買戻し手続等】

(a) 海外における買戻し手続等

受益者は、いつでも、ファンド証券の買戻しを請求できます。

買戻し請求は管理会社または販売取扱会社に対し、書面でなされなければなりません。

ファンド証券1口当り買戻価格は、管理会社がルクセンブルグ時間正午までに買戻請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日の1口当り純資産価格です。正午以降に受領された買戻請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。買戻手数料はありません。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを買戻請求後遅滞なく行うため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを保証するものとします。

買戻代金は、買戻日の純資産価格に応じ、投資者の買付代金を上回る場合も下回る場合もあります。

買戻代金の支払は、買戻請求が管理会社または販売取扱会社により受諾（券面が発行されている場合、ファンド証券の券面の受領を含みます。）された日から起算して5評価日までに保管受託銀行またはその代理人により、豪ドルで行われます。支払がなされるべき5評価日目が、メルボルンでの銀行営業日ではない場合、支払いは、メルボルンでの銀行営業日である翌評価日になされます。

(b) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、販売取扱会社を通じ、管理会社に対し、ファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻請求は、手数料なしで、各評価日でかつ日本における販売会社の営業日に行うことができます。

ファンド証券1口当りの買戻価格は、管理会社が買戻請求を受領した日に計算される1口当りの純資産価格とし、買戻代金は外国証券取引口座約款の定めるところに従って販売取扱会社を通じて円貨で支払われるものとし、豪ドルとの換算は約定日における外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。また、販売取扱会社が応じ得る場合は、豪ドルで支払われるものとします。ファンド証券の買戻しは1口を単位とします。

3【純資産価格の決定の停止】

管理会社は、次の場合において純資産価格の決定を一時的に停止し、ファンド証券の販売および買戻しを一時的に停止することができます。

- (a) ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所もしくは市場、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または、取引が制限もしくは停止された場合。
- (b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。
- (c) ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が要求されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。
- (d) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

ファンドの受益証券の1口当り純資産価格、発行価格および買戻価格（「純資産価格」）は、評価日毎に豪ドルにより決定されます。

1口当り純資産価格は、評価日毎にファンドの資産より負債（管理会社がその積立を必要または適切であると判断する準備金を含みます。）を控除した額を純資産価格の決定時現在における発行済ファンド証券の総口数で除することにより決定されます。可能な限りにおいて、投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬を含みます。）が日割りで計算されます。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされます。

- (a) すべての手持現金または預金およびそれらの発生済利息。
- (b) すべての手形・小切手および未収金（売却後引渡未了の証券の売却代金も含みます。）。
- (c) ファンドのために所有または購入契約済みのすべての債券、確定日払約束手形、新株引受権、オプション、先物契約ならびにその他の投資資産および証券。
- (d) ファンドが受領すべきすべての現金配当および分配金。（ただし、管理会社は、ファンドのために、配当落ち、権利落ちでの取引、その他類似の実務による証券の市場価格の変動に関し調整することができます。）
- (e) 利息が当該証券の元本金額に含まれているか反映されている場合を除き、ファンドが所有する利付証券から発生するすべての利息。
- (f) すべての為替予約取引または他のヘッジ取引。
- (g) 未償却のファンドの設立費。
- (h) 前払費用を含むあらゆる種類・性質のその他のすべての資産。

ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされます。

- (a) すべての借入金、未払手形および未払金。
- (b) すべての発生済みまたは未払管理費。（管理会社報酬、投資顧問報酬、販売会社報酬、保管報酬、代行協会員報酬、支払代理人・登録・名義書換・所在地事務代行会社報酬、源泉税およびその他の諸税を含みます。）
- (c) 請求済、未請求のいかにかわらず現金または財産の支払義務を負う契約上のすべての期限到来済債務を含むすべての知れたる債務。（評価日が配当金受領権者決定のための基準日以降である場合に管理会社がファンドに代わって宣言した配当金の未払額を含みます。）
- (d) 管理会社が随時決定する評価日における総資産および収益に基づく適切な納税引当金ならびに管理会社の取締役会の授權および承認あるときはその他の準備金。
- (e) ファンドの受益証券により表章される負債を除くあらゆる種類・性質のファンドのその他一切の負債。かかる負債額を決定する際、管理会社は、1年またはその他の期間についての定期的または経常的性質の管理費およびその他の費用を予め計算し、当該期間にその均等割当金額を計上することができます。

1口当り純資産価格は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーにより計算され、管理会社の登記上の事務所で入手可能です。

純資産価格は、ファンドのために、管理会社の取締役、権限ある役員または代表者によって認証され、かかる認証は、明白な誤りがない限り最終的なものです。

上記ファンド資産は、以下の方法によって評価されます。

証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価されます。有価証券が数カ所の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価されます。

証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価されます。

相場価格が入手できないか、または上記 および に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価されます。

現金およびその他の流動資産は、額面額に発生した利息を加え評価されます。

豪ドル以外の通貨により表示された価格は、当該通貨の入手可能な直近の売買相場の仲値で豪ドルに換算されます。異常な事態により、上記評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されています。

（２）【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管されます。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した日本の投資者のファンド証券またはその確認書は、保管受託銀行に販売会社名義で保管されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（３）【信託期間】

ファンドの存続期間は2013年６月30日までの10年間で、

（４）【計算期間】

ファンドの決算日は、毎年６月30日とします。ファンドの第６会計年度は2009年６月30日に終了しました。

（５）【その他】**（１）ファンドの解散**

ファンドは、管理会社および保管受託銀行の合意により、いつでも、存続期間の満了前に解散することも、また存続期間を継続して延長することもできます。ファンドはさらにルクセンブルグ法で定められた強制清算の場合に解散されます。ファンドの清算を受益者または受益権の承継人は要求することはできません。解散通知は、ルクセンブルグの「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（メモリアル）」および適切な発行部数をもつ少なくとも２つの新聞に公告されるものとします。ただし、そのうち少なくとも１紙はルクセンブルグの新聞でなければなりません。

解散の場合、管理会社は、受益者の最善の利益に鑑みファンド資産を換金し、保管受託銀行は、管理会社が発する指示に基づき、受益者にその保有ファンド証券数に応じて純清算手取金（すべての解散費用控除後）を分配します。ルクセンブルグの法律に規定されるとおり、清算終了時に払い戻しのため提出されなかったファンド証券に対応する解散手取金は、規定期間を経過するまで、ルクセンブルグの供託機関に保管されます。ファンドの解散状態を招く状況が発生し次第、管理会社によるファンド証券の発行は停止されます。ファンド証券の買戻しは、受益者間の平等な取扱いが確保されている場合可能です。

（２）約款の修正

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも修正することができます。変更は、約款変更関連書類に別段の規定がない場合、ルクセンブルグ商業および法人登記所への変更に関する預託通知をメモリアルに公告後５日で効力を生じます。

（３）関係法人との契約の更改等に関する手続**（ ）投資顧問契約**

各当事者は、相手方当事者に契約終了の効力発生日の90日以上前に書面による通知をすることにより、投資顧問契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、ルクセンブルグ法に従い解釈されます。管理会社および投資顧問会社は、ルクセンブルグ地方裁判所の非専属的管轄権に同意しています。

（ ）保管および支払代行契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日以上前に、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、保管および支払代行契約を解約することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

（ ）投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、投資信託業務契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

（ ）代行協会員契約

代行協会員契約は、他の当事者に対し、同契約書記載の住所宛に、３ヶ月前の書面による終了通知がなされるまで有効です。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

（ ）受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は一方の当事者が他の当事者に対し、同契約書記載の住所宛、書面による通知を３ヶ月前になすことにより解約することができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

2【開示制度の概要】

(1) ルクセンブルグにおける開示

(a) 金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求されます。この場合、目論見書、説明書、年次報告書および半期報告書等を金融監督委員会に提出しなければなりません。

さらに、年次報告書に含まれている年次財務書類は、外部監査人により監査され、金融監督委員会により承認されなければなりません。ファンドの外部監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エル（PricewaterhouseCoopers S. à r.l.）、ルクセンブルグ事務所です。さらに、ファンドは、ルクセンブルグ金融庁（現金融監督委員会）の1997年6月13日付通達97/136（金融監督委員会通達08/348により改正）に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されています。

(b) 受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等の記載した監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において、受益者はこれ入手することができます。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができます。日々の純資産価格、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったファンドおよび管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行の事務所において公表されます。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲においてメモリアルに公告されます。

(2) 日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの約款および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、財務省関東財務局長に提出しなければなりません。（ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。）投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）において、これを閲覧することができます。

ファンド証券の販売会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（交付目論見書）または外国証券内容説明書（説明書）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室またはEDINETにおいて、これらの書類を閲覧することができます。また、代行協会員は、日本証券業協会に有価証券届出書の写しおよび外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取り扱い等を行なう場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社はファンドの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

また、管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

3【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、ファンド証券名義人として登録されていなければなりません。従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（１）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

（２）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有します。

（３）残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（注）約款には受益者集会に関する規定はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の５年後に失効します。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 一木 剛太郎

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第4【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、豪ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2009年10月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝83.70円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【2009年 6 月30日終了年度】

【貸借対照表】

U B S オーストラリア・ボンド・インカム

純資産計算書

2009年 6 月30日現在

(豪ドルで表示)

	注記	(豪ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券 - 時価 (取得価額 : 936,982,854豪ドル)	2	910,609,826	76,218,042
現金預金		14,101,354	1,180,283
未収収益		11,669,595	976,745
受益証券発行未収金		561,432	46,992
先物契約未収証拠金		4,393,345	367,723
先物契約未実現利益	9	393,966	32,975
ブローカーからの未収金		48,574,298	4,065,669
資産合計		990,303,816	82,888,429
負債			
受益証券買戻未払金		2,814,893	235,607
未払費用	3	1,757,853	147,132
ブローカーへの未払金		45,993,122	3,849,624
負債合計		50,565,868	4,232,363
純資産		939,737,948	78,656,066
発行済受益証券数		95,766,180口	
1 口当り純資産価格		9.81豪ドル	821円

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用および純資産変動計算書

2009年6月30日に終了した年度

（豪ドルで表示）

	注記	（豪ドル）	（千円）
期首現在純資産		1,039,207,857	86,981,698
収益			
債券利息		59,533,381	4,982,944
預金利息		1,163,057	97,348
収益合計		60,696,438	5,080,292
費用			
代行協会員報酬	6	3,006,901	251,678
管理報酬および投資顧問報酬	4	2,702,158	226,171
年次税	7	495,462	41,470
管理事務および名義書換代行報酬	5	351,863	29,451
現金支出費		300,572	25,158
保管報酬	5	219,646	18,384
コルレス銀行報酬		84,540	7,076
海外登録費用		39,717	3,324
専門家報酬		37,142	3,109
その他の費用		35,848	3,000
法務報酬		8,610	721
費用合計		7,282,459	609,542
純投資収益		53,413,979	4,470,750
投資に係る実現純利益		14,288,422	1,195,941
先物契約に係る実現純利益		16,539,289	1,384,338
外貨に係る実現純利益		6,803	569
当期実現純利益		30,834,514	2,580,849
投資に係る未実現純損益の変動		22,228,564	1,860,531
先物契約に係る未実現純損益の変動		(1,795,065)	(150,247)
当期末実現純利益		20,433,499	1,710,284
運用の結果による純資産の増加		104,681,992	8,761,883
受益証券発行手取金		92,338,728	7,728,752
受益証券買戻支払額		(245,327,890)	(20,533,944)
		(152,989,162)	(12,805,193)
受益者への支払分配金	8	(51,162,739)	(4,282,321)
期末現在純資産		939,737,948	78,656,066

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表

2009年6月30日に終了した年度

	(口)
期首現在発行済受益証券数	111,623,874
発行受益証券数	9,209,184
買戻受益証券数	(25,066,878)
期末現在発行済受益証券数	95,766,180

統計情報
(豪ドルで表示)

	2009年6月30日	2008年6月30日	2007年6月30日
期末現在純資産	939,737,948	1,039,207,857	1,440,074,279
期末現在受益証券1口当り純資産価格	9.81	9.31	9.50

U B S オーストラリア・ボンド・インカム

財務書類に対する注記

2009年6月30日に終了した年度

注1 - ファンド

U B S オーストラリア・ボンド・インカム（「ファンド」）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてルクセンブルグにおいて設定された共有持分型投資信託（"fonds commun de placement"）であり、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立されルクセンブルグに登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体を構成する。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他のファンドの資産から区分されている。ファンドは、2003年6月30日に運用を開始した。

ファンドの投資目的は、中長期的に安定したインカムゲイン（利子収入等）およびキャピタルゲイン（売買益等）の獲得をめざすことにある。

投資目的を達成するため、ファンドは、主として高格付けの豪ドル建て公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、A B S（アセット・バック証券）およびM B S（モーゲージ債）など）に分散投資を行う。

ファンドはルクセンブルグにおいて設定され、投資信託に関する2002年12月20日法のパート 1に基づき適格性を有している。ファンドは、2013年6月30日までの存続期間で設定されている。ファンドは、管理会社および保管受託銀行の合意によりいつでも存続期間の満了前に解散することも、また存続期間を継続して延長することもできる。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成され、以下の重要な会計方針を含んでいる。

A) 投資有価証券

- a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が数力所の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。
- b) 証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- c) 相場価格が入手できないか、または上記 a) および / または b) に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- d) 現金およびその他の流動資産は、額面額に発生した利息を加え評価される。

異常な事態により、上記評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

B) 証券取引および投資収益

証券取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。証券取引に係る実現利益または損失は、売却証券の平均原価を基準に算定される。

C) 外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を豪ドルで維持し、その財務書類は当該通貨で表示される。

豪ドル以外の通貨建てのすべての資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで豪ドルに換算されている。

外貨建て収益および費用は、取引日の実勢為替レートで豪ドルに換算される。

豪ドル以外の通貨建て投資有価証券の取得価額は、購入日に適用される為替レートで豪ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、運用および純資産変動計算書の投資に係る実現・未実現純損益に計上される。

D) 収益の認識

受取利息は、発生主義により日々計上される。

E) 証券の先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中に、契約価額の変動は、各評価日の終了時の契約価額を反映するように各評価日に値洗いすることによって未実現利益または損失として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現利益は、純資産計算書に資産として計上される。契約が終結する時、ファンドはクロージング取引からの手取金（または費用）とファンドの約定ベースの差額と同等の実現利益または損失を記帳する。

F) モーゲージ・アセット・バック証券

モーゲージ・アセット・バック証券は、既知のペイダウン・ファクターの基準で会計処理される。ペイダウンは、運用およ

び純資産変動計算書に計上される。

注 3 - 未払費用

	(豪ドル)
代行協会員報酬	730,515
投資顧問報酬	608,936
年次税	117,482
管理事務代行報酬	73,054
現金支出費	73,023
専門家報酬	50,949
保管報酬	48,721
管理報酬	48,720
海外登録費用	6,453
未払費用合計	1,757,853

注 4 - 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.02%の豪ドルによる管理報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

投資顧問会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の以下の年率で、その投資顧問業務に関する報酬を豪ドル建てでファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する。

10億豪ドルまでの部分：0.25%

10億豪ドル超の部分：0.20%

投資顧問会社は副投資顧問会社に対し、投資顧問報酬から、両社が随時合意する報酬を支払う。

注 5 - 保管報酬、管理事務および名義書換代行報酬

保管受託銀行、管理事務代行会社および名義書換代行会社は、ルクセンブルグの通常の慣行に従って、豪ドル建てでファンドの純資産額の平均額に基づく報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

注 6 - 代行協会員報酬

代行協会員は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.30%の報酬を豪ドル建てでファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注 7 - 税金

ファンドは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドはその純資産額に対し年率0.05%の年次税（"taxe d'abonnement"）を課され、四半期毎に計算し支払う。

ルクセンブルグ以外の国で発行され、ファンドのポートフォリオで保有されている証券に係るキャピタル・ゲイン、配当金および利息には、当該国が源泉税またはキャピタル・ゲイン税を課することがある。

注 8 - 分配

管理会社は、投資収益および実現売買益からの月次またはその他の中間分配を宣言することができ、さらに分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合には分配可能なその他の資金から分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、主として純投資収益から分配を行う意向である。当該日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配が行われる。

分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託に関する純資産の最低額の豪ドル相当額を下回ることとなるような場合には、分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2009年6月30日に終了した年度中に、ファンドは総額51,162,739豪ドルの分配金を支払った。

分配落日 (日 - 月 - 年)	決済日 (日 - 月 - 年)	1口当り分配金 (豪ドル)	分配金合計 (豪ドル)
11 - 07 - 2008	17 - 07 - 2008	0.042	4,629,292
11 - 08 - 2008	14 - 08 - 2008	0.042	4,461,386
11 - 09 - 2008	17 - 09 - 2008	0.042	4,320,130
13 - 10 - 2008	17 - 10 - 2008	0.042	4,268,666
11 - 11 - 2008	17 - 11 - 2008	0.042	4,216,306
11 - 12 - 2008	17 - 12 - 2008	0.042	4,193,623
12 - 01 - 2009	16 - 01 - 2009	0.042	4,188,797
11 - 02 - 2009	17 - 02 - 2009	0.042	4,223,436
11 - 03 - 2009	17 - 03 - 2009	0.042	4,227,786
14 - 04 - 2009	17 - 04 - 2009	0.042	4,201,650
11 - 05 - 2009	15 - 05 - 2009	0.042	4,164,157
11 - 06 - 2009	17 - 06 - 2009	0.042	4,067,510
			51,162,739

注 9 - 未決済先物契約

2009年6月30日現在、ファンドは以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	約定数	銘柄	満期日	取得価額 (豪ドル)	市場価格 (豪ドル)	未実現 (損)益 (豪ドル)
ロング・ポジション (買持高)						
豪ドル	547	FUT AUST 10YR BOND 6%	2009年9月	56,496,106	56,782,325	286,219
ショート・ポジション (売持高)						
豪ドル	(282)	FUT AUST 3YR BOND 6%	2009年9月	(29,282,627)	(29,174,880)	107,747
						393,966

【投資有価証券明細表等】

投資有価証券明細表

2009年6月30日現在

（豪ドルで表示）

数量 / 額面価額	銘柄	取得価額 (豪ドル)	時価 (豪ドル)	純資産に占 める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券				
オーストラリア				
固定利付債				
63,400,000	QUEENSLAND TREAS 6% 14/08/13	67,407,042	64,457,512	6.86
40,500,000	TREAS VICTORIA 6.25% 15/10/12	43,307,180	41,749,020	4.44
41,400,000	QUEENSLAND TREAS 6% 14/09/17	42,428,203	41,012,910	4.37
26,700,000	QUEENSLAND TREAS CORP 6.25% 14/6/19	26,466,432	26,630,580	2.83
17,400,000	WSETPAC BANKING 7.25% 24/09/12	18,475,842	17,976,810	1.91
13,000,000	KFW 5.75% 13/05/15	12,965,810	12,590,760	1.34
11,500,000	AUST&NEW ZEALAND 5.25% 16/01/14	11,785,085	11,229,980	1.20
11,000,000	COMMONWEALTH BANK 6.25% 12/03/10	10,945,550	11,165,550	1.19
10,900,000	QUEENSLAND TREAS 6% 14/10/15	11,025,241	10,921,473	1.16
10,000,000	ANZ GROUP LTD 6.5% 08/11/11	10,002,100	10,251,700	1.09
9,500,000	ANZ 6% 01/03/10	9,522,051	9,622,360	1.03
7,900,000	TREAS VICTORIA 5.75% 15/11/16	8,128,705	7,705,107	0.82
7,900,000	HBOS TREAS SVCS PLC 6.25% 19/10/11	7,841,698	7,645,936	0.81
7,200,000	WESTPAC BANKING 6.25% 25/08/11	7,133,256	7,353,864	0.78
7,200,000	TREAS VICTORIA 5.5% 15/11/18	6,754,176	6,708,967	0.72
6,500,000	ING BANK LTD 7% 24/04/12	6,483,945	6,509,750	0.69
4,200,000	NEW ST WALES TREAS 5.5% 01/08/14	4,320,540	4,147,895	0.44
1,000,000	TELSTRA CORP LTD 7.25% 30/03/10	1,095,700	1,017,400	0.11
	国合計	306,088,556	298,697,574	31.79
フランス				
固定利付債				
19,500,000	DEXIA MUNI AGY DEXIA 5.75% 24/08/15	18,873,921	17,760,015	1.89
10,000,000	CIE FIN FONCIER 5.5% 22/09/15	9,497,877	8,829,000	0.94
5,000,000	DEXIA MUNICIPAL AGENCY 5.75% 02/04/14	4,915,417	4,633,900	0.49
	国合計	33,287,215	31,222,915	3.32
ドイツ				
変動利付債				
8,000,000	DEUTSCHE BANK AG FRN 23/04/14	7,979,840	7,000,640	0.74
		7,979,840	7,000,640	0.74
固定利付債				
10,500,000	NRW. BANK 6.25% 12/09/11	10,492,440	10,631,985	1.13
		10,492,440	10,631,985	1.13
	国合計	18,472,280	17,632,625	1.87
ノルウェー				
固定利付債				
9,000,000	KOMMUNALBANKEN AS 6% 25/02/11	8,912,700	9,190,710	0.98
	国合計	8,912,700	9,190,710	0.98

数量 / 額面価額	銘柄	取得価額 (豪ドル)	時価 (豪ドル)	純資産に占 める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
イギリス				
固定利付債				
7,500,000	NETWORK RAIL 5.5% 20/07/10	7,472,550	7,613,775	0.81
	国合計	7,472,550	7,613,775	0.81
アメリカ合衆国				
固定利付債				
11,100,000	INTL FINANCE CORP 5.75% 24/06/14	10,986,336	10,870,008	1.16
	国合計	10,986,336	10,870,008	1.16
	小計	385,219,637	375,227,607	39.93
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券				
オーストラリア				
モーゲージ担保債務証券				
13,400,000	MOF 2 A2 6.485% 15/03/13	13,400,000	13,210,926	1.41
15,000,000	ARMS II FXV A FRN 10/10/35	3,073,023	3,058,857	0.33
12,000,000	CRGT 04-1 A2 FRN 16/01/35	2,204,484	2,168,573	0.23
10,000,000	SMHL 03-1 A2 FRN 01/11/29	1,350,533	1,346,090	0.14
		20,028,040	19,784,446	2.11
固定利付債				
34,200,000	WEST AUST TREAS CORP 8% 15/06/13 13	38,237,049	37,083,402	3.95
37,300,000	NEW ST WALES TREAS 5.5% 01/03/17 17	37,369,378	36,041,125	3.83
30,000,000	WEST AUST TREAS CORP 7% 15/04/11 11	31,789,500	31,380,300	3.34
20,900,000	NATIONAL WEALTH MANAG 6.5%21/12/11	20,722,768	20,268,820	2.16
17,500,000	SYDNEY AIRPORT FIN 6.25% 21/11/11	17,392,900	16,948,575	1.80
16,000,000	NAB 5.75% 15/06/11	15,478,057	16,214,880	1.73
14,800,000	MORGAN STANLEY 6.5% 22/02/11	14,714,160	14,421,120	1.53
13,000,000	DB RREEF FINANCE 6.75% 04/02/10	12,962,170	12,979,070	1.38
11,900,000	NSW TREASURY CORP 5.25% 01/05/13 13	11,825,863	11,822,733	1.26
12,000,000	COMMONW BANK AUS 4.5% 20/02/14	11,902,080	11,332,800	1.21
10,500,000	BNP PARIBAS AUS 6% 25/06/12	10,439,730	10,522,260	1.12
9,500,000	WELLS FARGO & CO 5.75% 12/07/10	9,447,180	9,456,205	1.01
9,000,000	RABOBANK 6% 18/03/10	8,944,560	9,112,950	0.97
9,000,000	MIRVAC GROUP FDG 7% 15/03/10	8,994,240	8,937,000	0.95
9,500,000	SUNCORP METWAY LTD 6.50% 22/06/11	9,478,055	8,757,765	0.93
8,500,000	ING BANK AUST LTD 6.25% 12/07/11	8,439,905	8,526,945	0.91
8,500,000	SPI ELECTRIC & GAS 6.5% 03/11/11	8,544,965	8,489,120	0.90
7,500,000	GE CAPITAL AUST FDG PTY 6% 17/08/12	7,491,525	7,016,100	0.75
7,250,000	GE CAP AUST FDG 6% 15/05/13	7,321,050	6,572,560	0.70
5,500,000	WESTPAC BANK 6.75% 25/05/17	5,478,770	5,351,995	0.57
6,500,000	MELBOURNE AIRPORT 6% 14/12/15	6,450,665	5,181,280	0.55
5,000,000	GE CAP AUSTRALIA 6% 15/06/11	4,906,500	4,894,650	0.52
5,000,000	CBA 6.75% 25/05/12	4,989,550	4,865,450	0.52
4,000,000	ELECTRANET PTY LTD 6.5% 17/11/09	3,977,480	4,018,240	0.43
4,100,000	ANZ GROUP LTD 6.5% 05/03/12	4,090,939	3,998,074	0.42

数量 / 額面価額	銘柄	取得価額 (豪ドル)	時価 (豪ドル)	純資産に占 める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)				
オーストラリア(続き)				
固定利付債(続き)				
3,500,000	DB REEF FINANCE PTY 6.75% 08/02/11	3,481,905	3,445,855	0.37
5,000,000	NTL WEALTH MGMT 6.75% 16/06/16	4,998,200	2,999,550	0.32
1,500,000	CFS GANDEL RETAIL 5.75% 02/09/12	1,346,880	1,356,090	0.14
1,100,000	GE CAPITAL 6% 15/04/15	1,055,978	932,591	0.10
500,000	COMMONWEALTH PROP OFF 6.6% 28/6/11	497,800	488,080	0.05
500,000	STOCKLAND PROPERTY 6.25% 16/06/11	478,005	474,935	0.05
		333,247,807	323,890,520	34.47
変動利付債				
11,000,000	SYDNEY AIRPORT FIN FRN 20/11/14	10,842,470	9,472,540	1.01
9,500,000	MACQUARIE BANK LTD FRN 15/09/14	9,532,680	9,245,400	0.98
		20,375,150	18,717,940	1.99
アセット・バック証券				
11,500,000	MULTIPLEX 05-2 CLASS A FRN 21/11/11	11,453,983	11,288,975	1.20
7,500,000	NATIONAL RMBS 04-1 CA2 FRN 20/03/34	1,401,308	1,369,270	0.15
		12,855,291	12,658,245	1.35
	国合計	386,506,288	375,051,151	39.92
フランス				
固定利付債				
25,000,000	CADES 5.64% 30/06/15	25,000,000	24,102,700	2.56
4,200,000	CFF 6.25% 30/01/17	4,166,946	3,786,636	0.40
	国合計	29,166,946	27,889,336	2.96
ドイツ				
固定利付債				
11,400,000	ESSEN HYP 6% 30/11/16	11,323,962	9,857,466	1.05
7,800,000	LANDWIRT RENTBK 5.75% 21/01/15	7,587,369	7,540,962	0.80
	国合計	18,911,331	17,398,428	1.85
ルクセンブルグ				
固定利付債				
14,400,000	EIB 5.375% 20/05/14	14,309,856	13,989,888	1.49
	国合計	14,309,856	13,989,888	1.49
オランダ				
固定利付債				
5,000,000	ABN AMRO 6.25% 24/03/10	5,001,050	5,042,750	0.54
	国合計	5,001,050	5,042,750	0.54
イギリス				
固定利付債				
20,000,000	ROYAL BANK OF SCOTLAND 6% 27/10/14	20,012,800	19,181,200	2.04
13,000,000	HBOS TSY SRV PLC 5.75% 26/10/10	12,667,003	12,814,230	1.36
	国合計	32,679,803	31,995,430	3.40

数量 / 額面価額	銘柄	取得価額 (豪ドル)	時価 (豪ドル)	純資産に占 める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）				
アメリカ合衆国				
固定利付債				
18,000,000	CITIGROUP INC 5.75% 09/06/10	17,938,883	17,674,560	1.88
11,400,000	INTER AMER DEV BK 5.375% 27/5/14	11,385,180	11,036,796	1.17
10,000,000	BANK OF AMERICA 5.75% 23/08/10	9,946,500	9,855,700	1.05
	国合計	39,270,563	38,567,056	4.10
	小計	525,845,837	509,934,039	54.26
その他の譲渡性のある証券				
オーストラリア				
変動利付債				
9,000,000	CFS RETAIL PROPERTY FRN 31/07/09	9,000,000	8,981,640	0.96
	国合計	9,000,000	8,981,640	0.96
アメリカ合衆国				
固定利付債				
17,000,000	BANK OF AMERICA 6.25% 15/06/11	16,917,380	16,466,540	1.75
	国合計	16,917,380	16,466,540	1.75
	小計	25,917,380	25,448,180	2.71
	投資有価証券合計	936,982,854	910,609,826	96.90

添付の注記は当財務書類の一部である。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2009年6月30日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
オーストラリア	
銀行、その他金融機関	25.53
州、連邦、地方	16.77
金融、投資、その他多角化企業	14.89
公共団体（非営利機関）	5.98
抵当および借入機関（ＭＢＳ）	4.83
地方および中央政府	1.16
投資信託	1.01
公益事業	0.90
運輸	0.55
電気器具・部品	0.43
ヘルスケア、教育、社会事業	0.32
不動産	0.19
通信	0.11
	72.67
フランス	
銀行、その他金融機関	2.78
公共団体（非営利機関）	2.56
金融、投資、その他多角化企業	0.94
	6.28
ドイツ	
銀行、その他金融機関	2.67
各種サービス	1.05
	3.72
ルクセンブルグ	
国際機関	1.49
	1.49
オランダ	
銀行、その他金融機関	0.54
	0.54
ノルウェー	
抵当および借入機関（ＭＢＳ）	0.98
	0.98
イギリス	
銀行、その他金融機関	2.04
各種サービス	1.36
運輸	0.81
	4.21
アメリカ合衆国	
銀行、その他金融機関	4.68
国際機関	1.17
公共団体（非営利機関）	1.16
	7.01
投資合計	96.90

UBS AUSTRALIAN BOND INCOME

Statement of Net Assets

at June 30, 2009

(expressed in Australian Dollar)

	Note	
ASSETS		
Investment in securities at market value (at cost: AUD 936,982,854)	2	910,609,826
Cash at bank		14,101,354
Accrued income		11,669,595
Receivable from subscriptions		561,432
Margin receivable on future contracts		4,393,345
Unrealised gain on future contracts	9	393,966
Receivable from broker		48,574,298
Total Assets		990,303,816
LIABILITIES		
Payable for repurchases		2,814,893
Accrued expenses	3	1,757,853
Payable to broker		45,993,122
Total Liabilities		50,565,868
NET ASSETS		939,737,948
Number of units outstanding		95,766,180
NET ASSET VALUE PER UNIT		9.81

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS AUSTRALIAN BOND INCOME

Statement of Operations and Changes in Net Assets
for the year ended June 30, 2009
(expressed in Australian Dollar)

	Note	
Net assets at the beginning of the year		1,039,207,857
INCOME		
Interest on bonds		59,533,381
Interest on bank accounts		1,163,057
Total Income		60,696,438
EXPENSES		
Agent company fees	6	3,006,901
Management and advisory fees	4	2,702,158
Subscription tax	7	495,462
Administrator and transfer agent fees	5	351,863
Out-of-pocket expenses		300,572
Custodian fees	5	219,646
Correspondent bank fees		84,540
Overseas registration fees		39,717
Professional fees		37,142
Other expenses		35,848
Legal fees		8,610
Total expenses		7,282,459
NET INVESTMENT INCOME		53,413,979
Net realised profit on investments		14,288,422
Net realised profit on future contracts		16,539,289
Net realised profit on foreign currencies		6,803
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		30,834,514
Change in net unrealised result on investments		22,228,564
Change in net unrealised result on future contracts		(1,795,065)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		20,433,499
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		104,681,992
Proceeds from subscription of units		92,338,728
Payments for repurchase of units		(245,327,890)
		(152,989,162)
Dividend paid to Unitholders	8	(51,162,739)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		939,737,948

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS AUSTRALIAN BOND INCOME

Changes in Units Outstanding
for the year ended June 30, 2009

Number of units outstanding at the beginning of the year	111,623,874
Number of units issued	9,209,184
Number of units repurchased	(25,066,878)
Number of units outstanding at the end of the year	95,766,180

Statistical Information
(expressed in Australian Dollar)

	June 30, 2009	June 30, 2008	June 30, 2007
Net Assets at the end of the year	939,737,948	1,039,207,857	1,440,074,279
Net Asset Value per unit at the end of the year	9.81	9.31	9.50

UBS AUSTRALIAN BOND INCOME

Notes to the Financial Statements
for the year ended June 30, 2009

Note 1 - The Fund

UBS Australian Bond Income (the "Fund") is a mutual investment fund ("fonds commun de placement") organized in and under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and constitutes an unincorporated coproprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the "Unitholders") by Global Funds Management S.A. (the "Management Company"), a company incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The assets of the Fund are separated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company. The Fund commenced its operations on June 30, 2003.

The Fund's investment objective is to seek return consisting of stable income and capital appreciation over the medium to long term.

In order to seek to achieve its objective, the Fund invests, with diversification, in highly rated fixed-income securities, which are primarily denominated in AUD, including government bonds, bonds issued by governmental organizations, semi-government (state) bonds, bonds issued by supranational organizations, corporate bonds, asset backed securities, and mortgage backed securities.

The Fund is organized in Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 20, 2002 on collective investment undertakings.

The Fund has been established for a period expiring on June 30, 2013. The Fund may be dissolved at any time prior to the end of its life or may be extended for a further period by mutual agreement between the Management Company and the Custodian.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

A) INVESTMENTS IN SECURITIES

- a) securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available closing price on such exchange or market. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available closing price at the stock exchange or market which constitutes the main market for such securities, is determining;
- b) securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market are valued at their last available market price;
- c) securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in a) and/or b) is not representative of the fair market value, are valued prudently, and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sales prices;
- d) cash and other liquid assets are valued at their face value with interest accrued.

In the event that extraordinary circumstances render valuations as aforesaid impracticable or inadequate, the Management Company is authorized, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

B) SECURITY TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Security transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

C) FOREIGN CURRENCY TRANSLATION

The Fund maintains its accounting books in Australian Dollar (AUD) and its financial statements are expressed in this currency.

All assets and liabilities not expressed in AUD have been translated into AUD at applicable exchange rates at year-end.

Income and expenses in foreign currencies are translated into AUD at exchange rates prevailing on the transaction dates.

Cost of investment securities expressed in currencies other than AUD is translated into AUD at the exchange rate applicable at the purchase date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments on the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

D) INCOME RECOGNITION

Interest income is accrued on a daily basis.

E) FUTURE CONTRACTS ON SECURITIES

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market on each valuation day to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Unrealised gains are reported as an asset in the statement of net assets. When the contract is closed, the Fund records a realized gain or loss equal to the difference between the proceeds from (or cost of) the closing transaction and the Fund's basis in the contract.

F) MORTGAGE ASSET BACKED SECURITIES

Mortgage Asset Backed Securities are accounted for on the basis of known paydown factors. The paydowns are recorded in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

Note 3 - Accrued expenses

	AUD
Agent company fees	730,515
Advisory fees	608,936
Subscription tax	117,482
Administrator fees	73,054
Out-of-pocket expenses	73,023
Professional fees	50,949
Custodian fees	48,721
Management fees	48,720
Overseas registration fees	6,453
Total accrued expenses	<u>1,757,853</u>

Note 4 - Management and advisory fees

The Management Company is entitled to a management fee payable out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.02% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter, in Australian Dollar.

The Investment Adviser receives for its advisory services a fee out of the assets of the Fund at the end of each quarter, at an annual rate set forth below of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter, in Australian Dollar.

For the portion up to AUD 1.0 billion: 0.25%

For the portion over AUD 1.0 billion: 0.20%

The Investment Adviser pays to the Sub-Adviser, a fee, out of its advisory fees, as from time to time agreed between themselves.

Note 5 - Custodian, administrator and transfer agent fees

The Custodian, Administrator and Transfer agent are entitled to receive out of the assets of the Fund a fee based on the average net assets of the Fund in Australian Dollar, in accordance with usual practice in Luxembourg.

Note 6 - Agent company fees

The Agent Company is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.30% of the average daily total net assets of the Fund in Australian Dollar during the relevant quarter.

Note 7 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (the "taxe d'abonnement") on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly.

Capital gains, dividends and interest on securities held in the Fund's portfolio and issued in countries other than Luxembourg may be subject to withholding or capital gains taxes imposed by such countries.

Note 8 - Distributions

The Management Company may declare monthly or other interim distributions out from the investment income and realized capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of dividends, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make distributions to Unitholders, mainly from net investment income, on the 10th day of each month. If such day is not a Valuation Day, distribution will be made to Unitholders on

the immediately preceding Valuation Day.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would fall below the equivalent in AUD of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law.

Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and will revert to the Fund.

During the year ended June 30, 2009, the Fund paid dividends of a total amount of AUD 51,162,739.

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit AUD	Total Dividend AUD
11-Jul-2008	17-Jul-2008	0.042	4,629,292
11-Aug-2008	14-Aug-2008	0.042	4,461,386
11-Sep-2008	17-Sep-2008	0.042	4,320,130
13-Oct-2008	17-Oct-2008	0.042	4,268,666
11-Nov-2008	17-Nov-2008	0.042	4,216,306
11-Dec-2008	17-Dec-2008	0.042	4,193,623
12-Jan-2009	16-Jan-2009	0.042	4,188,797
11-Feb-2009	17-Feb-2009	0.042	4,223,436
11-Mar-2009	17-Mar-2009	0.042	4,227,786
14-Apr-2009	17-Apr-2009	0.042	4,201,650
11-May-2009	15-May-2009	0.042	4,164,157
11-Jun-2009	17-Jun-2009	0.042	4,067,510
			<u>51,162,739</u>

Note 9 - Open Future Contracts

As at June 30, 2009 the Fund had the following open Future Contracts outstanding:

Ccy	Number of contracts	Description	Maturity Date	Cost in AUD	Market Value in AUD	Unrealised Gains/Losses in AUD
		Long Positions				
AUD	547	FUT AUST 10YR BOND 6%	Sep-2009	56,496,106	56,782,325	<u>286,219</u>
		Short Positions				
AUD	(282)	FUT AUST 3YR BOND 6%	Sep-2009	(29,282,627)	(29,174,880)	<u>107,747</u>
						<u>393,966</u>

UBS AUSTRALIAN BOND INCOME

Statement of Investments
at June 30, 2009
(expressed in Australian Dollar)

Quantity / Nominal Value	Description	Cost	Market Value	in % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING				
AUSTRALIA				
STRAIGHT FIXED BOND				
63,400,000	QUEENSLAND TREAS 6% 14/08/13	67,407,042	64,457,512	6.86
40,500,000	TREAS VICTORIA 6.25% 15/10/12	43,307,180	41,749,020	4.44
41,400,000	QUEENSLAND TREAS 6% 14/09/17	42,428,203	41,012,910	4.37
26,700,000	QUEENSLAND TREAS CORP 6.25% 14/6/19	26,466,432	26,630,580	2.83
17,400,000	WSETPAC BANKING 7.25% 24/09/12	18,475,842	17,976,810	1.91
13,000,000	KFW 5.75% 13/05/15	12,965,810	12,590,760	1.34
11,500,000	AUST&NEW ZEALAND 5.25% 16/01/14	11,785,085	11,229,980	1.20
11,000,000	COMMONWEALTH BANK 6.25% 12/03/10	10,945,550	11,165,550	1.19
10,900,000	QUEENSLAND TREAS 6% 14/10/15	11,025,241	10,921,473	1.16
10,000,000	ANZ GROUP LTD 6.5% 08/11/11	10,002,100	10,251,700	1.09
9,500,000	ANZ 6% 01/03/10	9,522,051	9,622,360	1.03
7,900,000	TREAS VICTORIA 5.75% 15/11/16	8,128,705	7,705,107	0.82
7,900,000	HBOS TREAS SVCS PLC 6.25% 19/10/11	7,841,698	7,645,936	0.81
7,200,000	WESTPAC BANKING 6.25% 25/08/11	7,133,256	7,353,864	0.78
7,200,000	TREAS VICTORIA 5.5% 15/11/18	6,754,176	6,708,967	0.72
6,500,000	ING BANK LTD 7% 24/04/12	6,483,945	6,509,750	0.69
4,200,000	NEW ST WALES TREAS 5.5% 01/08/14	4,320,540	4,147,895	0.44
1,000,000	TELSTRA CORP LTD 7.25% 30/03/10	1,095,700	1,017,400	0.11
Country Total		306,088,556	298,697,574	31.79
FRANCE				
STRAIGHT FIXED BOND				
19,500,000	DEXIA MUNI AGY DEXIA 5.75% 24/08/15	18,873,921	17,760,015	1.89
10,000,000	CIE FIN FONCIER 5.5% 22/09/15	9,497,877	8,829,000	0.94
5,000,000	DEXIA MUNICIPAL AGENCY 5.75% 02/04/14	4,915,417	4,633,900	0.49
Country Total		33,287,215	31,222,915	3.32
GERMANY				
FLOATING RATE NOTE				
8,000,000	DEUTSCHE BANK AG FRN 23/04/14	7,979,840	7,000,640	0.74
		7,979,840	7,000,640	0.74
STRAIGHT FIXED BOND				
10,500,000	NRW. BANK 6.25% 12/09/11	10,492,440	10,631,985	1.13
		10,492,440	10,631,985	1.13
Country Total		18,472,280	17,632,625	1.87
NORWAY				
STRAIGHT FIXED BOND				
9,000,000	KOMMUNALBANKEN AS 6% 25/02/11	8,912,700	9,190,710	0.98
Country Total		8,912,700	9,190,710	0.98

Statement of Investments (continued)

Quantity / Nominal Value	Description	Cost	Market Value	in % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
UNITED KINGDOM				
STRAIGHT FIXED BOND				
7,500,000	NETWORK RAIL 5.5% 20/07/10	7,472,550	7,613,775	0.81
	Country Total	7,472,550	7,613,775	0.81
UNITED STATES OF AMERICA				
STRAIGHT FIXED BOND				
11,100,000	INTL FINANCE CORP 5.75% 24/06/14	10,986,336	10,870,008	1.16
	Country Total	10,986,336	10,870,008	1.16
	SUB-TOTAL	385,219,637	375,227,607	39.93
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET				
AUSTRALIA				
COLLATERALISED MORTGAGE OBLIGATION				
13,400,000	MOF 2 A2 6.485% 15/03/13	13,400,000	13,210,926	1.41
15,000,000	ARMS II FXV A FRN 10/10/35	3,073,023	3,058,857	0.33
12,000,000	CRGT 04-1 A2 FRN 16/01/35	2,204,484	2,168,573	0.23
10,000,000	SMHL 03-1 A2 FRN 01/11/29	1,350,533	1,346,090	0.14
		20,028,040	19,784,446	2.11
STRAIGHT FIXED BOND				
34,200,000	WEST AUST TREAS CORP 8% 15/06/13 13	38,237,049	37,083,402	3.95
37,300,000	NEW ST WALES TREAS 5.5% 01/03/17 17	37,369,378	36,041,125	3.83
30,000,000	WEST AUST TREAS CORP 7% 15/04/11 11	31,789,500	31,380,300	3.34
20,900,000	NATIONAL WEALTH MANAG 6.5%21/12/11	20,722,768	20,268,820	2.16
17,500,000	SYDNEY AIRPORT FIN 6.25% 21/11/11	17,392,900	16,948,575	1.80
16,000,000	NAB 5.75% 15/06/11	15,478,057	16,214,880	1.73
14,800,000	MORGAN STANLEY 6.5% 22/02/11	14,714,160	14,421,120	1.53
13,000,000	DB RREEF FINANCE 6.75% 04/02/10	12,962,170	12,979,070	1.38
11,900,000	NSW TREASURY CORP 5.25% 01/05/13 13	11,825,863	11,822,733	1.26
12,000,000	COMMONW BANK AUS 4.5% 20/02/14	11,902,080	11,332,800	1.21
10,500,000	BNP PARIBAS AUS 6% 25/06/12	10,439,730	10,522,260	1.12
9,500,000	WELLS FARGO & CO 5.75% 12/07/10	9,447,180	9,456,205	1.01
9,000,000	RABOBANK 6% 18/03/10	8,944,560	9,112,950	0.97
9,000,000	MIRVAC GROUP FDG 7% 15/03/10	8,994,240	8,937,000	0.95
9,500,000	SUNCORP METWAY LTD 6.50% 22/06/11	9,478,055	8,757,765	0.93
8,500,000	ING BANK AUST LTD 6.25% 12/07/11	8,439,905	8,526,945	0.91
8,500,000	SPI ELECTRIC & GAS 6.5% 03/11/11	8,544,965	8,489,120	0.90
7,500,000	GE CAPITAL AUST FDG PTY 6% 17/08/12	7,491,525	7,016,100	0.75
7,250,000	GE CAP AUST FDG 6% 15/05/13	7,321,050	6,572,560	0.70
5,500,000	WESTPAC BANK 6.75% 25/05/17	5,478,770	5,351,995	0.57
6,500,000	MELBOURNE AIRPORT 6% 14/12/15	6,450,665	5,181,280	0.55
5,000,000	GE CAP AUSTRALIA 6% 15/06/11	4,906,500	4,894,650	0.52
5,000,000	CBA 6.75% 25/05/12	4,989,550	4,865,450	0.52
4,000,000	ELECTRANET PTY LTD 6.5% 17/11/09	3,977,480	4,018,240	0.43
4,100,000	ANZ GROUP LTD 6.5% 05/03/12	4,090,939	3,998,074	0.42

Statement of Investments (continued)

Quantity / Nominal Value	Description	Cost	Market Value	in % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)				
AUSTRALIA (CONTINUED)				
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)				
3,500,000	DB REEF FINANCE PTY 6.75% 08/02/11	3,481,905	3,445,855	0.37
5,000,000	NTL WEALTH MGMT 6.75% 16/06/16	4,998,200	2,999,550	0.32
1,500,000	CFS GANDEL RETAIL 5.75% 02/09/12	1,346,880	1,356,090	0.14
1,100,000	GE CAPITAL 6% 15/04/15	1,055,978	932,591	0.10
500,000	COMMONWEALTH PROP OFF 6.6% 28/6/11	497,800	488,080	0.05
500,000	STOCKLAND PROPERTY 6.25% 16/06/11	478,005	474,935	0.05
		333,247,807	323,890,520	34.47
FLOATING RATE NOTE				
11,000,000	SYDNEY AIRPORT FIN FRN 20/11/14	10,842,470	9,472,540	1.01
9,500,000	MACQUARIE BANK LTD FRN 15/09/14	9,532,680	9,245,400	0.98
		20,375,150	18,717,940	1.99
ASSET BACKED SECURITY				
11,500,000	MULTIPLEX 05-2 CLASS A FRN 21/11/11	11,453,983	11,288,975	1.20
7,500,000	NATIONAL RMBS 04-1 CA2 FRN 20/03/34	1,401,308	1,369,270	0.15
		12,855,291	12,658,245	1.35
	Country Total	386,506,288	375,051,151	39.92
FRANCE				
STRAIGHT FIXED BOND				
25,000,000	CADES 5.64% 30/06/15	25,000,000	24,102,700	2.56
4,200,000	CFF 6.25% 30/01/17	4,166,946	3,786,636	0.40
	Country Total	29,166,946	27,889,336	2.96
GERMANY				
STRAIGHT FIXED BOND				
11,400,000	ESSEN HYP 6% 30/11/16	11,323,962	9,857,466	1.05
7,800,000	LANDWIRT RENTBK 5.75% 21/01/15	7,587,369	7,540,962	0.80
	Country Total	18,911,331	17,398,428	1.85
LUXEMBOURG				
STRAIGHT FIXED BOND				
14,400,000	EIB 5.375% 20/05/14	14,309,856	13,989,888	1.49
	Country Total	14,309,856	13,989,888	1.49
NETHERLANDS				
STRAIGHT FIXED BOND				
5,000,000	ABN AMRO 6.25% 24/03/10	5,001,050	5,042,750	0.54
	Country Total	5,001,050	5,042,750	0.54
UNITED KINGDOM				
STRAIGHT FIXED BOND				
20,000,000	ROYAL BANK OF SCOTLAND 6% 27/10/14	20,012,800	19,181,200	2.04
13,000,000	HBOS TSY SRV PLC 5.75% 26/10/10	12,667,003	12,814,230	1.36
	Country Total	32,679,803	31,995,430	3.40

Statement of Investments (continued)

Quantity / Nominal Value	Description	Cost	Market Value	in % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)				
UNITED STATES OF AMERICA				
STRAIGHT FIXED BOND				
18,000,000	CITIGROUP INC 5.75% 09/06/10	17,938,883	17,674,560	1.88
11,400,000	INTER AMER DEV BK 5.375% 27/5/14	11,385,180	11,036,796	1.17
10,000,000	BANK OF AMERICA 5.75% 23/08/10	9,946,500	9,855,700	1.05
	Country Total	39,270,563	38,567,056	4.10
	SUB-TOTAL	525,845,837	509,934,039	54.26
OTHER TRANSFERABLE SECURITIES				
AUSTRALIA				
FLOATING RATE NOTE				
9,000,000	CFS RETAIL PROPERTY FRN 31/07/09	9,000,000	8,981,640	0.96
	Country Total	9,000,000	8,981,640	0.96
UNITED STATES OF AMERICA				
STRAIGHT FIXED BOND				
17,000,000	BANK OF AMERICA 6.25% 15/06/11	16,917,380	16,466,540	1.75
	Country Total	16,917,380	16,466,540	1.75
	SUB-TOTAL	25,917,380	25,448,180	2.71
	TOTAL INVESTMENTS	936,982,854	910,609,826	96.90

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Economic and Geographical Division of Investments

at June 30, 2009

Economic and Geographical Division	in % of Net Assets
AUSTRALIA	
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	25.53
CANTONS, FEDERAL STATES, DISTRICTS	16.77
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	14.89
PUBLIC BODIES (NON-PROFIT INST.)	5.98
MORTGAGE & FUNDING INSTITUTION(MBS)	4.83
COUNTRIES AND CENTRAL GOVERNMENTS	1.16
INVESTMENT FUNDS	1.01
UTILITIES	0.90
TRANSPORTATION	0.55
ELECTRICAL APPLIANCES & COMPONENTS	0.43
HEALTHCARE, EDUCATION & SOCIAL SERV	0.32
REAL ESTATE	0.19
TELECOMMUNICATIONS	0.11
	<u>72.67</u>
FRANCE	
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	2.78
PUBLIC BODIES (NON-PROFIT INST.)	2.56
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	0.94
	<u>6.28</u>
GERMANY	
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	2.67
MISCELLANEOUS SERVICES	1.05
	<u>3.72</u>
LUXEMBOURG	
SUPRANATIONAL ORGANISATIONS	1.49
	<u>1.49</u>
NETHERLANDS	
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	0.54
	<u>0.54</u>
NORWAY	
MORTGAGE & FUNDING INSTITUTION(MBS)	0.98
	<u>0.98</u>
UNITED KINGDOM	
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	2.04
MISCELLANEOUS SERVICES	1.36
TRANSPORTATION	0.81
	<u>4.21</u>
UNITED STATES OF AMERICA	
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	4.68
SUPRANATIONAL ORGANISATIONS	1.17
PUBLIC BODIES (NON-PROFIT INST.)	1.16
	<u>7.01</u>
TOTAL INVESTMENTS	<u>96.90</u>

(2) 【2008年 6 月30日終了年度】

【貸借対照表】

U B S オーストラリア・ボンド・インカム

純資産計算書

2008年 6 月30日現在

(豪ドルで表示)

	注記	(豪ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券 - 時価 (取得価額 : 1,039,978,728豪ドル)		991,377,136	82,978,266
現金預金		20,948,279	1,753,371
ブローカーからの未収金		18,239,517	1,526,648
未収収益		12,274,199	1,027,350
先物契約未収証拠金		2,386,726	199,769
先物契約未実現利益	9	2,292,943	191,919
受益証券発行未収金		124,391	10,412
資産合計		1,047,643,191	87,687,735
負債			
受益証券買戻未払金		6,398,591	535,562
未払費用	3	1,932,831	161,778
先物契約未実現損失	9	103,912	8,697
負債合計		8,435,334	706,037
純資産		1,039,207,857	86,981,698
発行済受益証券数		111,623,874口	
1 口当り純資産価格		9.31豪ドル	779円

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用および純資産変動計算書

2008年6月30日に終了した年度

（豪ドルで表示）

	注記	（豪ドル）	（千円）
期首現在純資産		1,440,074,279	120,534,217
収益			
債券利息		77,943,727	6,523,890
預金利息		1,211,393	101,394
収益合計		79,155,120	6,625,284
費用			
代行協会員報酬	6	3,695,327	309,299
管理報酬および投資顧問報酬	4	3,210,856	268,749
年次税	7	585,548	49,010
管理事務および名義書換代行報酬	5	430,212	36,009
現金支出費		369,387	30,918
保管報酬	5	243,071	20,345
コルレス銀行報酬		105,780	8,854
海外登録費用		127,378	10,662
専門家報酬		58,186	4,870
設立費償却		55,600	4,654
その他の費用		31,803	2,662
法務報酬		10,564	884
費用合計		8,923,712	746,915
純投資収益		70,231,408	5,878,369
投資に係る実現純損失		(21,670,969)	(1,813,860)
先物契約に係る実現純損失		(119,130)	(9,971)
外貨に係る実現純利益		6,062	507
当期実現純損失		(21,784,037)	(1,823,324)
投資に係る未実現純損益の変動		(9,506,981)	(795,734)
先物契約に係る未実現純損益の変動		2,388,575	199,924
当期末実現純損失		(7,118,406)	(595,811)
運用の結果による純資産の増加		41,328,965	3,459,234
受益証券発行手取金		51,435,384	4,305,142
受益証券買戻支払額		(427,542,793)	(35,785,332)
		(376,107,409)	(31,480,190)
受益者への支払分配金	8	(66,087,978)	(5,531,564)
期末現在純資産		1,039,207,857	86,981,698

添付の注記は当財務書類の一部である。

U B S オーストラリア・ボンド・インカム

財務書類に対する注記

2008年6月30日に終了した年度

注1 - ファンド

U B S オーストラリア・ボンド・インカム（「ファンド」）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてルクセンブルグにおいて設定された共有持分型投資信託（"fonds commun de placement"）であり、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立されルクセンブルグに登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体を構成する。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他のファンドの資産から区分されている。ファンドは、2003年6月30日に運用を開始した。

ファンドの投資目的は、中長期的に安定したインカムゲイン（利子収入等）およびキャピタルゲイン（売買益等）の獲得をめざすことにある。

投資目的を達成するため、ファンドは、主として高格付けの豪ドル建て公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、A B S（アセット・バック証券）およびM B S（モーゲージ債）など）に分散投資を行う。

ファンドはルクセンブルグにおいて設定され、投資信託に関する2002年12月20日法のパート 1に基づき適格性を有している。ファンドは、2013年6月30日までの存続期間で設定されている。ファンドは、管理会社および保管受託銀行の合意によりいつでも存続期間の満了前に解散することも、また存続期間を継続して延長することもできる。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成され、以下の重要な会計方針を含んでいる。

A) 投資有価証券

- a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が数力所の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。
- b) 証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- c) 相場価格が入手できないか、または上記 a) および / または b) に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- d) 現金およびその他の流動資産は、額面額に発生した利息を加え評価される。

異常な事態により、上記評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

B) 証券取引および投資収益

証券取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。証券取引に係る実現利益または損失は、売却証券の平均原価を基準に算定される。

C) 外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を豪ドルで維持し、その財務書類は当該通貨で表示される。

豪ドル以外の通貨建てのすべての資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで豪ドルに換算されている。

外貨建て収益および費用は、取引日の実勢為替レートで豪ドルに換算される。

豪ドル以外の通貨建て投資有価証券の取得価額は、購入日に適用される為替レートで豪ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、運用および純資産変動計算書の投資に係る実現・未実現純損益に計上される。

D) 収益の認識

受取利息は、発生主義により日々計上される。

E) 証券の先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中に、契約価額の変動は、各評価日の終了時の契約価額を反映するように各評価日に値洗いすることによって未実現利益または損失として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現利益は、純資産計算書に資産として計上される。契約が終結する時、ファンドはクロージング取引からの手取金（または費用）とファンドの約定ベースとの間の差額と同等の実現利益または損失を記帳する。

F) モーゲージ・アセット・バック証券

モーゲージ・アセット・バック証券は、既知のペイダウン・ファクターの基準で会計処理される。ペイダウンは、運用およ

び純資産変動計算書に計上される。

注 3 - 未払費用

	(豪ドル)
代行協会員報酬	826,166
投資顧問報酬	675,973
年次税	129,918
管理事務代行報酬	82,620
現金支出費	82,584
保管報酬	55,100
管理報酬	55,098
専門家報酬	20,476
海外登録費用	4,896
未払費用合計	1,932,831

注 4 - 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.02%の管理報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

投資顧問会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の以下の年率で、その投資顧問業務に関する報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する。

10億豪ドルまでの部分：0.25%

10億豪ドル超の部分：0.20%

投資顧問会社は副投資顧問会社に対し、投資顧問報酬から、両社が随時合意する報酬を支払う。

注 5 - 保管報酬、管理事務および名義書換代行報酬

保管受託銀行、管理事務代行会社および名義書換代行会社は、ルクセンブルグの通常の慣行に従って、ファンドの純資産額の平均額に基づく報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

注 6 - 代行協会員報酬

代行協会員は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.30%の報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注 7 - 税金

ファンドは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグ大公国の現行法規に従い、ファンドはその純資産額に対し年率0.05%の年次税（"taxe d'abonnement"）を課され、四半期毎に計算し支払う。

ルクセンブルグ大公国以外の国で発行され、ファンドのポートフォリオで保有されている証券に係るキャピタル・ゲイン、配当金および利息には、当該国が源泉税またはキャピタル・ゲイン税を課することがある。

注 8 - 分配

管理会社は、投資収益および実現売買益からの月次またはその他の中間分配を宣言することができ、さらに分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合には分配可能なその他の資金から分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、主として純投資収益から分配を行う意向である。当該日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配が行われる。

分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託に関する純資産の最低額の豪ドル相当額を下回ることとなるような場合には、分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2008年6月30日に終了した年度中に、ファンドは総額66,087,978豪ドルの分配金を支払った。

分配落日 (日 - 月 - 年)	決済日 (日 - 月 - 年)	1口当り分配金 (豪ドル)	分配金合計 (豪ドル)
11 - 07 - 2007	17 - 07 - 2007	0.042	6,298,845
13 - 08 - 2007	17 - 08 - 2007	0.042	6,096,864
11 - 09 - 2007	14 - 09 - 2007	0.042	5,968,745
11 - 10 - 2007	17 - 10 - 2007	0.042	5,769,833
12 - 11 - 2007	16 - 11 - 2007	0.042	5,610,434
11 - 12 - 2007	17 - 12 - 2007	0.042	5,492,461
11 - 01 - 2008	17 - 01 - 2008	0.042	5,421,615
11 - 02 - 2008	15 - 02 - 2008	0.042	5,301,632
11 - 03 - 2008	17 - 03 - 2008	0.042	5,194,300
11 - 04 - 2008	17 - 04 - 2008	0.042	5,087,212
13 - 05 - 2008	16 - 05 - 2008	0.042	4,986,866
11 - 06 - 2008	17 - 06 - 2008	0.042	4,859,171
			66,087,978

注 9 - 未決済先物契約

2008年6月30日現在、ファンドは以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	約定数	銘柄	満期日	取得価額 / (売却代金) (豪ドル)	市場価格 (豪ドル)	未実現 (損)益 (豪ドル)
ロング・ポジション（買持高）						
豪ドル	1,000	FUT AUST 10YR BOND 6%	2008年9月	95,422,842	96,721,150	1,298,308
豪ドル	1,944	FUT AUST 3YR BOND 6%	2008年9月	189,633,305	190,627,940	994,635
						2,292,943
ショート・ポジション（売持高）						
豪ドル	(201)	FUT 90 DAY BANK BILL	2008年9月	(197,041,225)	(197,145,138)	(103,912)
						(103,912)
						2,189,031

UBS AUSTRALIAN BOND INCOME

Statement of Net Assets

at June 30, 2008

(expressed in Australian Dollar)

	Note	
ASSETS		
Investment in securities at market value (at cost: AUD 1,039,978,728)		991,377,136
Cash at bank		20,948,279
Receivable from broker		18,239,517
Accrued income		12,274,199
Margin receivable on future contracts		2,386,726
Unrealised gain on future contracts	9	2,292,943
Receivable from subscriptions		124,391
Total Assets		1,047,643,191
LIABILITIES		
Payable for repurchases		6,398,591
Accrued expenses	3	1,932,831
Unrealised loss on future contracts	9	103,912
Total Liabilities		8,435,334
NET ASSETS		1,039,207,857
Number of units outstanding		111,623,874
NET ASSET VALUE PER UNIT		9.31

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS AUSTRALIAN BOND INCOME

Statement of Operations and Changes in Net Assets
for the year ended June 30, 2008
(expressed in Australian Dollar)

	Note	
Net assets at the beginning of the year		1,440,074,279
INCOME		
Interest on bonds		77,943,727
Interest on bank accounts		1,211,393
Total Income		79,155,120
EXPENSES		
Agent company fees	6	3,695,327
Management and advisory fees	4	3,210,856
Subscription tax	7	585,548
Administrator and transfer agent fees	5	430,212
Out-of-pocket expenses		369,387
Custodian fees	5	243,071
Correspondent bank fees		105,780
Overseas registration fees		127,378
Professional fees		58,186
Amortisation of formation expenses		55,600
Other expenses		31,803
Legal fees		10,564
Total expenses		8,923,712
NET INVESTMENT INCOME		70,231,408
Net realised loss on investments		(21,670,969)
Net realised loss on future contracts		(119,130)
Net realised profit on foreign currencies		6,062
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(21,784,037)
Change in net unrealised result on investments		(9,506,981)
Change in net unrealised result on future contracts		2,388,575
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(7,118,406)
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		41,328,965
Proceeds from subscription of units		51,435,384
Payments for repurchase of units		(427,542,793)
		(376,107,409)
Dividend paid to Unitholders	8	(66,087,978)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		1,039,207,857

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS AUSTRALIAN BOND INCOME

Notes to the Financial Statements
for the year ended June 30, 2008

Note 1 - The Fund

UBS Australian Bond Income (the "Fund") is a mutual investment fund ("fonds commun de placement") organized in and under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and constitutes an unincorporated coproprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the "Unitholders") by Global Funds Management S.A. (the "Management Company"), a company incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The assets of the Fund are separate from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company. The Fund commenced its operations on June 30, 2003.

The Fund's investment objective is to seek return consisting of stable income and capital appreciation over the medium to long term.

In order to seek to achieve its objective, the Fund invests, with diversification, in highly rated fixed-income securities, which are primarily denominated in AUD, including government bonds, bonds issued by governmental organizations, semi-government (state) bonds, bonds issued by supranational organizations, corporate bonds, asset backed securities, and mortgage backed securities.

The Fund is organized in Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 20, 2002 on collective investment undertakings.

The Fund has been established for a period expiring on June 30, 2013. The Fund may be dissolved at any time prior to the end of its life or may be extended for a further period by mutual agreement between the Management Company and the Custodian.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

A) INVESTMENTS IN SECURITIES

- a) securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available closing price on such exchange or market. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available closing price at the stock exchange or market which constitutes the main market for such securities, is determining;
- b) securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market are valued at their last available market price;
- c) securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in a) and/or b) is not representative of the fair market value, are valued prudently, and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sales prices;
- d) cash and other liquid assets are valued at their face value with interest accrued.

In the event that extraordinary circumstances render valuations as aforesaid impracticable or inadequate, the Management Company is authorized, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

B) SECURITY TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Security transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

C) FOREIGN CURRENCY TRANSLATION

The Fund maintains its accounting books in Australian Dollars (AUD) and its financial statements are expressed in this currency.

All assets and liabilities not expressed in AUD have been translated into AUD at applicable exchange rates at year-end.

Income and expenses in foreign currencies are translated into AUD at exchange rates prevailing on the transaction dates.

Cost of investment securities expressed in currencies other than AUD is translated into AUD at the exchange rate applicable at the purchase date.

The Fund does not isolate that portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments on the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

D) INCOME RECOGNITION

Interest income is accrued on a daily basis.

E) FUTURES CONTRACTS ON SECURITIES

Initial margin deposits are made upon entering into futures contracts and can be made either in cash or securities. During the year for which the futures contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market on each valuation day to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Unrealised gains are reported as an asset in the statement of net assets. When the contract is closed, the Fund records a realized gain or loss equal to the difference between the proceeds from (or cost of) the closing transaction and the Fund's basis in the contract.

F) MORTGAGE ASSET BACKED SECURITIES

Mortgage Asset Backed Securities are accounted for on the basis of known paydown factors. The paydowns are recorded in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

Note 3 - Accrued expenses

	AUD
Agent company fees	826,166
Advisory fees	675,973
Subscription tax	129,918
Administrative fees	82,620
Out-of-pocket expenses	82,584
Custodian fees	55,100
Management fees	55,098
Professional fees	20,476
Overseas registration fees	4,896
Total accrued expenses	<u>1,932,831</u>

Note 4 - Management and advisory fees

The Management Company is entitled to a management fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.02% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter.

The Investment Adviser receives for its advisory services a fee out of the assets of the Fund at the end of each quarter, at an annual rate set forth below of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter.

For the portion up to AUD 1.0 billion: 0.25%

For the portion over AUD 1.0 billion: 0.20%

The Investment Adviser pays to the Sub-Adviser, a fee, out of its advisory fees, as from time to time agreed between themselves.

Note 5 - Custodian, administrator and transfer agent fees

The Custodian, Administrator and Transfer agent are entitled to receive out of the assets of the Fund a fee based on the average net assets of the Fund in accordance with usual practice in Luxembourg.

Note 6 - Agent company fees

The Agent Company is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.30% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter.

Note 7 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in the Grand Duchy of Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (the “taxe d'abonnement”) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly.

Capital gains, dividends and interest on securities held in the Fund's portfolio and issued in countries other than the Grand Duchy of Luxembourg may be subject to withholding or capital gains taxes imposed by such countries.

Note 8 - Distributions

The Management Company may declare monthly or other interim distributions out from the investment income and realized capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of dividends, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make distributions to Unitholders, mainly from net investment income, on the 10th day of each month. If such day is not a Valuation Day, distribution will be made to Unitholders on the immediately preceding Valuation Day.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would fall below the equivalent in AUD of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law.

Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and will revert to the Fund.

During the year ended June 30, 2008, the Fund paid dividends of a total amount of AUD 66,087,978.

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit AUD	Total Dividend AUD
11-Jul-2007	17-Jul-2007	0.042	6,298,845
13-Aug-2007	17-Aug-2007	0.042	6,096,864
11-Sep-2007	14-Sep-2007	0.042	5,968,745
11-Oct-2007	17-Oct-2007	0.042	5,769,833
12-Nov-2007	16-Nov-2007	0.042	5,610,434
11-Dec-2007	17-Dec-2007	0.042	5,492,461
11-Jan-2008	17-Jan-2008	0.042	5,421,615
11-Feb-2008	15-Feb-2008	0.042	5,301,632
11-Mar-2008	17-Mar-2008	0.042	5,194,300
11-Apr-2008	17-Apr-2008	0.042	5,087,212
13-May-2008	16-May-2008	0.042	4,986,866
11-Jun-2008	17-Jun-2008	0.042	4,859,171
			<u>66,087,978</u>

Note 9 - Open Future Contracts

As at June 30, 2008 the Fund had the following Future Contracts outstanding:

Ccy	Number of contracts	Description	Maturity Date	Cost/(Proceeds) in AUD	Market Value in AUD	Unrealised Gains/Losses in AUD
Long Positions						
AUD	1,000	FUT AUST 10YR BOND 6%	Sep-2008	95,422,842	96,721,150	1,298,308
AUD	1,944	FUT AUST 3YR BOND 6%	Sep-2008	189,633,305	190,627,940	994,635
						<u>2,292,943</u>
Short Positions						
AUD	(201)	FUT 90 DAY BANK BILL	Sep-2008	(197,041,225)	(197,145,138)	(103,912)
						<u>(103,912)</u>
						<u>2,189,031</u>

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2009年10月末日現在)

	豪ドル	千円（ 、 を除く）
・ 資産総額	819,337,618	68,578,559
・ 負債総額	5,949,391	497,964
・ 純資産額（ - ）	813,388,227	68,080,595
・ 発行済口数	82,666,288口	
・ 1口当り純資産価格（ / ）	9.84豪ドル	824円

第5【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度の販売および買戻しの実績、ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (自 2003年6月30日 至 2004年6月30日)	237,154,937 (237,154,937)	27,031,899 (27,031,899)	210,123,038 (210,123,038)
第2会計年度 (自 2004年7月1日 至 2005年6月30日)	75,167,597 (75,167,597)	50,116,743 (50,116,743)	235,173,892 (235,173,892)
第3会計年度 (自 2005年7月1日 至 2006年6月30日)	47,935,601 (47,935,601)	77,177,295 (77,177,295)	205,932,198 (205,932,198)
第4会計年度 (自 2006年7月1日 至 2007年6月30日)	15,030,744 (15,030,744)	69,435,113 (69,435,113)	151,527,829 (151,527,829)
第5会計年度 (自 2007年7月1日 至 2008年6月30日)	5,450,394 (5,450,394)	45,354,349 (45,354,349)	111,623,874 (111,623,874)
第6会計年度 (自 2008年7月1日 至 2009年6月30日)	9,209,184 (9,209,184)	25,066,878 (25,066,878)	95,766,180 (95,766,180)

(注1) () の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

(注2) 販売口数は、当初募集中の販売口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約5,085万円）で、2009年10月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約339万円）の記名株式15株を発行済です。

過去5年間の資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名および取締役であることを要しない秘書役1名を選出することができます。さらに管理会社の業務運営および経営に必要と見做される場合にはジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐または他の役員数名を随時任命することができます。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、ファックスまたはテレックスにより各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理権を証明することのできる書面、ケーブル、電報、ファックス、テレックスまたは他の電子的手段により別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役はまた、投票権を証明することのできる書簡もしくはファックスまたはその他の手段により、書面で投票することができます。取締役は、当該取締役の身元確認および会議の審議が継続的に参加者に再送され会議への有効な参加を認めることができる電話会議、テレビ会議またはその他の通信手段により、取締役会に出席することができます。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議を含む一ないし複数の書面から構成され、かかる書類はすべての取締役により署名されます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。

投資顧問会社は管理会社に投資顧問業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従います。

(3) 役員および従業員の状況

氏名	管理会社役職名	所属・役職名
松本晃一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、取締役社長
安間豊	取締役	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、取締役兼ジェネラル・マネジャー
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	エルヴィンガー・ホス・アンド・プルッセン法律事務所、パートナー
アーンスト・アンド・ヤング (Ernst & Young)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

(注) ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの須藤光一氏が、管理会社のジェネラル・マネジャーとして、任命されています。上記の他、ファンド所属の管理会社の従業員はいません。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社（その単独株主はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー）は、1991年7月8日付公正証書（1991年8月16日にメモリアルに公告）によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、ルクセンブルグの商業および法人登記所（同所にて、閲覧および写しの入手が可能）に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟です。管理会社は、商業および法人登記簿に登録第B37 359号として登録しています。

管理会社の目的は、（ルクセンブルグ投信法第91条に規定する）投資信託の運用です。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、ルクセンブルグ投信法の第14章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。

管理会社は、ファンドの運用およびファンド証券の発行、買戻し等のファンドの管理を行います。管理会社は、投資運用・助言サービスの提供を投資顧問会社であるUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社に委託しており、またファンド資産の保管業務、純資産価格の計算その他の管理業務をノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに委託しています。

管理会社は、2009年10月末日現在100本の外国投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	3,960,729,536.71米ドル
		2	459,493,455.10ユーロ
		1	2,771,483,100.59豪ドル
		1	114,772,825.80カナダ・ドル
		1	1,146,387,642.50ニュージーランド・ドル
		1	108,378,157.35英ポンド
ルクセンブルグ	その他	17	2,852,510,438.40米ドル
		8	265,690,656.36ユーロ
		3	28,051,989.86英ポンド
		5	827,761,290.21ニュージーランド・ドル
		7	24,243,641,184円
		4	50,003,596.67カナダ・ドル
		8	1,999,246,577.02豪ドル
ケイマン	その他	22	156,088,738,127円
		3	512,317,331.94豪ドル
		12	378,066,998.97米ドル
		1	39,862,369.93ユーロ
		1	211,958,326.87ニュージーランド・ドル
		1	117,946,605.51南アフリカ・ランド

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2009年10月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝135.60円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2009年３月31日現在

（ユーロで表示）

	2009年３月31日		2008年３月31日	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産				
固定資産				
金融資産（注３）	831,196	112,710	892,242	120,988
流動資産				
１年以内期限到来未収債権	184,678	25,042	182,028	24,683
現金預金	13,298,014	1,803,211	12,344,496	1,673,914
未収納税引当金（注６）	247,094	33,506	-	-
先渡為替契約未実現純利益	-	-	3,974	539
未収収益	248	34	3,848	522
	<u>14,561,230</u>	<u>1,974,503</u>	<u>13,426,588</u>	<u>1,820,645</u>
負債				
資本金および準備金				
資本金（注４）	375,000	50,850	375,000	50,850
法定準備金（注５）	37,500	5,085	37,500	5,085
その他の準備金（注５）	1,363,000	184,823	1,147,000	155,533
繰越利益（注５）	11,549,603	1,566,126	9,822,150	1,331,884
当期利益	1,215,754	164,856	1,943,453	263,532
	<u>14,540,857</u>	<u>1,971,740</u>	<u>13,325,103</u>	<u>1,806,884</u>
債務引当金				
納税引当金（注６）	-	-	86,485	11,727
未払金				
未払費用（注７）	18,975	2,573	15,000	2,034
先渡為替契約未実現純損失（注11）	1,398	190	-	-
	<u>14,561,230</u>	<u>1,974,503</u>	<u>13,426,588</u>	<u>1,820,645</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2009年３月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	2009年３月31日終了年度		2008年３月31日終了年度	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用				
その他の営業費用	65,111	8,829	35,929	4,872
金融資産の評価調整（注３）	79,321	10,756	138,237	18,745
純為替差損（注８）	107,892	14,630	-	-
金融資産売却実現損失	5,597	759	-	-
所得税（注６）	334,897	45,412	384,605	52,152
当期利益	1,215,754	164,856	1,943,453	263,532
費用合計	1,808,572	245,242	2,502,224	339,302
収益				
純売上高	1,386,234	187,973	1,611,735	218,551
その他の利息および類似収益	362,654	49,176	436,569	59,199
純為替差益（注８）	-	-	93,817	12,722
金融資産売却実現利益	-	-	213,644	28,970
金融資産からの収益（注９）	59,684	8,093	146,459	19,860
収益合計	1,808,572	245,242	2,502,224	339,302

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2009年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（"Société Anonyme"）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録済住所は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主たる活動は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103 - 8011 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織に含まれ、当社が子会社としてその一部を形成する最小の組織を形成するノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類に含まれている。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グラン1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

注2 - 重要な会計方針の要約

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の取引はすべて、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

現金預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。

為替差損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち低価な方もしくは高価な方を用いて、それぞれ別個に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

金融資産は、取引日の取得価額で記帳される。期末現在で金融資産は、取得価額かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で算定される。

未収債権

未収債権は、額面価額で記帳される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整を行う理由が当てはまらなくなった場合、当該評価調整は継続されない。

債務引当金

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

未払金

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

配当金および受取利息

配当金は、配当落日に記帳される。受取利息は、発生主義に基づいて記帳される。

先渡為替契約

先渡契約は、特定の金融商品を将来の一定の期日に購入または売却する契約上の合意である。先渡契約は、店頭市場で取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク特性を有する契約に適用される現行為替レートを参照して計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は先渡為替契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場

で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注 3 - 金融資産

金融資産は、投資信託の受益証券への投資により構成されている。金融資産の増減は、以下のように要約される。

2009年 3月31日 (ユーロ)	
取得価額	
期首現在	1,249,128
期中取得額	72,460
期中処分額	(54,185)
期末現在	1,267,403
評価調整	
期首現在	(352,912)
期中評価調整	(79,321)
為替の影響	(3,974)
期末現在	(436,207)
期末純評価額	831,196
期末市場価格	840,269

注 4 - 資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注 5 - 準備金および繰越利益

期中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2008年 3月31日現在残高	37,500	1,147,000	9,822,150
前期の利益	-	-	1,943,453
準備金の取毀し	-	-	-
利益処分	-	216,000	(216,000)
2009年 3月31日現在残高	37,500	1,363,000	11,549,603

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2002年以降、1934年10月16日法（改正済）の8 a項に従い、当社は、当期の法人所得税を上回らない金額まで当年度の資産税を減額する権利を有する。

上記を享受するために、当社は、その年の資産税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を分配する場合には、税控除額は分配された年度中に期限が到来する。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」の科目の下で維持することに決定した。

2009年 3月31日現在、分配不能準備金は、2000年から2008年までの年度に控除された資産税の6倍を表す金額である1,363,000ユーロになっている。

2008年に、2000年および2001年の資産税準備金が、総額89,000ユーロ取り毀された。年次株主総会による承認後、305,000ユーロが、2008年の資産税額の5倍に相当する制限的準備金に割当てられた。

注 6 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグ税務当局からの最終的な課税査定額の出していない財務期間に関して当社が見積もった税金債務（当社が税務当局に支払った前払金を控除した額）に相当する。税金債務に比べて前払

金が超過した場合、正味金額が「未収納税引当金」として貸借対照表に計上される。

注7 - 未払金

未払金は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬ならびに先渡為替契約未実現損失から構成されている。

注8 - 純為替差（損）益

	2009年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2008年3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現（損）益	(102,520)	90,838
派生商品および為替契約に係る未実現（損）益の変動	(5,372)	2,979
	<u>(107,892)</u>	<u>93,817</u>

注9 - 金融資産からの収益

金融資産からの収益は、以下を構成している。

	2009年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2008年3月31日 終了年度 (ユーロ)
受取配当金	59,684	146,459
	<u>59,684</u>	<u>146,459</u>

注10 - スタッフ

当社には、2009年および2008年の事業年度中に従業員はいなかった。

注11 - 先渡為替契約

貸借対照表日現在、未決済先渡為替契約は以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日 (日・月・年)	未実現損失 (ユーロ)
ヘッジ用に保有される先渡為替契約					
ユーロ	584,293	米ドル	775,450	30 - 06 - 09	(1,105)
ユーロ	118,260	日本円	15,373,820	30 - 06 - 09	(293)
					<u>(1,398)</u>

注12 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2009年3月31日に終了した事業年度に362,655ユーロの利息が生じた（2008年：436,569ユーロ）。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2009
(expressed in Euro)

	<i>March 31, 2009</i>	<i>March 31, 2008</i>
ASSETS		
FIXED ASSETS		
Financial assets (note 3)	831,196	892,242
CURRENT ASSETS		
Trade debtors becoming due and payable within one year	184,678	182,028
Cash at banks	13,298,014	12,344,496
Receivable provision for taxation (note 6)	247,094	-
Net unrealised gain on forward foreign exchange contracts	-	3,974
ACCRUED INCOME	248	3,848
	<u>14,561,230</u>	<u>13,426,588</u>
LIABILITIES		
CAPITAL AND RESERVES		
Subscribed Capital (note 4)	375,000	375,000
Legal Reserve (note 5)	37,500	37,500
Other Reserves (note 5)	1,363,000	1,147,000
Profit brought forward (note 5)	11,549,603	9,822,150
Profit for the financial year	1,215,754	1,943,453
	<u>14,540,857</u>	<u>13,325,103</u>
PROVISIONS FOR LIABILITIES AND CHARGES		
Provision for taxation (note 6)	-	86,485
ACCRUALS		
Accrued expenses (note 7)	18,975	15,000
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts (note 11)	1,398	-
	<u>14,561,230</u>	<u>13,426,588</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2009
(expressed in Euro)

	<i>Year Ended March 31, 2009</i>	<i>Year Ended March 31, 2008</i>
CHARGES		
Other operating charges	65,111	35,929
Value adjustment in respect of financial assets (note 3)	79,321	138,237
Net exchange loss (note 8)	107,892	-
Realised loss on sales of financial assets	5,597	-
Income taxes (note 6)	334,897	384,605
Profit for the financial year	1,215,754	1,943,453
Total charges	<u>1,808,572</u>	<u>2,502,224</u>
INCOME		
Net turnover	1,386,234	1,611,735
Other interest and similar income	362,654	436,569
Net exchange gain (note 8)	-	93,817
Realised gain on sales of financial assets	-	213,644
Income from financial assets (note 9)	59,684	146,459
Total income	<u>1,808,572</u>	<u>2,502,224</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2009

Note 1 - General

Global Funds Management S.A. (the "Company") was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a "Société Anonyme" governed by Luxembourg law and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A - 33, rue de Gasperich L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as Net turnover.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1, St. Martin's-Le-Grand, London, EC1A 4NP, U.K.

Based on the criteria defined by Luxembourg law, the Company is exempted from the obligation to draw-up consolidated accounts and a consolidated management report.

Note 2 - Summary of Significant Accounting Policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro ("EUR") and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at the historical exchange rate or at their value determined at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Financial assets

Financial assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, financial assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustment are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of financial assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions for liabilities and charges

Provisions for liabilities and charges are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Accruals

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividend is recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 - Financial Assets

Financial assets consist of investments in units/shares of investment funds. Movements in financial assets are summarised as follows:

	March 31, 2009 EUR
Acquisition cost	
at the beginning of the year	1,249,128
acquisitions during the year	72,460
disposals during the year	(54,185)

at the end of the year	1,267,403
Value adjustments	
at the beginning of the year	(352,912)
value adjustments for the year	(79,321)
foreign exchange impact	(3,974)
at the end of the year	(436,207)
Net value at the end of the year	831,196
Market value at the end of the year	840,269

Note 4 - Subscribed Capital

The issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of 25,000 Euro each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 - Reserves and Profit Brought Forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserve	Profit brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2008	37,500	1,147,000	9,822,150
Previous year's profit	-	-	1,943,453
Release of Reserve	-	-	-
Appropriation of profit	-	216,000	(216,000)
Balance as at March 31, 2009	37,500	1,363,000	11,549,603

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with para 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other reserves".

As at March 31, 2009, the non-distributable reserve amounts to EUR 1,363,000 representing six times the net worth tax credited for the years from 2000 to 2008.

In 2008, the 2000 and 2001 net worth tax reserve was released by an aggregate amount of EUR 89,000. Following its approval by the Annual General Meeting of the Shareholders, an amount of EUR 305,000 was allocated to restricted reserves corresponding to five times the amount of the 2008 net worth tax.

Note 6 - Taxes

The Company is responsible for the management of several Mutual Investment Funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. Provision for taxation correspond to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities. In case of excess of advances compared to the tax liabilities, the net amount is recorded in the balance sheet as "Receivable provision for taxation".

Note 7 - Accruals

The accruals mainly consist of audit and domiciliation fees payable and unrealized loss on forward foreign exchange contracts.

Note 8 - Net Exchange Gain (Losses)

	<i>Year Ended March 31, 2009 EUR</i>	<i>Year Ended March 31, 2008 EUR</i>
Realised gain (loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(102,520)	90,838
Change in unrealised gain (loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(5,372)	2,979
	<u>(107,892)</u>	<u>93,817</u>

Note 9 - Income from Financial Assets

Income from financial assets comprise of:

	<i>Year Ended March 31, 2009 EUR</i>	<i>Year Ended March 31, 2008 EUR</i>
Dividend received	59,684	146,459
	<u>59,684</u>	<u>146,459</u>

Note 10 - Staff

The Company did not have any employees during the financial years 2009 and 2008.

Note 11 - Forward Foreign Exchange Contracts

As at the balance sheet date, the outstanding forward foreign exchange contracts are as follows:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealized Loss in EUR
FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS HELD FOR HEDGING					
EUR	584,293	USD	775,450	30-Jun-09	(1,105)
EUR	118,260	JPY	15,373,820	30-Jun-09	(293)
					<u>(1,398)</u>

Note 12 - Related Parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded an interest of EUR 362,655 for the year ended March 31, 2009 (2008: 436,569). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本語の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2009年10月30日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝135.60円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2009年9月30日現在

（ユーロで表示）

	2009年9月30日		2008年9月30日	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産				
固定資産				
金融資産（注3）	961,529	130,383	893,294	121,131
流動資産				
1年以内期限到来未収債権	210,472	28,540	235,040	31,871
現金預金	13,959,317	1,892,883	12,783,739	1,733,475
納税引当金（注6）	17,014	2,307	64,334	8,724
未収収益	12	2	1,159	157
	<u>15,148,344</u>	<u>2,054,115</u>	<u>13,977,566</u>	<u>1,895,358</u>
負債				
資本金および準備金				
資本金（注4）	375,000	50,850	375,000	50,850
法定準備金（注5）	37,500	5,085	37,500	5,085
その他の準備金（注5）	1,363,000	184,823	1,363,000	184,823
繰越利益（注5）	12,765,357	1,730,982	11,549,603	1,566,126
当期利益	598,287	81,128	637,463	86,440
	<u>15,139,144</u>	<u>2,052,868</u>	<u>13,962,566</u>	<u>1,893,324</u>
債務引当金				
納税引当金（注6）	—	—	—	—
未払費用（注7）	9,200	1,248	15,000	2,034
	<u>15,148,344</u>	<u>2,054,115</u>	<u>13,977,566</u>	<u>1,895,358</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2009年9月30日に終了した期間

（ユーロで表示）

	2009年9月30日終了期間		2008年9月30日終了期間	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用				
その他の営業費用	29,503	4,001	14,410	1,954
金融資産の評価調整 / （戻入） （注3）	(92,497)	(12,543)	13,711	1,859
金融資産売却実現損失	2,960	401	457	62
純為替差損（益）（注8）	(45,514)	(6,172)	36,343	4,928
所得税（注6）	234,144	31,750	296,858	40,254
当期利益	598,287	81,128	637,463	86,440
費用合計	726,883	98,565	999,242	135,497
収益				
純売上高（注1）	694,055	94,114	728,883	98,837
その他の利息および類似収益	16,225	2,200	244,014	33,088
金融資産からの収益（注9）	16,603	2,251	26,345	3,572
収益合計	726,883	98,565	999,242	135,497

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記
2009年9月30日に終了した期間

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。管理会社の目的は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社の登録済住所は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103 - 8011 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織に含まれ、当社が子会社としてその一部を形成する最小の組織を形成するノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類に含まれている。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グラン1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

注2 - 重要な会計方針

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令および取締役会により適用された以下の重要な会計方針に準拠して作成されている。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の収益および費用は、取引日に適用される為替レートによりユーロに換算される。

貸借対照表日現在における資産および負債は、以下のように換算される。

- ユーロ以外の通貨建の資産はすべて、取得時の為替レートまたは貸借対照表日に適用される為替レートによりユーロに換算したもののうち、低価な方を用いて個別に評価される。
- ユーロ以外の通貨建の負債はすべて、取得時の為替レートまたは貸借対照表日に適用される為替レートによりユーロに換算したもののうち、高価な方を用いて個別に評価される。

従って、未実現為替差損に加えて実現為替差損益のみが、損益計算書に反映されている。

金融資産

金融資産は取得価額で計上されている。期末現在で金融資産および投資有価証券は、取得価額かまたは現在の時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で計算される。

債務引当金

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

未収収益

当該資産科目には、次期事業期間中に受領されるが今期事業期間に関連する収益が含まれている。

未払費用

当該負債科目には、次期事業期間中に支払われるが今期事業期間に関連する費用が含まれている。

先渡為替契約

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は先渡為替契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注 3 - 金融資産

金融資産は、投資信託の受益証券への投資により構成されている。金融資産の増減は、以下のように要約される。

(ユーロ)

取得価額	
期首現在	1,267,403
期中取得額	50,038
期中処分額	(12,139)
期末現在	1,305,302
評価調整	
期首現在	(436,207)
期中評価調整	92,497
為替の影響	(63)
期末現在	(343,773)
期末純評価額	961,529
2009年9月30日現在市場価額	961,592

注 4 - 資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。

注 5 - 準備金および繰越利益

	法定準備金 (ユーロ)	資産税積立金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2008年3月31日現在残高	37,500	1,147,000	9,822,150
前年度の利益	-	-	1,943,453
利益処分	-	216,000	(216,000)
2009年3月31日現在残高	37,500	1,363,000	11,549,603
年度末後再配分			
前期の利益	-	-	1,215,754
2009年9月30日現在残高	37,500	1,363,000	12,765,357

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2002年以降、1934年10月16日法（改正済）の8 a項に従い、当社は、年度の法人所得税を上回らない金額まで当該年度の資産税を減額する権利を有する。

上記を享受するために、当社は、その年の資産税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を分配する場合には、税控除額は分配された年度中に期限が到来する。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」の科目の下で維持することに決定した。

2009年9月30日現在、分配不能準備金は、2000年から2008年までの年度に控除された資産税の6倍を表す金額である1,363,000ユーロになっている。

2008年に、2000年および2001年の資産税準備金が、総額89,000ユーロ取り毀された。年次株主総会による承認後、305,000ユーロが、2008年の資産税額の5倍に相当する制限的準備金に割当てられた。

注6 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。

注7 - 未払費用

未払費用は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬ならびに先渡為替契約未実現損失から構成されている。

注8 - 純為替差（損）益

	2009年9月30日 終了期間 (ユーロ)	2008年9月30日 終了期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現（損）益	44,180	(18,071)
派生商品および為替契約に係る未実現（損）益	1,334	(18,272)
	<u>45,514</u>	<u>(36,343)</u>

注9 - 金融資産からの収益

	2009年9月30日 終了期間 (ユーロ)	2008年9月30日 終了期間 (ユーロ)
受取配当金	16,603	26,345
	<u>16,603</u>	<u>26,345</u>

注10 - スタッフ

当社には、2009年9月30日に終了した期間中に従業員はいなかった。

注11 - 未決済先渡為替契約

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日 (日-月-年)	未実現（損）益 (ユーロ)
ヘッジ用に保有される先渡為替契約					
ユーロ	614,035	米ドル	898,211	30-12-09	(341)
ユーロ	110,429	日本円	14,440,146	30-12-09	278
					<u>(63)</u>

注12 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2009年9月30日に終了した期間に16,225ユーロの利息が生じた（2008年：244,014ユーロ）。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、ファンドのために、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、（ ）公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または（ ）競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は年次株主総会において株主により選任され、株主の決議により解任されます。欠員ある場合には、次回の株主総会まで欠員を補充するため、残余の取締役の多数決により取締役を選任することができます。

(2) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会において、ルクセンブルグの法律に規定される要件に基づき、決議が行われなくてはなりません。

(3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができます。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、定款に規定される定款の変更に要する方法により採択された株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社（「投資顧問会社」）

（1）資本金の額

2009年10月末現在、22億円

（2）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け日本において投資運用業および投資助言・代理業を営んでいます。UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社は、1996年の設立以来UBSグローバル・アセット・マネジメントグループのグローバルネットワークにおける日本拠点として、世界規模で統合される投資プロセスと組織の両面を通じて、投資運用サービスをご提供しております。2009年9月末日現在のUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社の投資運用業および投資助言・代理業における年金を中心とした運用資産額は、1兆8,946億円にのびります。

2. UBSグローバル・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド（「副投資顧問会社」）

(UBS Global Asset Management (Australia) Ltd.)

（1）資本金の額

2009年10月末日現在、8百万豪ドル（約6億6,960万円）

（2）事業の内容

UBSグローバル・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドは、1985年に旧スイス銀行グループとしてオーストラリアにおける資産運用業務を開始しました。UBSグローバル・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドはオーストラリア国内においてその運用実績に定評のある資産運用会社であり、年金基金、保険会社、公的セクター、その他大企業、投資信託を中心に、あらゆる資産クラスで商品を提供しています。運用資産は2009年9月末日現在、約1兆7,744億円（212億豪ドル、1豪ドル＝83.70円にて円換算）を有しており、シドニー、メルボルンの2拠点で業務を運営しております。

3. ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社」）

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

（1）資本金の額

2009年10月末日現在、2,800万ユーロ（約37億9,680万円）

（2）事業の内容

1990年、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事しています。

4. 野村證券株式会社（日本における「販売会社」および「代行協会員」）

（1）資本金の額

2009年10月末日現在、100億円

（2）事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2009年10月現在、日本国内に171の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定第一種金融商品取引業者として、また外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの受益証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

1．UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社（「投資顧問会社」）

投資顧問会社はファンドに関する投資運用業務および投資助言・代理業務を行います。

2．UBSグローバル・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド（「副投資顧問会社」）

（UBS Global Asset Management (Australia) Ltd.）

副投資顧問会社はファンドに関する副投資顧問業務を行います。

3．ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社」）

（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。また、登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行業務（純資産価額の計算を含みます。）等を行います。

4．野村證券株式会社（日本における「販売会社」および「代行協会員」）

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務および代行協会員業務を行います。

3【資本関係】

管理会社の株式の全株をノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが保有しています。

第3【投資信託制度の概要】

定義

本項において、以下の各用語は以下の通り定義される。

2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法
S I F 法	専門投資信託に関する2007年2月13日法
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体（現在はE Cが継承）
E U	欧州連合（特に、E Cにより構成）
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国である国
パート ファンド	2002年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（通達85 / 611 / E E C（改正済）をルクセンブルグ法に導入） - かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2002年法パート に基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する会社型投資信託
S I C A V	変動資本を有する会社型投資信託
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

．ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年にはじめて設定され、2008年12月末日現在でファンド数は1,910、その純資産総額は5,672億ユーロ（76兆9,123億円）に達している。

会社型の投資信託は1959年から1960年にかけてはじめて設立され、このタイプの代表的な投資信託として、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する会社型投資信託は1967年から1968年にかけてはじめて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である、2008年12月末日現在で会社型投資信託の数は1,461、その純資産総額は、9,925億ユーロ（134兆5,830億円）に達している。

ルクセンブルグの監督当局（以下「金融監督委員会」という。）が発表した統計によるとルクセンブルグにおける投資信託の純資産総額の推移は次のようになっている。

	契約型投資信託		会社型投資信託		合計	
	2000年までは億ルク センブルグ・フラン で2001年以降は億 ユーロ	億円	2000年までは億ルク センブルグ・フラン で2001年以降は億 ユーロ	億円	2000年までは億ルク センブルグ・フラン で2001年以降は億 ユーロ	億円
1989年末	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1981	1,126	3,018	557	1,493	1,684	4,513
1982	1,249	3,347	644	1,726	1,893	5,073
1983	1,769	4,741	1,264	3,388	3,033	8,128
1984	2,467	6,612	1,511	4,049	3,978	10,661
1985	3,592	9,627	2,720	7,290	6,312	16,916
1986	5,375	14,405	4,686	12,558	10,062	26,966
1987	5,309	14,228	6,036	16,176	11,345	30,405
1988	10,484	28,097	10,898	29,207	21,382	57,304
1989	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1990	13,917	37,298	14,248	38,185	28,165	75,482
1991	22,202	59,501	19,368	51,906	41,570	111,408
1992	42,486	113,862	25,060	67,161	67,546	181,023
1993	61,061	163,643	38,610	103,475	99,671	267,118
1994	62,182	166,648	37,659	100,926	99,841	267,574
1995	66,428	178,027	37,991	101,816	104,419	279,843
1996	75,607	202,627	47,549	127,431	123,156	330,058
1997	90,752	243,215	67,286	180,326	158,038	423,542
1998	109,263	292,825	87,129	233,506	196,392	526,331
1999	155,628	417,083	140,676	377,012	296,304	794,095
2000	186,689	500,327	166,118	445,196	352,807	945,523
2001	4,821	653,728	4,463	605,183	9,284	1,258,910
2002	4,358	590,945	4,087	554,197	8,445	1,145,142
2003	4,662	632,167	4,871	660,508	9,533	1,292,675
2004	5,040	683,424	6,023	816,719	11,062	1,500,007
2005	6,243	846,551	9,009	1,221,620	15,252	2,068,171
2006	6,813	923,843	11,635	1,577,706	18,449	2,501,684
2007	7,487	1,015,237	13,107	1,777,309	20,594	2,792,546
2008	5,672	769,123	9,925	1,345,830	15,597	2,114,953

(注) 2001年1月1日まで、すなわちユーロ導入以前の期間の数値についてのルクセンブルグ・フランの円貨換算は、2002年1月1日から2002年6月30日までの間において適用される日本銀行の裁定外国為替相場（1ルクセンブルグ・フラン＝2.68円）により、ユーロの円貨換算は、平成21年10月30日における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝135.60円）による。

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引および証券発行を規制する、1965年6月19日付勅令およびその後は投資信託の監督に関する1972年12月22日勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁（ＩＭＬ）に付託され（金融庁は同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。）、ＩＭＬは1998年4月22日法に従いルクセンブルグ中央銀行（「中央銀行」）となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会（“ＣＳＳＦ”）によって行使されている。金融監督委員会は、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督ならびに証券取引所理事長に付託されていた、証券取引所および証券の公募およびルクセンブルグ証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を付託されている。

ルクセンブルグの投資信託の形態

1. 前書き

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されていた。

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法（改正済み）（以下「1988年3月30日法」という。）が制定された。1988年3月30日法は、通達85/611 E C（以下「UCITS通達」という。）の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法（改正済み）（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルグは、UCITS通達を改正する通達2001/107/E Cおよび通達2001/108/E Cを実施した。この法律は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

2007年2月13日以降、2002年法が、これまでの1988年3月30日法に準拠していた投資信託の唯一の準拠法となる。機関投資家向け投資信託に関する1991年法は専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済み）に改訂されている。これらの投資信託は、かかるヴィークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供されなければならない。専門投資信託（以下「SIFs」という。）は、リスク拡散の原則に従う集団的投資スキームであり、したがってUCISに区分されている。SIFsは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけ金融監督委員会に認可されるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

2. 投資信託に関する2002年12月20日法

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2002年法は、5つのパートから構成されている。

- パート UCITS
- パート その他の投資信託
- パート 外国の投資信託
- パート 管理会社の認可
- パート UCITSおよびその他の投資信託に適用される一般規定

2002年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（UCITS）とパート が適用される「その他の投資信託」（UCIs）を区分して取り扱っている。

2.1.2. 欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2002年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「パート UCITS」）としての適格性を有しているすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、適用あるEU通達が当該国において立法化されている限度において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2002年法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、パート ファンドとみなされる投資信託を、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2002年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。
- 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

2.1.4. 2002年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のUCITS
- b) EUまたはその一部において、公衆に対してその投資信託証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- c) 設立文書に基づきEUの加盟国でない国の公衆に対してのみの投資信託証券を販売しうるUCITS
- d) 2002年法第5章によりパート UCITSに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であると金融監督委員会が判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記d)の種類は金融監督委員会の2003年1月22日付金融監督委員会通達03/88によって以下のとおり規定されている。

- a) 2002年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券以外の有価証券またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の有価証券に対する投資を意味する。

- c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する信託(「レバレッジ・ファンド」)
- d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入れの方針に関して、2002年法のパート 1 の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2002年法は、他の条項と共にU C I T Sの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート 1 ファンドおよびパート 2 ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- 1) 契約型投資信託("fonds commun de placement" (FCP), common fund)
- 2) 会社型投資信託(investment companies)
 - 変動資本を有する会社型投資信託(「S I C A V」)
 - 固定資本を有する会社型投資信託(「S I C A F」)

上記の投資信託は、投資信託に関する2002年法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、F C Pそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

F C Pは法人格を持たず、投資者の複合投資からなる2002年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。F C Pは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は投資者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条)および2002年法に従っている。

投資者は、F C Pに投資することにより投資者自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、F C Pの約款(以下参照)に基づく。投資者は、投資を行ったことにより、F C Pの受益証券(以下「受益証券」という。)を受領することができ、「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、約款に詳細に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2002年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2002年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

2002年法第5条、第9条、第11条、第13条、第14条、第23条および第116条は、特定の特性を設定し、または、ルクセンブルグ大公規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注) 本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主要要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、大公規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行すること。
- 発行価格および買戻価格は、パート 1 ファンドの場合、少なくとも一か月に二度は計算されること。その他のF C Pの場合は、少なくとも一か月に一度は計算されること。
- 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称。
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準。
 - (c) 分配方針。
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにその報酬の計算方法。
 - (e) 公告に関する規定。
 - (f) F C Pの会計期間。
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由。

- (h) 約款変更手続。
- (i) 受益証券発行手続。
- (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件。

（注）緊急を要する場合、即ち、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、金融監督委員会はこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

A) F C P に適用される投資制限に関しては、2002年法は、パート ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C I S に適用される制限とを明確に区別している。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2002年法第41条ないし第52条に規定されており、主な制限は以下のとおりである。

(1) U C I T S は、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T S の設立文書に規定されていなければならない。

(2) U C I T S は、通達 85 / 611 / E E C に従い認可されたU C I T S または同通達第1条第2項第1号および第2号に規定するその他の投資信託の受益証券に（設立国がE U加盟国であるか否かに拘わらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- かかる投資信託は、金融監督委員会がE U法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
- かかるその他の投資信託の受益者に対する保護水準はU C I T S の受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達85 / 611 / E E C の要件と同等であること。
- かかる投資信託の業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、年次報告書および半期報告書により報告されていること。
- 取得が予定されているU C I T S またはその他の投資信託は、その設立文書に従い、その他のU C I T S または投資信託に合計して資産の10%超を投資しないこと。

(3) U C I T S は、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がE U加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はE U法の規定と同等と金融監督委員会が判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

(4) U C I T S は、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（「O T C デリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- U C I T S が投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、U C I T S の設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- O T C デリバティブ取引の相手は、慎重な監督に服し、金融監督委員会が承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- O T C デリバティブは、日次ベースで、信頼できる認証されうる価格を有し、随時、U C I T S の主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するU C I T S に適用される条件および制限について、金融監督委員会は、2007年8月2日付金融監督委員会通達07 / 308を發布し、同通達は財務上のリスク、すなわち全体的エクスポージャー、取引の相手方のリスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を列挙している。更に、通達では、洗練されたU C I T S と洗練されていないU C I T S を区別しデリバティブ商品の各々の利用の違いを規定している。通達は、これに関連し、金融監督委員会に提供すべき最低限の情報についても概説している。

(5) U C I T S は、当該商品の発行または発行者が投資者および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2002年法第1条（すなわち上記(1)）に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 1) 中央政府、地方政府、E U加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、E Uもしくは欧州投資銀行、E U非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、またはE U加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- 3) E C法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともE C法が規定するのと同程度厳格と金融監督委員会が判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証され

る短期金融商品

- 4) 金融監督委員会が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1)ないし3)に規定するものと同程度の投資者保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのヴィークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証券を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、その投資目的以外にも流動資産を保有することができる。
- (9) (a) UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSは、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを使用しなければならない。UCITSは、金融監督委員会が規定する詳細なルールに従い定期的に、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法を金融監督委員会に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を金融監督委員会が定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いるものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーは、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。
- 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、取引の相手方のリスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
- UCITSは、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内でその投資方針の一部として、金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。
- 譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。
- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
- UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、相手方が上記(3)に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。
- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性を有する証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。
- 上記(a)に記載される個別の制限に拘わらず、UCITSは、一つの機関について、譲渡性のある証券または短期金融商品、預金およびそのOTCデリバティブ取引へのエクスポージャーを合計して、その資産の20%を超過してはならない。
- (c) 上記(a)の第一文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、EU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とする。
- (d) 上記(a)の第一文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別の監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体破産の場合、優先的にその元本および経過利息への支払いに充てられる債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されるものでなければならない。
- UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。
- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。
- (a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデ

リバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反しないよう、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が（以下のベースで）金融監督委員会の承認する株式または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチ・マークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での異常な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体のみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、金融監督委員会は、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国または一以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することを許可することができる。

金融監督委員会は、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与することができる。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を明示しなければならない。

- (c) 更に、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売促進文書の中に、かかる許可に注意を促し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSまたはその他の投資信託に投資することができるが、一つのUCITSまたは投資信託にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2002年法第133条に定める複数のコンパートメントを有する投資信託の一つのコンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、第三者に対するコンパートメントの債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外の投資信託の受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSが他のUCITSおよび投資信託の受益証券を取得した場合、それぞれのUCITSおよび投資信託の資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSまたは投資信託の受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社または他の会社は、他のUCITSまたは投資信託の受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび投資信託にその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書に、当該UCITS自身および投資を予定するUCITSおよび投資信託の両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。その年次報告書において、当該UCITS自身および投資するUCITSおよび投資信託の両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品への取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、この運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面における金融デリバティブ商品の使用による起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進資料に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (c) UCITSの純資産価格が、資産構成または使用する資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進資料は、その性格に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択さ

れた方法、および主たるカテゴリーの商品のリスクおよび利回りについての直近の評価に関し、追加情報を提供しなければならない。

- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2002年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しようとする議決権付株式を取得してはならない。
- (b) 更に、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債券の10%
 - () 同一UCITSまたはその他の投資信託受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済み当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) EU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券へ唯一の投資方法である場合に限り、しかし、この例外は、その投資方針中に、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本株式で一つまたは複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益証券保有者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家およびそのコンパートメントの設立、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社または保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその営業に直接必要である不動産を取得するためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために活動する管理会社または保管受託銀行は貸付けをし、または第三者の保証人となつてはならない。
- (b) (a)は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済みのものの取得を妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために活動する管理会社または保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の定義に関する2008年2月8日付大公規則(「1996年12月24日付大公規則」)(「大公規則」)は、定義の明確化に関するUCITS通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する2007年3月18日付EU通達2007/16/CE(「2007/16通達」)をルクセンブルグにおいて実施した。

CSSFは2008年2月19日、大公規則を参照して大公規則の条文を明確化する金融監督委員会通達08/339(「通達」)を示達した。

通達は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かの評価に当たって、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。当該通達は、2008年11月26日にCSSFより示達された通達08/380により修正された。

CSSFは2008年6月4日、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技術と商品の詳細について示した通達08/356を示達した。

通達は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、UCITSのカウンター・パーティ・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の順守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

B) パート ファンドに該当しないFCPに適用される制限は、2002年法第67条第1項に従い、金融監督委員会の提案に基づき発せられる大公規則によって決定され得る。

（注）かかる大公規則は未だ出されていない。

2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドのみを管理するすべての管理会社には、2002年法第14章が適用される。

パート ファンドを管理する管理会社には、2002年法第13章が適用される（以下参照）。

2.2.1.2.1. 2002年法第14章

同法第91条および第92条は、第14章に基づき管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務は金融監督委員会の事前の認可に服す。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。

管理会社は、投資信託の管理以外の活動を行ってはならない（ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠する投資信託でなければならない。

本店（中央管理機構）および登記上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

(2) 金融監督委員会は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有しなければならない。この最低金額は、ルクセンブルグ大公規則により625,000ユーロまで引き上げることができる（現在はかかる規則は存在しない。）。

b) 第93条第3項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。

c) 管理会社の株主またはパートナーの識別情報が金融監督委員会に提供されなければならない。

d) 申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

(5) 金融監督委員会は、以下の場合、第14章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。

a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上第14章に定められる活動を中止する場合。

b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

d) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、管理する投資信託の資産を使用してはならない。

(7) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する外部の監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

2.2.1.2.2. 2002年法第13章

同法第77条ないし第90条は、第13章に基づく管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 第13章の意味における管理会社の業務は、金融監督委員会の事前の認可に服す。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。

(2) 管理会社は、通達85/611/EECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていない投資信託の管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りで

ない。ただし、当該受益証券は、通達85/611/E E Cの下で他のE C加盟国に販売できない。

F C Pおよび会社型投資信託の管理のための活動は、2002年法別表 に記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

(注) リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下のサービスを提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資資産の管理(年金基金が保有するものも含む)

(b) 付随的業務として、投資顧問業および投資信託の受益証券に関する保管および事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載されたサービスのみの提供または(a)のサービスを認可されることなく付随的サービスのみの提供を認可されることはない。

(4) 通達93/22/E E C第2条第4項、第8条2項、第10条、第11条および第13条は、管理会社による上記(3)のサービス提供に適用される。

(5) 金融監督委員会は、管理会社を以下の条件の下に認可する。

(a) 管理会社の当初資本金は、少なくとも125,000ユーロなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、ポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、0.02%である。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

() 管理会社が運用機能を委託したF C Pのポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。

() 管理会社が指定管理会社とされた会社型投信

() その他の管理会社が運用機能を委託した投資信託のポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。

- これらの義務とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達93/6/E E C別添 に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から保証を受ける場合は、当該金額分自己資本の追加分の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または追加機関は、E U加盟国または金融監督委員会がE C法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する場合は、当該非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するU C I T Sに關し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。

(c) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した活動計画を添付しなければならない。

(d) 中央管理機構と登録上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

(6) 更に、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令または行政規定により、その監督機能を行使することが困難な場合は、認可を付与しない。

金融監督委員会は、管理会社に対して、本項に記載する条件を監視に必要な情報の提供を継続的に求める。

(7) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(8) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

(9) 金融監督委員会は、以下の場合、第13章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。

(a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3)(a)に記載する一任ポートフォリオ運用を含む場合、通達93/6/E E Cの施行の結果である金融業界に関する1993年4月5日法に適合しない場合。

(e) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

(10) 金融監督委員会は、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー(直接・間接、自然人・法人を問わず)の識別情報が提供されるまで管理会社の業務を行うことを認可しない。管理会社への一定の関与資格は、上記1993年4月5日法の規定と同様の規定に服する。

金融監督委員会は、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないとは判断する場合、認可を付与しない。

- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する外部の監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

運用条件

- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、金融監督委員会は、かかる会社に一定期間に事態を是正するか、活動を停止することを許すことができる。
- (13) 管理会社が管理するUCITSの性格に関し、またパート ファンドの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること（特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの）。これらにより、中でも、取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所により、UCITSの各取引を構成し、かつ管理会社が管理するFCPまたは会社型投資信託の資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反によるUCITSまたは顧客の利益を最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用サービスの認可を受けている各管理会社は、
- () 事前の包括的許可がない場合、投資家のポートフォリオを自身が管理するFCPまたは会社型投資信託の受益証券に投資してはならない。
- () (3)のサービスに関し、金融業界に関する1993年4月5日法（改正済み）に基づく通達97 / 9 / ECの施行する2000年7月17日法の規定に服する。
- (15) 管理会社は、事業のより効率的な運用のため、自らの機能のいくつかを遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。
- a) 金融監督委員会に上記を適切に報告しなければならない。
- b) 当該委託が管理会社に対する適切な監督を妨げるものではないこと。特に、管理会社が投資家の最良の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、資産運用の認可を得ているまたは登録されている機関で慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の機関に付与される場合、金融監督委員会と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資管理の中核的機能の権限付与は保管受託機関または管理会社の利益と相反する機関に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、常に権限が付与された機関の活動を効果的に管理することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、常に機能が委託された者に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合直ちに権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される機関は当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託機関の責任は、第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはなく、管理会社が郵便受けとなるようなかたちの機能委託をしてはならない。
- (16) 事業活動の遂行に際し、2002年法第13章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- a) 事業活動の遂行に際し、顧客の最良の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に活動しなければならない。
- b) 顧客の最良の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって活動しなければならない。
- c) 事業活動の遂行に必要な資源と手続きを保有し、効率的に使用しなければならない。
- d) 利益相反の回避につとめ、それができない場合は、顧客が公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
- e) その事業活動に適用されるすべての規制上の義務に適合し、顧客の最良の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。

設立の権利およびサービス提供の自由

(17) 通達85 / 611 / E E Cに従い、E U加盟国の他の国において認可された管理会社は、支店を設置またはサービス提供の自由の下に、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続きと条件を定めている。

(18) 第13章に従い認可された管理会社は、支店を設置またはサービス提供の自由の下に、他のE U加盟国で、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続きと条件を定めている。

2002年法第13章に従い管理会社に適用される制度は、2003年7月30日付金融監督委員会通達03 / 108により更に整備された。かかる通達の目的は2002年法の規定および要件を繰り返し主張することであり、より重要なこととして、当該規定および要件をいかに解釈するべきかに関する情報を提供している。その範囲において、通達では、管理会社が事業を開始するためには事前に金融監督委員会の認可を必要とすることを確認している。

また通達の規定により、業務プログラムを金融監督委員会に提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達は更に、人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から派遣または提供されることが可能である。また、業務は、個々に名声と経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。

管理会社の業務を遂行する2名の者について、通達では、2名の内の1名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。管理会社が一顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管会社の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。

通達では、職員数は管理会社の業務と、多分に管理会社が自らまたは委任を通じその職務を遂行する程度に依拠すると示唆している。通達の結論として、必要最少職員は、管理会社の業務を遂行するため任命される2名になると思われる。

更に、通達では、管理会社がその職務の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から職務を委任された企業を監視することができるように用意されるべきシステムと取決めである。これについて、通達はまた、かかる2名が、職務の委任先企業が実行する業務を監督するため受領するべき報告書の種類を指示している。更に、管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達では、投資運用機能を保管者に委託することができないと規定している。通達は、法律と同様に、E U非加盟国の企業が当該E U非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用機能にかかる企業に委託することができる」と重ねて規定している。

最後に、通達は付属書類として、四半期毎に作成の上金融監督委員会に提出すべき6種の別表を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に関係している。

2.2.1.3. 保管受託銀行

金融監督委員会により承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること（パート ファンドのみ）。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が約款に従って処分されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、その業務の不履行または不適切な履行の結果蒙った損失につき責任を負う。保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接に保管受託銀行の責任を追求することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録上の事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート ファンドの保管受託銀行は、その登記上の事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融業界の監督に関する1993年4月5日ルクセンブルグ法に定める銀行および貯蓄機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価と関連のUCITSに関し経験を有していなければならない。このため、取締役および後継者の識別情報は金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。

2.2.1.4. 関係法人

（ ）投資運用・顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用・顧問契約を締結し、この契約に従って、投資運用・顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、組入証券の組入および証券の売買に関する継続的助言をファンドに提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2.の(15)に従う。

（ ）販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一つまたは複数の販売会社もしくは販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年8月10日法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されてきた。

この形態で設立された会社型投資信託のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または一人の者が保有し得る株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において一株につき一票の議決権を有する。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、一度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金（プレミアム）を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における一株当たり純資産価格を下回ることはいできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。この規定および手続はSICAVには適用されない（下記参照）。

2.2.2.1. 変動資本を有する会社型投資信託（SICAV）

2002年法に従い変動資本を有する会社型投資信託（société d'investissement à capital variable - SICAV）の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年8月10日法（改正済み）の規定は、2002年法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2002年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないSICAVの最低資本金は認可時においては30万ユーロである。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。大公規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更は金融監督委員会に届け出ることを要し、金融監督委員会の異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、SICAVは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、SICAVの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額は金融監督委員会の提案または助言に基づき大公令に

より決定することができる(このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従い金融監督委員会が決定する。)。

- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること(パート ファンドについては最低一か月に2回、または金融監督委員会が許可する場合は一か月に1回とし、パート ファンドについては最低一か月に1回とする。)。
- 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資信託

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資信託においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資信託の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、一株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない会社型投資信託が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づいてなされ、買戻手数料がある場合は、それを差し引き、販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資信託においては、株主総会で決議された増資に関する授權に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、更に1か月以内に官報「メモリアル」に公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

(注) S I C A Vは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資信託の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる株式の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの定款に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が定款に従って処分されるようにすること。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、同様に、ファンドの投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パート ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2002年法27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型ファンドにも適用される。

- (1) S I C A Vが、通達85 / 611 / E E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合
 - 認可申請は、S I C A Vの組織構造等を記載した活動プログラムを伴わなければならない。
 - S I C A Vの取締役は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するU C I T Sに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
 - 更に、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、か

かる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令、行政規定により、その監督機能を行行使することが困難な場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、金融監督委員会に対して、要求される情報の提供を提供しなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されるか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

金融監督委員会は、以下の場合、S I C A Vに付与した認可を取り消すことがある。

- (a) S I C A Vが12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 上記2.2.1.2.2.の(15)および(16)は、通達85/611/E E Cに従い認可された管理会社を指定しているS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」をS I C A Vと読み替える。
- S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産の運用のみを行い、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。
- (3) 通達85/611/E E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを遵守しなければならない。

特に、金融監督委員会は、S I C A Vの性格に配慮し、管理会社が健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること（特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの）を要求する。これらにより、中でも、取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所により、U C I T Sの各取引を構成し、かつ管理会社が管理する契約型投資信託または会社型投資信託の資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。

2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関するその他の規定

1983年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかった。法律に基づく大公規則により、政府は投資信託を監督する権限を与えられており、これらの大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告ならびに運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。

これら一連の大公規則および通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状態は、投資信託に関する1983年8月25日法施行後変化した。1983年法は廃止され、投資信託に関する1988年3月30日法が施行された。2003年1月1日に投資信託に関する2002年法が施行された。

2002年法は2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に廃止した。

2.3.1. 設立関係法令

2.3.1.1. 1915年8月10日商事会社法（改正済み）

この法律は、F C Pの管理会社、（2002年法により明確に適用除外されていない限り）S I C A Vであると公開有限責任会社であるとを問わず投資法人（会社型投資信託）（および会社型投資信託における買戻子会社）に対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、S I C A Vにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件（1915年8月10日法（改正済み）第26条）

最低一名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロである。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項（1915年8月10日法（改正済み）第27条）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- () 発起人の氏名
- () 会社の形態および名称
- () 本店の所在地
- () 会社の目的
- () 払込資本および授權資本の額

- () 募集に際し払い込まれた額
- () 払込資本および授權資本を構成する株式の種類の記事
- () 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もし存在すれば）に対する制限規定
- () 現金払込以外の出資の内容および条件および出資者の氏名
- (注) 1915年8月10日法（改正済み）に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に発行される特別監査報告書の中に記載されるものとする。
- () 発起人に認められている権利または特典の内容およびその理由
- (x) 資本の一部を構成しない株式（もし存在すれば）に関する記載
- (x) 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を排除する場合、その規約およびかかる機関の権限の記載
- (x) 会社の存続期間
- (x) 会社が負担するすべての費用および報酬の見積または会社の設立に際しまた設立に伴って負担すべき費用および報酬の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年8月10日法（改正済み）第29条）

会社が公募によって設立される場合、以下の要件が適用される。

- () 設立定款を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること
- () 応募者は、会社設立のための設立定款の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年8月10日法（改正済み）第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込責任、および会社が当該法令に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害に対し、それに反する応募者に不利益な定めがあったとしても応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2002年法

投資信託に関する2002年法には契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込に関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

主要な特定要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2002年法第93条および第94条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- () 次の投資信託はルクセンブルグの金融監督委員会から正式な認可を受けることを要する。
 - (a) ルクセンブルグの投資信託は設立もしくは設定の日から1か月以内に監督当局の認可を受けること。
 - (b) EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託でないものについては、その証券がルクセンブルグ国内またはルクセンブルグから外国に向けて募集もしくは販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- () 認可を受けたUCIsは、金融監督委員会によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- () ルクセンブルグ法、規則および金融監督委員会の通達の条項に適合しない投資信託は認可を拒否、または登録を取り消されることがある。なお、金融監督委員会の決定に対し不服がある場合には、決定通知日から1か月以内に、投資信託を監督する大臣に不服申立をすることができる。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。同決定に対する最終抗告は、行政裁判所（the Council of State）に提出される。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は検察官または監督当局の要請に基づき、当該ルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日の大公規則に規定する投資信託の定義は、1991年1月21日IML通達91/75の中の一の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、「投資信託とは、その法的形態のいかにかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人またはその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、またはかかる証券もしくは証書を表象しもしくはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするものをいう。」とされている。上記の定義は、2002年法の第5条、第25条、第39条、第65条、第69条および第73条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）によりとってかわられた。金融庁は、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行

に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会に移転された。

金融監督委員会の権限と義務は、2002年法第97条に定められている。

- 2.3.1.3.3. 2002年法第109条は、ファンドに、目論見書、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。また同条は、パート ファンドに平均的投資家が容易に理解することができるように構成され記載された簡易な目論見書を義務づけている。

2002年法第109条および第110条は、以下の公告に関する要件を定めている。

- ファンドの完全な目論見書、簡易な目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出しなければならない。
- 簡易な目論見書は、契約締結前に無料で買付申込者に提供されなければならない。更に、完全な目論見書、直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、要求により無料で買付申込者に送付されなければならない。
- 年次報告書および半期報告書は、完全なまたは簡易な目論見書に特定する場所または金融監督委員会が承認する方法で一般公衆に入手可能でなければならない。
- 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。
- 監査済年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければならない。

2.3.1.4. 2002年法によるその他の要件

() 公募または販売の承認

2002年法第93条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためには金融監督委員会の認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2002年法第93条第2項は、金融監督委員会が設立文書を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 外国で使用する目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて金融監督委員会に提出された場合の事前の承認

金融監督委員会の監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、金融監督委員会に事前の承認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付金融監督委員会通達05 / 177に基づき、販売文書が利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合でも、意見を求めるためかかる文書を金融監督委員会に提出する必要はない。ただし、金融監督委員会の監督に服するUCIsは、誤解を招くような宣伝文書を発行してはならず、必要に応じてUCIsに固有の特別リスクを言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載内容

完全なおよび簡易な目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が的確な理解に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特にリスクに関する情報を含むものでなければならない。完全な目論見書は、投資対象の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、2002年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する文書に記載される場合はこの限りではない。

() 誤解をまねく表示の禁止

2002年法第112条は、完全なおよび簡易な目論見書の主要事項は常に更新されなければならない旨規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年8月10日法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主総会に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2002年法第113条は、年次報告書に記載される財務情報は承認された監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、投資信託の報告書またはその他の書類に投資家または金融監督委員会に提供された情報が投資信託の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちに金融監督委員会に報告する義務を負う。監査人は、金融監督委員会に対して、監査人がその職務遂行に知りまたは知るべきすべての点についての金融監督委員会が要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効な金融監督委員会通達02 / 81に基づき、金融監督委員会は、監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。金融監督委員会通達02 / 81により、監査人はかかる長文報告書において、UCIの運用(その中央管理事務および保管会社を含む。)および(資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別管理について)適切な監督手続の評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIsの受益証券がインターネッ

トにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない、通達では、かかる報告書の目的はU C I の状況を全体的に検討することであると述べている。

() 財務報告書の提出

2002年法第114条により、ファンドは年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出することが要求されている。

2002年法第118条は、金融監督委員会が投資信託に対して、その義務の遂行に関する情報の提供を要求でき、このため、自らあるいは任命する者を通じて、投資信託の帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

金融庁通達97 / 136(金融監督委員会通達08 / 348により改正)に基づき、2002年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類を提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年8月10日商社会法および2002年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または5万ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.4. 清算

2.4.1. 投資信託の清算

2002年法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または株主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.4.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

a. 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。

b. 管理会社が破産宣告を受けた場合。

c. 6か月以上の間純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

(注) 純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的に清算されないが、金融監督委員会は清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.4.1.2. S I C A Vについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。

b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

2.4.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、金融監督委員会による登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.4.2. 清算の方法

2.4.2.1. 通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もし存在すれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、金融監督委員会がこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2002年法第106条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、または金融監督委員会が提案された清算人の選任を承認しない場合は、金融監督委員会を含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.4.2.2. 裁判所の命令による清算

裁判所は、金融監督委員会の請求によって投資信託を解散する場合、2002年法第104条および裁判所商事部門の命令に基づく手続に従い金融監督委員会の監督のもとで行う清算人を選任する。清算手続は、清算人が裁判所に清算人の報告を提出したのち裁判所の判決によって終了する。未配分の清算残高は2.4.2.1.に記載された方法で預託される。

2.5. 税制

2.5.1. ファンドの税制

2.5.1.1. 発行税

2002年法第128条および2003年4月14日付大公規則の廃止に従い、2002年法に準拠する投資信託の設立に際しては、発行税は課されなくなった。

2.5.1.2. 年次税

2002年法第129条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2002年法第129条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 専門投資信託に関する2007年2月13日法に服するルクセンブルグの投資信託
- 2002年法に規定された複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントおよび投資信託の中、または複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントの中で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2002年法第129条における「短期金融商品」の概念は、2002年12月20日法第41条における概念より広いものであり、1996年12月24日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に關係する金融上の諸手当（金融デリバティブ商品等）を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

上記の第129条はまた、第3項（改正済）において、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のサブ・ファンドについて免責を規定している。

- その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合
- その専属的目的が短期金融商品への集合的投資および信用機関への預金である場合
- その投資対象の満期までの加重残余期間が90日を超えない場合
- 最高の格付けを受け得ると認められた場合

最後に、2004年6月15日法の改正第129条により、かかる免税が同様に適用されるのは、（ ）その従業員のため同一グループの主導により創設された専門年金機関または類似投資ヴィークルおよび（ ）従業員に年金給付を提供するため会社が保有するファンドに投資する当該グループ会社に対し受益証券が限定されるUCIsである。

2.5.2. 日本の株主の税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の株主もしくは受益者が、当該ファンドの株式または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該株主または受益者がルクセンブルグに住所、居所または恒久的施設を有している場合およびかつてルクセンブルグの居住者であった特定の者については、この限りでない。

会社型投資信託の株主が当該投資信託の発行済株式の10%を保有する場合、かかる株式の全部または一部売却する際に、かかる売却が取得後6か月以内に行われた場合、当該投資家が、ルクセンブルグと二重課税回避条約を締結していない国の居住者であったなら、キャピタル・ゲインに対し課税されることがある。

（注）二重課税回避条約はルクセンブルグと日本との間で締結されており、それゆえルクセンブルグの国内税法は日本の居住者に影響を与えない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

3. ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「SIF法」という。）を承認した。

SIF法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

新制度に基づき創設されるヴィークルと2002年法に準拠するUCIsを更に区別するため、SIF法では新規ヴィークル

を「専門投資信託」（以下「SIFs」という。）と称する。

既存の機関UCIsは、自動的に2007年2月13日付で、SIF法に準拠するSIFsになった。

3.1. 範囲

SIF制度は、（ ）その証券が一または複数の情報通の投資家向けに限定されるUCIsおよび（ ）その設立文書によりSIF制度に服するUCIsに適用される。

SIFsは、リスク分散原則に従う投資信託であり、UCIsとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFsは、当該ヴィークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報通の投資家向けのものである。

SIF法では、機関投資家および専門投資家を含む情報通の投資家のみならず、その他の情報通投資家で、情報通の投資家の地位を確保する旨および最低125,000ユーロの投資を行うか、または想定上の投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する通達2006/48/ECに定める信用機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2001/107/ECに定める管理会社が行った査定から利益を得る旨を書面で確認する投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報通の投資家は、洗練された個人投資家がSIFsへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ヴィークルの募集書類を提供しなければならない。そのため、一または複数の情報通の投資家向けの投資ヴィークルが、必ずしもSIF制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ヴィークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2. 投資規則

EU圏外の統一UCIsについて定める2002年法パート と同様に、SIF法は、SIFsが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、本制度については、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するヴィークルが、選択することができる。

SIFsはリスク分散原則を遵守する。SIF法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。金融監督委員会は、個人投資家への販売が可能なUCIsよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。個人投資家に販売できるUCIsに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限よりもむしろ、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

3.3. 構造的側面および機能上の規則

3.3.1. 法律上の形態および仕組み

3.3.1.1. 法律上の形態

SIF法は、特に、契約型投資信託（「FCP」）および変動資本を有する会社型投資信託（「SICAV」）について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、上記2.2.1.項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 会社型投資信託（SICAVまたはSICAF）

特性の要約については、上記2.2.2.項を参照のこと。

SIF法に基づき、SICAVは、2002年法に準拠するSICAVsの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で創設されるSIFは、SIF法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

SIF法が適用除外を認める場合を除き、会社型投資信託は、1915年8月10日のルクセンブルグ法（改正済）の条項に服する。しかし、SIF法は、SIFsについて柔軟な会社組織を提供するため一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.3.1.2. 複数クラスの仕組み

SIF法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を創設できると規定している。

更に、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内に、異なるクラス

の証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.3.1.3. 資本構造

S I F法の規定により、S I Fの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I Fの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2002年法に準拠するU C I sについては6か月以内である。F C Pに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I Fは、その形態を問わず、一部払込済の株式／受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するS I Fを設立することができる。更に、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープンエンド型またはクローズドエンド型とすることができる。

3.3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2002年法に準拠するU C I sに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、S I F法の規定により、証券の発行および適用ある場合の証券の買戻しまたは償還に適用ある条件および手続は、更に厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2002年法に準拠するS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、買戻価格または償還価格が純資産価額に基づくことを要求されない。新制度の下で、S I F sは、このため、（例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができる、または（例えば、クローズドエンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価額を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部で構成される可能性もある。

S I F sは一部払込済株式を発行することができ、そのため、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式および、追加の割賦で支払われる当初に発行された株式の発行価格の残額によっても、異なるトランシェの申込みを行うことができる。

3.4. 規制上の側面

3.4.1. 慎重な制度

S I F sは、金融監督委員会による恒久的監督に服する規制されたヴィークルである。しかし、情報通の投資家は個人投資家に確保を要するものと同様の保護を要しないという事実には照らし、S I F sは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2002年法に準拠するU C I sの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2002年法に準拠するU C I sについて、金融監督委員会は、設立文書、S I F sの取締役／マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記のサービス提供者の変更もまた、金融監督委員会の承認を必要とする。

しかし、S I F法の規定により、S I F sは、規制当局の承認を得る前に創設することができる。ただし、認可申請書が、創設された月の翌月のうちに金融監督委員会に提出されることを条件とする。これにより、S I F sを設立し、運用を開始し、それ以後に金融監督委員会の承認を得ることができる。

3.4.2. 保管受託銀行

U C I sと同様に、S I Fは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登録上の事務所を有する金融機関またはE Uの他の加盟国に登録上の事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管預託銀行は、常にS I Fの資産の投資方法ならびに当該資産が提供される場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な安全保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

S I F法は、保管受託銀行に対し、2002年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益になると思われる。

3.4.3. 監査人

S I Fの財務書類は、十分な専門経験を有するので正当であると証明され得るルクセンブルグの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、S I F法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の本質的要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I F sは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I F s は、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

3.5. S I F の税制の特徴

S I F s は、0.01%の年次税（2002年法に基づき存続する大部分のU C I s について、0.05%）を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2002年法と同様の方法により、S I F 法は、かかる税金を課される他のルクセンブルグU C I s に投資された資産部分、一定の機関の現金および年金プール基金に対し年次税を免除している。年金プール基金について、S I F 法が新たに取り入れた点は、参加している年金制度が同一グループに属することを（2002年法とは異なり）要求しないことおよび年金制度向けの個々のコンパートメントおよびクラスに対し同じく免税の利益を認めていることである。

S I F s が受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

S I F 法第67条の廃止に従い、会社型S I F s は、設立時に1,250ユーロの発行税を支払う必要はなくなった。

第4【参考情報】

ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2008年12月25日 有価証券届出書

2008年12月25日 有価証券報告書（第5期）

2009年3月31日 半期報告書（第6期中）

2009年3月31日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の報告書

U B S オーストラリア・ボンド・インカム の受益者各位

我々は、U B S オーストラリア・ボンド・インカムの2008年6月30日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、企業検査院（“Institut des Réviseurs d'Entreprises”）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、U B S オーストラリア・ボンド・インカムの2008年6月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていないが、我々に対する委任に関連して検討されている。従って、我々にかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

ルクセンブルグ、2008年10月29日

プライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エル
企業監査人
代表して署名
ケネス・イーク

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Unitholders of
UBS Australian Bond Income

We have audited the accompanying financial statements of UBS Australian Bond Income, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as of June 30, 2008, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Board of Directors of the Management Company's responsibility for the financial statements
The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the Auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of UBS Australian Bond Income as of June 30, 2008, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers S.à r.l.

Luxembourg, October 29, 2008

Réviseur d'entreprises

Represented by

Kenneth Iek

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

ルクセンブルグにて

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

2007年5月8日付の株主総会による任命を受けて、我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2008年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

企業監査人（“Réviseur d'Entreprises”）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、企業検査院（“Institut des Réviseurs d'Entreprises”）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2008年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
企業監査人

ベルナール・レースト

2008年5月13日

[次へ](#)

Luxembourg

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated May 8, 2007, we have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2008 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the “Réviseur d'Entreprises”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the “Institut des Réviseurs d'Entreprises”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'Entreprises”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'Entreprises” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2008, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Réviseur
d'Entreprises
Bernard LHOEST

May 13, 2008

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

独立監査人の報告書

ＵＢＳ オーストラリア・ボンド・インカム
の受益者各位

我々は、ＵＢＳ オーストラリア・ボンド・インカムの2009年6月30日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、企業検査院（“Institut des Réviseurs d'Entreprises”）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ＵＢＳ オーストラリア・ボンド・インカムの2009年6月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていないが、我々に対する委任に関連して検討されている。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

ルクセンブルグ、2009年10月29日

プライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エル
企業監査人
代表して署名
ケネス・イーク

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Unitholders of
UBS Australian Bond Income

We have audited the accompanying financial statements of UBS Australian Bond Income, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as of June 30, 2009, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Board of Directors of the Management Company's responsibility for the financial statements
The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the Auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of UBS Australian Bond Income as of June 30, 2009, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers S.à r.l.

Luxembourg, October 29, 2009

Réviseur d'entreprises

Represented by

Kenneth Iek

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

2007年5月8日付の株主総会による任命を受けて、我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2009年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

企業監査人（"Réviseur d'Entreprises"）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、企業検査院（"Institut des Réviseurs d'Entreprises"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2009年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
企業監査人

ベルナール・レースト

ルクセンブルグ、2009年4月17日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.

Following an appointment by the General Meeting of the Shareholders dated May 8, 2007, we have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2009 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the "Réviseur d'Entreprises"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "Réviseur d'Entreprises", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "Réviseur d'Entreprises" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2009, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Réviseur
d'Entreprises
Bernard LHOEST

Luxembourg, April 17, 2009

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。